平成27年　第6回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

平成27年 9 月 7 日　開会

平成27年 9 月17日　閉会

新　地　町　議　会

平成２７年第６回新地町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（９月７日）
議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… 4
職務のための議場出席者 …… 4
開　　会 …… 5
開　　議 …… 5
議事日程の報告 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
諸般の報告 …… 5
請願・陳情書等の報告 …… 6
常任委員会所管事務調査等の報告 …… 6
議案の報告上程 …… 6
提案者の説明 …… 6
議案第４６号の質疑、採決 …… １５
監査委員の報告、質疑 …… １７
決算審査特別委員会設置 …… １９
決算審査特別委員会正副委員長の選任 …… ２０
散　　会 …… ２０

第　２　号　（９月１６日）
議事日程 …… ２３
出席議員 …… ２４
欠席議員 …… ２４
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… ２４
職務のための議場出席者 …… ２４

開　　議 …… ２５
一般質問 …… ２５
　３番　　吉　田　　博　議員 …… ２５
　５番　　寺　島　浩　文　議員 …… ３２
　２番　　八　巻　秀　行　議員 …… ４３
　７番　　八　巻　　孝　議員 …… ５２
１１番　　井　上　和　文　議員 …… ５８
散　　会 …… ７３

第　３　号　（９月１７日）

議事日程 …… ７５
出席議員 …… ７７
欠席議員 …… ７７
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… ７７
職務のための議場出席者 …… ７７
開　　議 …… ７８
選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について …… ７８
議案第４７号の質疑、討論、採決 …… ７９
議案第４８号の質疑、討論、採決 …… ７９
議案第４９号の質疑、討論、採決 …… ８１
議案第５０号の質疑、討論、採決 …… ８３
議案第５１号の質疑、討論、採決 …… ８４
議案第５２号の質疑、討論、採決 …… ８４
議案第５３号の質疑、討論、採決 …… ８５
議案第５４号の質疑、討論、採決 …… ８８
議案第５５号の質疑、討論、採決 …… ８９
議案第５６号の質疑、討論、採決 …… ８９
議案第５７号の質疑、討論、採決 …… ９０
議案第５８号の質疑、討論、採決 …… ９０
議案第５９号の質疑、討論、採決 …… ９１
議案第６０号～議案第６６号の委員長報告、質疑、討論、採決 …… ９１
議員派遣の件について …… ９６
特別委員長報告 …… ９６

陳情審査委員長報告 ……１０１
議発第４号の上程、説明、質疑、採決 ……１０５
閉会中の継続審査の申し出 ……１０６
町長の挨拶 ……１０６
閉　　会 ……１０７

新地町告示第２９号

平成２７年第６回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２７年８月２４日

新地町長　　加　　藤　　憲　　郎

１　期　　日　　平成２７年９月７日

２　場　　所　　新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１３名）

１番	水	戸	洋	一	議員	２番	八	巻	秀	行	議員
３番	吉	田		博	議員	４番	三	宅	信	幸	議員
５番	寺	島	浩	文	議員	６番	遠	藤		満	議員
７番	八	巻		孝	議員	８番	加	藤	源	司	議員
９番	森		一	馬	議員	１０番	鈴	木		利	議員
１１番	井	上	和	文	議員	１２番	菊	地	正	文	議員
１３番	目	黒	靜	雄	議員						

不応招議員（なし）

第 6 回 定 例 町 議 会

（第　1　号）

平成２７年第６回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

平成２７年９月７日（月曜日）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　請願・陳情書等の報告
第　５　常任委員会所管事務調査等の報告
第　６　議案の報告上程
第　７　提案者の説明
第　８　議案第４６号　新地町教育委員会委員の任命について
第　９　議案第６０号　平成２６年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
第１０　議案第６１号　平成２６年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１１　議案第６２号　平成２６年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１２　議案第６３号　平成２６年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第１３　議案第６４号　平成２６年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第１４　議案第６５号　平成２６年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第１５　議案第６６号　平成２６年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（１３名）

１番	水	戸	洋	一	議員	２番	八	巻	秀	行	議員
３番	吉	田		博	議員	４番	三	宅	信	幸	議員
５番	寺	島	浩	文	議員	６番	遠	藤		満	議員
７番	八	巻		孝	議員	８番	加	藤	源	司	議員
９番	森		一	馬	議員	１０番	鈴	木		利	議員
１１番	井	上	和	文	議員	１２番	菊	地	正	文	議員
１３番	目	黒	靜	雄	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加	藤	憲	郎
副町長	佐	藤	清	孝
教育長	佐	々木	孝	司
復興推進課長	小	野	好	生
企画振興課長	泉	田	晴	平
税務課長	渡	部	和	秋
町民課長	岡	崎	利	光
健康福祉課長	荒		智	春
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	八	巻		隆
建設課長	渡	邊	祐	吉
都市計画課長	加	藤	伸	二
教育総務課長	佐	藤	茂	文
代表監査委員	荒		和	雄

職務のための議場出席者

事務局長	平	間	正	光
書記	木	幡	邦	枝
書記	高	口	雄	太郎

午前１０時００分　　開　会

◎開会の宣告

○**目黒靜雄議長**　ただいまから平成27年第６回新地町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**目黒靜雄議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は13名であります。

なお、目黒荘一総務課長は入院中のため欠席届がありましたので、ご報告いたします。

◎議事日程の報告

○**目黒靜雄議長**　次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○**目黒靜雄議長**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

５番　　寺　島　浩　文　議員及び

６番　　遠　藤　　満　議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○**目黒靜雄議長**　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から９月17日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から９月17日までの11日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○**目黒靜雄議長**　日程第３、諸般の報告については議会事務局長から報告させます。

平間正光事務局長。

○**平間正光事務局長**　ご報告申し上げます。

初めに、議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その２として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理でありますが、一般会計及び特別会計の例月出納検査が、平成27年５月分、６月分、７月分並びに定期監査についての審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案の受理でありますが、議案第46号から66号までの21件が提出されております。また、平成26年度新地町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

次に、一般質問の通告の受理でありますが、吉田博議員はじめ５名の議員から11件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎請願・陳情書等の報告

○**目黒靜雄議長**　日程第４、請願・陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した請願は２件で、請願第１号　米価暴落対策の意見書を求める請願及び請願第２号　ＴＰＰ交渉に関する請願については、いずれも産業厚生常任委員会に付託したので報告します。

次に、陳情について報告します。今回受理した件数は２件で、陳情第３号　安全関連法案を廃案にするよう国に求める意見書提出を求める陳情については総務文教常任委員会に付託したので報告をします。

また、陳情第４号　外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情については、郵送のため印刷してお手元に配付いたしております。

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○**目黒靜雄議長**　日程第５、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員長から所管事務調査の報告書が提出されております。

また、総務文教常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からそれぞれ行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付いたしております。

◎議案の報告上程

○**目黒靜雄議長**　日程第６、議案の報告上程については、町長から提出された議案第46号から議案第66号までの21件を上程します。

◎提案者の説明

○**目黒靜雄議長**　日程第７、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　本日ここに、平成27年第６回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しいところご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、新地町教育委員会委員の任命についてなど、21件の議案についてご提案しております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

去る、６月30日に告示されました新地町農業委員会委員一般選挙につきましては、定数13人を超えなかったことから、無投票で当選が決定しました。

また、議会をはじめ、関係団体から推薦されました５名の方に対しまして、７月21日に選任委員辞令の交付を行いました。

次に、防災集団移転雁小屋団地につきましては、去る６月24日に開催いたしました説明会において、第９行政区「雁小屋地区」とすることで決定されました。早ければ、今月中に設立総会が開催される予定になっておりますので、来月から新しい行政区としてスタートすることになります。

次に、復興推進課関係について申し上げます。

防災集団移転促進事業による被災者の住まい再建状況につきましては、７団地157区画中、８月末現在138世帯で建築が完了し、このほか11世帯が住宅建築工事に着手しております。

住宅建設ローンに対する補助や引っ越し代支援の申請数は、８月末現在、延べ313件であり、また、町独自の支援制度につきましても、297件の実績となっております。

防災集団移転での再建が一定の成果を上げている一方で、防災集団移転団地内外を含め、まだ再建が進んでいない被災者の方がおります。町ではこうした方々が一日でも早く再建できるよう支援するため、被災者に対する再建意向調査を行いました。状況を把握し被災者の支援をしてまいりたいと考えております。

被災した沿岸部の買い取りにつきましては８月末現在、対象面積46.3ヘクタールのうち、93.2パーセントに当たる43.1ヘクタールが買収済みとなっております。

生活環境整備強化のための道路事業につきましては、防災集団移転団地作田西地区と既存集落を結ぶコミュニティー道路が７月に完成し供用を開始しております。そのほか、防災集団移転団地大戸浜地区からの避難道を含め４路線について鋭意事業を進めており、引き続き早期完成を目指して進めてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

今年度で前期計画期間が終了する「第５次新地町総合計画」は、平成28年度から５年間の後期基本計画策定について、去る８月19日に第１回目の「新地町総合計画審議会」を開催し、調査・審議

をスタートさせました。本審議会では、後期基本計画と合わせて「新地町国土利用計画」及び「地方創生に係る総合戦略」の策定も審議いたします。

相馬港ＬＮＧ基地建設計画については、建設工事が順調に進められております。６月28日には早朝から24時間連続でＬＮＧタンク基礎盤のコンクリート打設工事が行われ、ミキサー車延べ2,300台により約１万立方メートルのコンクリート打設が完成しております。

東日本大震災以降、商工会青年部が中心となって開催している「やるしかねぇべ祭」は８月１日、好天候の中、音楽ライブや花火大会などのイベントが行われ、約２万5,000人の来場者で賑わいました。

また、震災復興に関する協定を締結している明治大学からは、８月１日から７日までを「明大ウィーク」として、延べ300人を超える学生が「やるしかねぇべ祭」でのボランティア活動や町内各小学校での学習支援を行いました。

町内での消費喚起と地域経済活性化のための「新地町スーパープレミアム復興商品券」については、総数9,400セットを発行したところ好評のうちに完売いたしました。

次に、町民課関係について申し上げます。

７月は、社会を明るくする運動の強調月刊となっており、７月１日に関係団体の参加をいただき、広報出発式を行いました。出発式では、内閣総理大臣・福島県知事からのメッセージ伝達の後、町内商店前での街頭活動や広報車による広報活動を行いました。

７月16日から25日まで、子供と高齢者の交通事故防止を運動基本に各種団体のご協力をいただき「夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動」を展開し、交通事故防止の啓発活動に努めました。また、７月15日には、役場前駐車場で交通安全出動式を行い、アトラクションとして新地高校音楽同好会による演奏や、新地保育所年長児によるお遊戯が披露されました。

除染対策事業では、福田・新地・駒ケ嶺地区811戸の空間放射線量率調査作業が終了したところであり、調査報告書を対象者に送付するとともに、住宅除染の年度内完了を目指してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

震災時18歳以下の県民を対象に実施する、第２回甲状腺検査につきましては、６月２日、15日、16日に町内小・中・高等学校において、７月17日に保健センターにおいて845名の方の検査を実施いたしました。

また、一般町民を対象とした移動式ホールボディーカウンター車による内部被曝検査につきましては、７月26日より８月７日までの７日間に保健センターにおいて87名の方の検査を実施いたしました。

検査結果につきましては、後日、福島県から郵送されますが、さらに詳細な検査等が必要となる場合には適切な指導を行ってまいります。

子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金につきましては、対象者1,466名に対し、申請書を

８月31日に郵送し、現在申請受付の手続を進めているところであります。

支払い時期につきましては、10月以降を予定しており、事務手続が完了次第、速やかに支給してまいります。

９月１日、２日、保健センターにおいて住民総合健診を実施いたしました。

40歳以上の社会保険の被扶養者の方及び５月に受診できなかった方を対象に、337名の方が受診されたところであります。健診結果につきましては、速やかに通知を行い、要精検や要医療と判定された方々に、精密検査の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導を行ってまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、食の安全・安心及び風評被害対策として実施しております、自家消費農産物の放射性物質検査は、８月末で310件の検査を実施し、検査結果につきまして広報等でお知らせしております。今後も、食の安心・安全を確保するため引き続き実施をしてまいります。

有害鳥獣被害対策につきましては、電気柵等による農地への侵入防止策への補助、及び捕獲隊による駆除を実施しております。

また、新地町と相馬市で建設を計画しておりました、有害鳥獣焼却施設（仮称）につきましても、８月13日に評価委員会が行われ、８月24日に事業主体となる相馬方部衛生組合の臨時議会により契約が議決されました。今後も関係機関等と連携し、農業被害の拡大防止に努めてまいります。

今年度の水稲関係でありますが、町内の水田面積約890ヘクタールのうち、27年産米の主食用米生産目標面積は約535ヘクタールとなっております。

今年の主食用米作付につきましては、主食用米が約479ヘクタール、転作作物として国が生産拡大を推奨しております飼料用米が、約107ヘクタールと増加しており、そのほか、大豆、ソバ、麦が主な転作作物となっております。

平成27年産水稲の８月15日現在における作柄状況が公表され、田植え期以降、天候に恵まれたことから、福島県は「やや良」の作柄となっておりますが、お盆以降の天候不良により、作柄等の低下が懸念されているところであります。

今後も引き続き経営所得安定対策を実施しながら、農業の振興を図ってまいります。

農地整備関係でありますが、ＪＲ東地区の農地復旧工事につきましては、今年度の工事発注に向け、国、県と協議を進めております。

また、県で実施しております、作田前ほ場整備事業につきましては、26年度16.9ヘクタールに続き、今年度6.7ヘクタール新たに作付しております。

漁業関係につきましては、既存の荷さばき施設、製氷施設の解体工事が完了しております。また、新しい荷さばき施設につきましても、関係機関と協議し、早期着工できるよう進めております。

次に、建設課関係について申し上げます。

町道整備関係につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して新地インターチェンジ高速バスストップ関連で鴻ノ巣線、南工業団地関連で大作赤柴線を整備しております。また、釣師小川線・浜北大坂下線・富倉赤柴線につきましても社会資本整備総合交付金の対象となりましたので、今年度より調査設計を行いながら整備を進めてまいります。

復興交付金を活用した宮田踏込畑線は、一部完了し供用開始いたしました。田中大戸浜線につきましては、大雨の際、道路が冠水するところのかさ上げ工事も発注し、安全・安心な道路整備を進めてまいります。

また、公共下水道関係では、区画整理地内の下水管渠を整備するため、地区から外れた管渠工事を進めており、年度末に完成いたします。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

新地駅周辺市街地復興整備事業につきましては、品質を確保しながら造成工事を進めているところでありますが、一部は東日本旅客鉄道株式会社に用地の引き渡しを行い、駅ホームをはじめ、鉄道設備の工事に着手しております。

また、軌道下を横断する地下自由通路についてはボックスカルバートが完成したところであり、地区外周部の地盤改良工事も最終工区に着手し、間もなく完了するところであります。インフラ整備に関しましては、上下水道、道路などの工事に着手するため、工事請負契約の議案を提出しております。

さらに、関連性のある地区内外に整備される県道３路線の整備や河川改修工事事業においても、関係機関と協議を進めながら工事を進めているところであります。

また、消防新地分署・防災センターについては実施設計が完了し、工事発注に向け積算業務を行っているところであります。

新・新地駅前の「まちづくり」に関しましては、イノベーションコースト構想に基づいたエネルギー関連産業の集積や、今後の町の復興や地方創生の柱となる環境産業共生型の町づくりに向けて、継続的に検討及び協議を行っているところであります。

また、公益財団法人福島県区画整理協会、新地町商工会などと連携し、駅周辺の町づくりを推進してまいります。その他、大手デベロッパーなどに新地駅周辺の開発のコンセプトを説明しながら、企業誘致についても進めているところであります。

また、地区内に再建予定の方については、仮換地指定後のスケジュールと再建に係る手続について説明会を開催し、個人宅地の上下水道の引き込み位置や宅内進入路の位置、電柱の位置などの確認を行っているところであります。来年５月には地区内に居住できるように進めてまいります。

災害公営住宅整備事業につきましては、中島地区の建設地となる新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定を行いましたので、地区内に30戸の建設に向けて用地取得を行う予定でおり、インフラ整備に合わせて、建設に向けて進めてまいりたいと考えております。

応急仮設住宅につきましては、新地町応急仮設住宅集約化計画に基づき、住宅再建のめどが立っていない方を対象に、仮設住宅間の引っ越しの説明会を行い、おのおの引っ越し準備に入っているところであります。

さらには、エアコン等の備品払い下げなどの希望アンケート調査も行っております。

また、仮設住宅の供与期間については、福島県が発表した平成29年３月末までの供与期間延伸の内容について、通知や説明会を開催したところであります。

定住促進住宅整備事業につきましては、福田地区に12戸の集合住宅を整備する計画で進めており、８月26日にはプロポーザルにより業者が決定したところです。今後は詳細設計を行い、議会の議決を得て工事を進めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

小中学校においては、７月18日から８月24日までの夏季休業期間中は、特段事故もなく、無事「第２学期」がスタートしております。

夏季休業期間中には、福島県中学校体育大会が開催され、尚英中学校からは８つの競技に出場。柔道男子個人戦では３位に入賞し、東北大会出場を果たすなど健闘しました。

去る９月２日に行われました、福島県中学校体育大会駅伝競走大会相双地区予選会において、尚英中学校が男女とも第２位の好成績で10月９日に西郷村て行われる県大会に出場いたします。

また、学習活動面においては、８月28日に行われた、相馬地方英語弁論大会で優勝し、県大会に出場します。

基礎学力向上では、中学生を対象に夏期特別講座として、相馬高等学校から講師を迎え「トライ塾」を５日間開催し学力向上に努めておりました。

その他、各種支援事業として、滋賀県竜王町、大分県ボランティア市民センターなどの支援を受けた体験・交流プロジェクトに、児童延べ36名が参加し、有意義な時間を持つことができました。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

次代を担う青少年の健全育成の一貫として、去る７月13日に尚英中学校体育館において「第19回新地町少年の主張大会」を開催し、小学生７名、中学生３名の皆さんから、震災を乗り越え、毎日の生活の中で感じていること、考えていること、社会や世界に向けての意見、未来への希望や提案について、それぞれ貴重な意見が発表されました。

姉妹・友好都市交流事業関係では、８月８日、山元町において小学生を対象とした「ふるさと従兄弟スポーツ祭」が開催され、野球、バスケットボール、剣道の３種目が行われ、選手と指導者が参加し野球が準優勝するなど健闘いたしました。また、８月５日から３日間にわたり北海道伊達市で行われました「姉妹友好都市シニアリーダー研修・交流会」には、新地高校生３名が参加し、交流を深めました。

続いて、本日提案いたしました議案について申し上げます。

初めに、議案第46号　新地町教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第５条第１項の規定による委員である、新地町谷地小屋字萩崎119番地の６、森祥子氏が平成27年９月30日で任期満了となるので、引き続き適任者として任命したいので、同法第４条第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第47号　新地町総合計画条例の制定につきましては、町の総合計画について基本的な事項を定め、その位置づけを明確にするため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第48号　新地町手数料条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定による、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第49号　新地町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、町が保有する特定個人情報について、利用の制限に関する規定及び停止の請求に関する規定を設ける措置を講じるほか、番号法との整合を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第50号　新地町情報公開条例一部を改正する条例につきましては、独立行政法人通則法の改正により、従来の「特定独立行政法人」が廃止され、新たな独立行政法人分類において、「行政執行法人」が創設されたため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第51号　新地町町営住宅条例の一部を改正する条例につきましては、大戸浜、岡、雁小屋、作田東、作田西災害町営住宅の整備に伴い、新たに管理を行う必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第52号　新地駅周辺市街地復興整備工事（その３）道路及び施設整備等請負契約につきましては、東日本大震災により被災した新地駅周辺の復興を進めるため、道路及び施設整備工事等を実施するに当たり、「新地駅周辺市街地復興整備事業の工事等に関する包括委託業務協定書」に基づき、清水・鴻池・東北建設特定業務共同企業体、代表者清水建設株式会社東北支店、常務執行役員支店長、竹浪浩と、「32億9,902万2,000円」で、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号　平成27年度新地町一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ24億500万円を追加し、211億2,440万円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、地方交付税で１億1,246万8,000円、国庫支出金で３億7,457万円、県支出金で12億3,119万4,000円、繰入金で２億3,519万5,000円、繰越金で４億4,802万3,000円を増額したところであります。

歳出補正の主なものとしては、環境衛生災害復興事業で6,042万円、水産業共同利用施設復興整備事業で３億8,937万5,000円、東日本大震災復興交付金基金積立金で３億893万7,000円、農地災害復旧工事で11億5,500万円、財政調整基金積立金で２億6,500万円を計上しております。

次に、議案第54号　平成27年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出それぞれ、903万9,000円を追加し、12億7,077万9,000円とするものであります。

歳入補正の主なものとしては、療養給付費交付金で450万円、基金繰入金で500万円、前年度決算による繰越金で403万9,000円を増額しております。

歳出補正の主なものとしては、退職被保険者等高額療養費で450万円を増額し、一般被保険者療養給付費で450万円を減額、療養給付費償還金で940万9,000円を増額するものであります。

なお、補正予算は、国民健康保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第55号　平成27年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ、3,757万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、７億4,525万7,000円とするものであります。

歳入補正の主なとしては、繰越金で3,757万3,000円を増額しております。

歳出補正の主なものとしては、高額医療合算介護サービス費で90万円、償還金及び還付金で746万7,000円、予備費で2,915万6,000円を計上するものであります。

なお、本補正予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第56号　平成27年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ、21万円を追加し、歳入歳出それぞれ、１億4,897万2,000円とするものであります。

歳入補正としては、前年度決算による繰越金21万円を増額し、歳出補正では、同額を後期高齢者医療広域連合納付金に充てるものであります。

次に、議案第57号　平成27年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ、2,098万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、２億9,424万円とするものであります。

歳入補正としては、前年度決算による繰越金2,098万7,000円を増額しております。

歳出補正としては、下水道維持費で1,148万2,000円、予備費で942万5,000円を計上するものであります。

次に、議案第58号　平成27年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ、859万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ、9,323万9,000円とするものであります。

歳入補正としては、前年度決算による繰越金859万7,000円を増額し、歳出補正では、維持費、予備費に充てるものであります。

次に、議案第59号　平成27年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ、１億2,779万円を追加し、歳入歳出それぞれ、１億6,169万5,000円とするものであります。

歳入補正としては、前年度決算による繰越金１億2,779万円を増額し、歳出補正では、同額を予備費に充てるものであります。

次に、議案第60号から議案第66号までの７議案につきましては、平成26年度新地町一般会計及び各特別会計の決算認定議案であります。

平成26年度の一般会計決算につきましては、東日本大震災からの復旧・復興事業費の増大により大規模であった前年度決算額を下回るものの、震災対応として、被災者支援、生活支援そして、復旧・復興事業などで26年度も大規模な決算になっております。決算の具体的な内容は、歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書で、お示しをいたしておりますので、概要のみについて申し上げます。

初めに、議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入総額が210億5,012万392円、歳出総額が192億6,621万7,062円となり、歳入歳出差引額は17億8,390万3,330円で、翌年度に繰り越すべき財源12億5,587万9,620円となっております。

主な事業といたしましては、東日本大震災からの復興に伴う防災集団移転促進事業や津波地域復興拠点市街地整備事業、被災市街地復興土地区画整理事業、防災緑地公園事業、道路復興事業を実施いたしました。

農業関係の復旧では、被災地域農業復興総合支援事業、農地災害復旧事業、農山漁村地域復興基盤総合整備事業などを実施いたしました。

被災された方々の生活再建をはじめとする復興事業を最優先に進めるとともに、復興をなし遂げた後においても魅力ある町として、未来に向けたまちづくりを目指して予算を執行してまいりました。

次に、議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額11億3,086万8,171円、歳出決算額10億7,682万8,644円、歳入歳出差引残額5,403万9,527円であります。

次に、議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額７億1,151万7,088円、歳出決算額６億7,394万2,809円、歳入歳出差引残額3,757万4,279円であります。

次に、議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額１億6,199万6,287円、歳出決算額１億6,178万5,260円、歳入歳出差引残額21万1,027円であります。

次に、議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額３億4,319万9,844円、歳出決算額２億9,641万2,845円、歳入歳出差引残額4,678万6,999円であります。

次に、議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして

は、歳入決算額１億744万2,626円、歳出決算額8,084万6,496円、歳入歳出差引残額2,659万6,130円であります。

次に、議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入決算額１億9,422万4,516円、歳出決算額2,112万2,653円、歳入歳出差引残額１億7,310万1,863円であります。翌年度に繰り越すべき財源は1,200万円となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**目黒靜雄議長**　提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時４４分　　休　憩

午前１１時０５分　　再　開

○**目黒靜雄議長**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第４６号の質疑、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第８、議案第46号　新地町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから議案第46号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○**目黒靜雄議長**　ただいまの出席議員数は、議長を除いて12名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第２項の規定によって、立会人に12番、菊地正文議員及び１番、水戸洋一議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○**目黒靜雄議長**　念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○**目黒靜雄議長**　異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次投票を願います。

〔投　　票〕

○**目黒靜雄議長**　投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。12番、菊地正文議員及び１番、水戸洋一議員の開票立ち会いをお願いします。

〔開　　票〕

○**目黒靜雄議長**　投票の結果を報告します。

投票総数　　１２票

有効投票　　１２票

無効投票　　ゼロ票

有効投票のうち

賛　　成　　１２票

反　　対　　ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第46号　新地町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○**目黒靜雄議長**　本日、平成26年度の決算審査報告のため、荒和雄代表監査委員に出席を求めております。

入室のため、暫時休憩いたします。

午前１１時１５分　　休　憩

午前１１時１６分　　再　開

○**目黒靜雄議長**　再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎監査委員の報告、質疑

○**目黒静雄議長**　日程第９、議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10、議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての７件を一括議題とします。

ここで決算に対する監査委員の審査意見について説明を求めます。

荒和雄代表監査委員。

〔荒　和雄代表監査委員登壇〕

○**荒　和雄代表監査委員**　おはようございます。私からは、平成26年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果について及び財政健全化等の審査意見を一部朗読をもってご報告申し上げます。

初めに、平成26年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等の審査結果については、地方自治法第233条第２項及び同法第241条第５項の規定により、審査に付された平成26年度新地町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況等を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告いたします。

審査の対象は、平成26年度新地町一般会計、同じく国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、新地南工業団地整備事業特別会計、７件の歳入歳出決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況について、本年８月３日から４日間にわたり、役場委員会室で審査を実施しました。

次に、審査の基本方針は、町長から提出された各会計歳入歳出決算書及び附属書類について、計数の正確性を検証するとともに、各担当課から内容を聴取しながら、予算の執行状況、実質収支、財産の管理及び基金の運用状況が適法性、効率性、有効性に基づいて適正に履行されているかを主眼として、定期監査及び例月出納検査等の結果も考慮し、審査を行いました。

審査の結果については、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書並びに実質収支等の関係書類は、法令の規定に準拠して作成され、計数も正確であると認めました。

財産に関する調書については、公有財産、債権及び基金の計数はいずれも正確であると認めました。

基金の運用状況については、基金設置の目的に沿って適正に運用されており、計数も正確であると認めました。

工事・委託、備品購入について抽出により書類を審査した結果、関係法令に基づき執行されたものと認めました。

次に、審査意見として、次の事項については留意されるよう要望いたします。

収入済額については、町民税が2,959万4,313円の増加となっており、景気回復による雇用や取得環境の改善によるものと見られます。

固定資産税については、8,644万6,428円の減少で、大型償却資産の減少が主な要因と見られます。

町政全体では、5,657万9,940円の減収となっております。

収納状況につきましては、現年課税分が99.76パーセントと前年同様の高い徴収率となっており、滞納繰り越し分は20.63パーセントで前年度と比較すると改善方向に向かっています。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、税の公平、平等と財源の確保の観点から、引き続き納税意識の啓発及び徴収率の向上と滞納額の縮減になお一層の努力を期待するものであります。

次に、予算執行についてですが、歳出予算の執行については、震災による大規模な予算であることから、大変苦慮されているのが推測されますが、震災から４年が経過し、今年度で復興集中期間が終了するとも言われているので、各種事業についてはおくれることのないように、工事等の早期発注を行うなど計画的に進めていただきたい。

さらには、事業の費用対効果を充分に検証した上で、前例にとらわれず、各事業の実施方法の見直しを徹底し、より効果的で効率的な予算執行に努めるとともに、予算議決の主旨に沿った適正な予算管理、執行に努められたい。

なお、入札等で不調となることがないように、予算額の見積もり方法を見直し、適切な予算額の算定に努められたい。さらには、品質確保や下請保護を図るため、最低制限価格制度の導入を調査検討されたい。

次に、基金の運用状況については、運用基金は一定の原資を運用することにより特定の事務または事業を運営するために設けられたものであることから、基金設置の主旨が充分達成されるよう、常に利用状況を把握するとともに、適正かつ効率的な運用に努められたい。

結びに、東日本大震災と原子力災害、さらには大規模な自然災害などは、次々と財政状況に大きな影響を与えてきました。現在の日本経済は、企業収益や所得、雇用環境の改善が続いているほか、先送りしていた設備投資に着手する動きも顕在化しつつあり、緩やかな回復基調が持続している状況ですが、財源の確保には厳しい状況が見込まれるので、一層、経済性、効率性を踏まえた財政運営を行う必要があります。

したがって、国や県の政策動向や社会情勢に充分留意し、自主財源の確保、受益者負担の適正化、新たな財源確保の検討等に、積極的に取り組むとともに、組織、機構の簡素化など、行政全般にわ

たる改革を引き続き積極的、計画的に進められるよう望むものであります。

以下、８月６日に審査を行いました工事委託及び物品購入、契約事務関係の抽出一覧表、そして特別会計を含む各会計の決算状況を取りまとめました。さらに、各会計ごとの決算状況、実質収支に関する調書、財産に関する調書については、記載のとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

以上で歳入歳出決算関係の報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成26年度財政健全化等審査意見についてでありますが、同法第３条第１項並びに第22条第１項の規定により審査に付された平成26年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見をつけて報告します。

初めに、審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

次に、審査の結果における総合意見ですが、審査に付されました健全化判断比率及びその算定基礎事項を記載した書類並びに資金不足比率及びその算定基礎事項を記載した書類は、いずれも正確に作成されているものと認めました。

以下、各比率の区分、早期健全化基準及びこれらに対する比率並びに個別意見については、記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

最後に、是正、改善を要する事項について、特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○**目黒靜雄議長**　代表監査委員の説明が終わりました。

これより決算審査意見に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

◎決算審査特別委員会設置

○**目黒靜雄議長**　お諮りします。

議案第60号から議案第66号までの平成26年度決算認定７件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第66号までの平成26年度決算認定７件については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第６条第１項の規定によって、議長を除く12人の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、議長を除く12人の議員を選任することに決定しました。

◎決算審査特別委員会正副委員長の選任

○**目黒靜雄議長**　次に、決算審査特別委員会正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、決算審査特別委員長に森一馬議員、同じく副委員長に八巻孝議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長に森一馬議員、同じく副委員長に八巻孝議員を選任することに決定しました。

ここで決算審査特別委員長に挨拶を求めます。

森一馬決算審査特別委員長。

〔森　一馬決算審査特別委員長登壇〕

○**森　一馬決算審査特別委員長**　それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま決算審査特別委員会を設置されたことに対し、議長から議員総意の委員長に私森一馬、副委員長に八巻孝君がご指名をいただきました。重責の任を感じております。私ども議員任期最後の決算議会でもあります。副委員長とともに心して取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

平成26年度の決算審査特別委員会運営に当たり、委員各位はもとより、行政執行関係者の皆様にも審査質疑の対応等について、当委員会に与えられた時間の中でしっかり実のある成果が上がるように、特段のご協力を願うものであります。町代表監査委員からの先ほどの報告内容からしても、震災復興事業は道半ばであるが、復興関係予算消化後の町財政は大変厳しい状況であると見ているようでもあります。委員会としても次年度行政執行の糧となり、励みになるよう、しっかりした報告書作成ができることを希望して挨拶といたします。

よろしくお世話になります。

◎散会の宣告

○**目黒靜雄議長**　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午前１１時３５分　　散　会

第 6 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

平成２７年第６回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

平成２７年９月１６日（水曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

３　番　吉　田　　博　議員

１．震災復興の進捗状況と今後の取り組みについて

５　番　寺　島　浩　文　議員

１．地方創生・地方版総合戦略策定について

２．交流人口拡大策は

２　番　八　巻　秀　行　議員

１．新地駅周辺市街地復興整備事業の促進について

２．社会教育、生涯学習の充実について

７　番　八　巻　　孝　議員

１．マイナンバー制度について

（行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の施行について）

２．２０２５年問題について

（高齢化率が最高となる１０年後の２０２５年の対策について）

３．被災住民の生活再建について

１１番　井　上　和　文　議員

１．あったか町政を目指して

２．人材育成について

３．除染の推進について

出席議員（１３名）

１番	水	戸	洋	一	議員	２番	八	巻	秀	行	議員
３番	吉	田		博	議員	４番	三	宅	信	幸	議員
５番	寺	島	浩	文	議員	６番	遠	藤		満	議員
７番	八	巻		孝	議員	８番	加	藤	源	司	議員
９番	森		一	馬	議員	１０番	鈴	木		利	議員
１１番	井	上	和	文	議員	１２番	菊	地	正	文	議員
１３番	目	黒	靜	雄	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤	憲	郎
副町長	佐藤	清	孝
教育長	佐々木	孝	司
復興推進課長	小野	好	生
企画振興課長	泉田	晴	平
税務課長	渡部	和	秋
町民課長	岡崎	利	光
健康福祉課長	荒	智	春
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	八巻		隆
建設課長	渡邊	祐	吉
都市計画課長	加藤	伸	二
教育総務課長	佐藤	茂	文
総務課長補佐	大堀	勝	文

職務のための議場出席者

事務局長	平間	正	光
書記	木幡	邦	枝
書記	高口	雄太	郎

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

○**目黒靜雄議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は13名であります。

なお、目黒荘一総務課長は入院中のため欠席届がありました。また、大堀勝文総務課長補佐が入室しておりますので、ご報告いたします。

◎一般質問

○**目黒靜雄議長**　日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

３番、吉田博議員。

〔３番　吉田　博議員登壇〕（拍手）

○**３番吉田　博議員**　おはようございます。議席番号３番、吉田博であります。時のたつのは早いもので、さきの新地町議会議員選挙から４年目を迎え、任期最後の定例会となってしまいました。この４年を振り返ってみますと、まさに震災復興議会であったと言っても過言ではないと思います。私は、この４年の議会活動の中で、支持者からの声を町に届けてまいりました。一番初めの一般質問において、被災者に一日でも早い住まいの提供をお願いいたしましたところ、結果的に被災地では最も早い住宅提供ができました。その後、被災時に大戸浜の緑地広場に避難した人々が不安な思いの中で命からがら逃げおおせた狭隘の大戸浜今泉線、いわゆる命の道の拡幅要望も現在進行形で進んでいるところであります。

農業に目を向けますと、作田前のほ場整備事業ですが、みんなが参加することになり、反対することはできないとして、この事業に参加したのはいいのですが、後継者がいないし、少しの田んぼでは誰も耕作してくれないといって嘆いていた方もおりました。まさしく農業の後継者不足は、深刻な問題であります。たしか電源三法交付金によって、当時の通産省と経産省との合同で建築したと思いますが、被災した漁業協同組合の事務所であります。解体、新築工事には、漁業組合の統廃合あるいはこれを管理監督する省庁の違いからか、難産の末、ようやく新たな事務所の建設と漁具倉庫及び周辺整備が行われる運びとなりました。そして、老朽化した老人憩いの家の改築については、駅前開発の中で町民の憩いの場としての温浴施設を計画しているということであり、町民にとって大変喜ばしい限りであります。鹿狼山麓にあるふれあいとやすらぎの森の整備については、今年度中に森林再生事業として整備するということになりました。

また、大戸浜の公会堂が津波被害に遭って、町からの全面的支援で建築要望をいたしましたところ、大戸浜だけ特別扱いはできないとしながらも、あらゆる知恵を絞り、情報を駆使して、大戸浜の緑地広場に防災コミュニティーセンターを建築することができたことは、住民にとって大変あり

がたいことであります。これらについては、町長はじめ町職員のたゆまぬ努力、そして力強いご尽力をいただいたたまものと心から感謝の誠をささげるものであります。

しかし、復興はまだまだ道半ばであります。これからも町執行部、議会、そして町民が一体となって取り組んでいかなくてはならないところでございます。ある被災地では、高台移転を計画してみたものの、用地確保が困難なため、津波が来た場所であっても行政側で危険区域の指定ができずに買い上げの対象にならなかったということで、個人で盛り土をして住宅建設を余儀なくされた、あるいは宅地造成やインフラ整備がおくれているため、諦めて他の自治体に移転するような事態も発生するなど、さまざまな様相を呈しているようであります。

前に申しましたとおり、被災者の住宅については、我が町では早い段階での取り組みが功を奏し、多くの方々が住宅を確保できたことに、被災者の一人として心から感謝を申し上げます。このたびの東日本大震災については、被災者のみならず、誰しもが一日も早い復興を願っているところでありますが、町民の皆さんの中には、復興が見えている部分と見えていない部分があるというような意見がありますので、前にも質問いたしましたけれど、４年半過ぎた今、震災復興の進捗状況と今後の取り組みについて、改めてお伺いしたいと思います。

まず初めに、被災した農地の復旧率はどのぐらいになっているのか、また後継者不足と言われている今後の農業施策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

次に、原発事故被害で痛手をこうむっている漁業について、今後どのような施策で取り組むのかをお伺いいたします。

３番目に、被災宅地等で町が買い上げた土地の利用については、復興特別委員会や各常任委員会等で示されておりますが、まだ手つかずの状態にあるところもあります。ただ、放っておくということはできませんので、野菜工場をつくるとか、太陽光発電施設ができるというようなうわさは聞いたことがありますけれども、これらの土地利用計画はいつ示すことができるのか、お伺いいたします。

続いて、４番目の質問ですが、県が行う復興事業が大変おくれていると思います。町の復旧、復興に影響はないものか、お伺いしたいと思います。

最後に、町の復興施策として工場誘致を行っております。しかし、誘致工場では従業員確保が課題となっております。町として支援策はあるのかどうか、以上５点についてお伺いをいたします。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長　３番、吉田博議員のご質問にお答えいたします。

震災復興の進捗状況と今後の取り組みについて、５つの項目についてご質問いただいております。それぞれ答弁させていただきます。

まず、１点目の農地の復旧率につきましては、県事業で行っています作田前ほ場整備区域を除き、

275ヘクタール中、191ヘクタールが復旧完了しております。復旧率は69.4パーセントとなっており、未復旧となっている箇所につきましても引き続き復旧工事を進めてまいります。後継者不足と今後の施策につきましては、26年度より新たな農業施策が始まりました。今後の農業について、地区座談会を開催しながら、国の農業政策に基づき農地の流動化を促進する農地中間管理機構を活用した農地の集積、集約による効率性、生産性の高い経営体育成を図ってまいります。また、青年就農給付金制度等を活用しながら、農業後継者の育成、農業担い手の発掘に努めてまいります。さらに、経営所得安定化対策を活用しながら、小規模農家も含め、水田をフル活用し、主食用米だけでなく、市場に目を向けた農産物の生産ができるような農業について、農家や関係機関と話し合いながら経営再開マスタープランを作成し、持続性の高い強い農業づくりを目指してまいります。

２つ目の原発事故被害をこうむっている漁業についてお答えいたします。漁業につきましては、試験操業の対象となる魚貝類も64種類とふえてきております。本格操業に向け、漁業の起点となる共同利用施設など漁業関連施設整備を進めてまいります。また、福島県水産種苗研究・生産施設が近くに建設されることから、これまでの捕る漁業の再興とあわせて養殖などのつくり育てる漁業など、関係機関と連携しながら推進してまいります。原発事故による魚貝類の放射性汚染や放射能汚染水の漏えいなどにより、風評被害が続いておりますので、モニタリングの継続やわかりやすい情報の発信など、引き続き関係機関に要望をしてまいります。

続きまして、被災住宅跡地の利用計画についてお答えします。町では、被災住宅地約46ヘクタールを移転促進区域に設定し、平成23年９月から買い上げを進めてきております。行政報告でも申し上げましたが、８月末現在約93パーセント、43ヘクタールが契約済みとなっております。このうち復旧復興事業で事業化が決定している面積は、約30ヘクタールであります。主な地区と内容でありますが、磯山地区の展望緑地、釣師、埒浜両地区の防災緑地、大戸浜地区の漁具倉庫、網干場ソーラー発電、相馬亘理線、今泉地区の地蔵川の改修、さらにはＪＲの移転用地など、復旧復興事業の事業用地として移転促進区域を活用しております。残りの13ヘクタールのうち、ほとんどは大戸浜地区の県道沿いのエリアでありますが、そのほか磯山、作田、今泉にも一部未計画のエリアが存在しております。ある程度一団となっている大戸浜地区などにつきましては、農業や商工業エリアとして展開も想定されるのではないかと、このように考えております。復興計画では、地域特性を踏まえた土地利用という整理をしておりますが、起業地としての公募など民間活用も含め検討してまいりたいと考えております。ご質問の土地利用計画の決定期間については、総合計画の後期計画との調整を図りながら決定してまいりたいと考えております。

続きまして、県の行う復興事業による影響についてお答えいたします。震災以来、復旧復興事業は膨大な事業量に対し、人員の不足、資材の不足、そして物価高騰などの状況の中、一日でも早い復興を目指し、県とともに事業を進めてきております。昨今は、資材調達については回復傾向にあるものの、相変わらずの人員不足、特に技術者不足により県発注工事においては３年連続の20パー

セントを超す入札不調が報道されるなど、建設業界を取り巻く情勢は依然として厳しい状況となっております。現在町は、駅前周辺や沿岸部でそれぞれ駅前区画整理事業や防災緑地、避難道などの復興事業を実施しており、またこれらの事業地やその周辺では、平成29年度の完成を目指し、複数の県事業が工事を行っております。狭いエリアで町や県の工事が錯綜しており、事業地内の道路が工事車両の通行ルートになるなどの点では、工事工程に影響はないとは言えませんが、当然県の事業地内を町発注工事車両も通行しておりますので、お互いに協力し、沿岸地区災害復旧・復興工事推進連絡協議会の活用や個別の事業間調整を行いながら、今後も情報を共有し、効率のよい事業遂行に努めてまいります。

最後に、誘致工場の従業員確保への支援策についてお答えします。平成27年７月現在の県内の有効求人倍率は1.48倍で、その中でも相双地区は2.29倍と高く、労働市場の需要超過傾向が続いております。こうした中、誘致企業を含めた町内の企業等においては、東日本大震災後に施行されました津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金をはじめとする各種補助金、そして雇用者１人当たりで最大で225万円の支給が受けられ、町内でも６事業者が活用している福島産業復興雇用支援助成金、さらに税の優遇措置などを活用し、設備投資や雇用の創出確保に取り組んでおります。町では、これらの制度を有効に活用していただくため、誘致企業等に対しまして、町のホームページや広報紙、企業訪問の際に情報提供を行いながら、利用促進を図っております。引き続き各種制度の周知徹底を図るとともに、従業員の居住用の物件などについても企業へ情報提供しながら、従業員確保への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○目黒靜雄議長　３番、吉田博議員。

○３番吉田　博議員　それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、農業施策でありますが、町長は議会答弁において農業、漁業は町の基幹産業だと申しております。広辞苑によりますと、基幹とは一番の大もと、中心となるものとあります。ということは、農業は新地町の一番の大もとで、中心となる産業であるということになります。私も農業は、大事な産業であると思いますし、その基幹産業が今話したように後継者が少なくなっているのであります。この産業を絶やさないにためにも、何らかの方法を町としてやっているようでありますけれども、もっともっと力を入れる必要があるのではないかと思います。もう一度今後の方針といたしまして、対策をお持ちであればお伺いいたしたいと思います。

そして、被災宅地の土地利用についてでありますけれども、約13ヘクタールがまだ未計画であるということでありますけれども、改めてこの未計画のところにどういったものがふさわしいのか、どういったことを行いたいのかということ、そしていつごろまでにこれを整備したいかというような思いがあれば聞かせていただきたいと思います。

４番目に質問いたしました、県が行う復興事業でありますが、たしか８月の10日に内堀県知事が

新地町に視察に来たと聞いております。そのとき復興状況を見たとすれば、当然県の復興状況を見たのでしょうから、知事が何らかのコメントを残されたと思います。支障なければお聞きしたいと思います。

５番目の人員、人手不足、あるいは工業誘致した工場の人員確保というようなことでありますけれども、確かに今町長が言われましたように、県内での求人率が1.48倍、そして相双地区においては2.29倍との求人率というようなことで、大変多い求人率となっておりまして、確かにこの数字を見れば工場が来てもなかなか大変だなというような思いもあります。先日ＬＮＧ関連会社の方々と意見交換の場で、やはり従業員確保が課題となっておりました。町として、１企業に特別な計らいはできないというようなことは承知しておりますが、町民にはできるだけ雇用の情報を提供することと、そして改めてただいま答弁いただきましたけれども、もっと一歩進んだ対応策を講じていただきたいと思いますので、改めてこの件についてお聞きしたいと思います。

お願いします。

○目黒静雄議長　加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長　３番、吉田議員の再質問にお答えいたします。

基本的には、最初の答弁でお答えしたとおりであります。農業、漁業、これらが町の基幹産業であるというその思いには変わりはありませんし、それを支えてきたのが町の兼業農家の皆さんがそれぞれお勤めをしながら、先人たちが残してくれた農地をしっかり守っていこう、そういう思いでやってこられた、そういう中、時代も変わり、農地の集約、集積が行われてきているというのが現状です。だんだんやっぱり規模も大きくなってくる、そういう中で兼業農家でやっていくのもなかなか大変、そういう中での後継者の育成、担い手の問題、そういうのが残っている。それは、日本全体の問題でもあります。新地だけの問題ではない、全体の問題でもあると思います。そういう中、国もさまざまな施策を提案しながら、それぞれ第１次産業であります農業、そういう人たちの持続的に経営ができるような、そういう集積、集約を図りながら、そして後継者を育成していこうという取り組みであります。新地町でこれをやれば、これが解決できるという明白な回答というのはなかなかないですけれども、でもやっぱりいつも農業にあるとお話が出ますけれども、農家ちゃんと事業をやってもうかるのだよ、そういう事業になっていかなければいけないなというふうに思っております。今若い人たちも一部会社勤めをやめて、農業を専門でやりたいという人たちも毎年一、二名くらいずつ出てきております。そういう人たちにしっかりと支援をしながら、そして彼らを事業者としてやっぱり成功に導き、後に続く人たちがつながるような、そういう施策をリードしてやっていければなと、そういう思いで取り組んでまいりたいと思っております。

あと県との復興事業、この前内堀知事が町のほうに来まして、町が今この震災復興を抱えているさまざまな事業の課題、それとあわせて新地町が今事業をどんなふうに展開しているか、現地のほうも案内させていただきました。駅前のほうも見、新地駅が新しくもう建築が始まっておりますけ

れども、そういう状況を見、そして漁業の施設があった地域を見、そして海岸の護岸工事等も見、防災緑地等も見ていただきました。知事も確かに自分の目で見て、新地町の事業が確実に進展している、そういうのを大変心強い、うれしいというふうに思っておりました。そういう中で、駅前の土地区画整理事業、そして間もなくあと１年半近くで新地駅のほうも開通する見通し、そういう状況になっている中で、県の事業部門がこの新地駅前の区画整理事業あるいは新しい駅がスタートするときに、道路関係とか、河川関係とか、そういう中で県事業が足かせにならないように、支障にならないように、しっかりと県のほうの担当事業部門を指導していきます。あわせて町との各機関のほうとも情報交換をしながら連携をし、そして復興事業の進捗にブレーキをかけないように、県のほうともしっかりと指導していきますというようなお話をされていかれました。

あと従業員確保、私も何度かお話ししましたけれども、さまざまな交通インフラも、あるいは港も、工業団地も整備されて進んでくる、企業立地も進んでくる、そういう中で地元からの雇用のほうが供給できるのだろうか、企業が求めるだけの人材を提供できるだろうか、その心配を持っております。企業等においても、さまざま企業訪問した中でお話を聞いて、でも結構応募者は集まってきておりますというような話を聞いております。でもまだまだ事業としては、これから例えばＬＮＧ関係はこれから事業が展開し、進んでいく、そういう中ではもっともっと雇用がふえてくるという状況になってきます。そういう中では、前にもお話ししましたけれども、新地町だけでなく、相双地域あるいは仙南エリアも含めた、そういうこの地域全体にやっぱり経済効果、雇用の効果も生まれるような、そういう発信もしていきたいと思いますし、あわせてこれまで若い人たちが新地町で雇用を求めておったけれども、なかなか働く場所がないということで、大都市周辺に就職していった、離れていった、そういう若者たちに対して、町の現在の状況、そして町の将来計画の情報も発信しながら、Ｕターン、Ｉターン、そういう活動を情報提供しながらやっていきたいというふうに思っております。

土地利用の計画の再質問の答弁がおくれておったということでありますが、まだ13ヘクタールの未利用地についての計画は、具体的には立っておりません。でも大体は大戸のかいわい、あの辺がまとまった13ヘクタールの大きなところとしては、いろいろこれまでも植物工場あるいは加工施設とかありました。でもまだ具体的にまとまって、ここにこういう事業がスタートするという状況まではいっておりませんけれども、私のイメージの中では大戸浜のそこの周辺の高台、海が見えるあの農地周辺だったら、クラインガルテンみたいな観光農園、近くにある交通インフラもどんどん整ってきて、もう百万都市仙台からだっても近いし、あるいは福島からだってもいわき方面からだっても交通アクセスもよくなってくるわけですから、そういう観光農園等も海のほうが近々復旧、復興してくれば、そういうことも検討の一つには考えられるのではないかな、そんなイメージは持っております。

再質問に対する答弁、以上でよろしいでしょうか。

○目黒靜雄議長　３番、吉田博議員。

○３番吉田　博議員　それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、農業、それから漁業の後継者の育成問題については、時間の関係上、一緒に質問させていただきたいと思います。まず、農業のことでありますけれども、先日東京で「スマート・テロワール農村消滅論からの大転換」の著者であります、元カルビー株式会社社長の松尾雅彦氏の講演を聞いてきました。その中で、日本の農業をだめにしたのは稲作を奨励したことが要因の一つだということを言っておりました。大型機械を売るために、国に田んぼを大きくさせて、農民に農作業を楽にさせ、財布を空にさせたというおもしろいことを言っておりました。その著書の一例を言いますと、田んぼは１年に１種類の作物しかつくれない、畑は４種類の作物がつくれるというようなことでありました。この中の作物の何種類かをメーカーと栽培契約すれば、安定した収入が得られるはずだというようなことでありました。

また、漁業においても近場の海で小さな船で魚をとるよりは、大きな船を使って沖に出る、あるいはいっぱいとった魚貝類をそのまま売るのではなくて、加工して売ればもっともっと付加価値がついて高い値段で売れるのではないかというようなことでありました。残念ながら、交付金事業で総事業費７億円の水産業共同利用施設整備事業には、新地町からの参入希望者がなく、町外の業者になる可能性が濃厚になったように聞き及んでおります。町の基幹産業としての位置づけをされている農業、漁業に最大限の支援策を講じることが大切と思いますが、やはり先ほども町長が答弁されましたように、農業漁業者と今後の対策について、膝を交えてお話をする必要があるのではないかと、このように思っております。

３番目の被災した危険区域の土地の利活用でありますけれども、13ヘクタールの部分、このあたりをデベロッパーへの提案もあってはよいものではないかというようなことを思っておりますが、この辺についてはいかがお考えでございましょうか。そして、いまだにその県道亘理線の橋がかっておりません。若干の町の被災復興に影響があるようなお話でございましたけれども、これらの事業もただいま町長がやはり県と一体となった仕事ができないかというようなことでありましたけれども、その辺を推し進めていっていただきたいと思います。

最後に、誘致企業の従業員確保でありますが、相馬地方では工業高校が小高工業高校１高しかありません。工業技術者が少ないというようなことが言われております。どうでしょうか。県内の教育行政に詳しい教育長さん、新地高校を工業高校にすることは難しいことでないでしょうかね。お答えいただければありがたいところでございます。また、南相馬市にある県立浜高等技術専門学校、いわゆるテクノカレッジ浜を利用して、人材育成を図るというようなことができないものか、ご提案を申し上げ、ご回答を賜りまして、私の質問を閉じたいと思います。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長　再々質問いただきました。農業、漁業、それぞれこれからの後継者として担う若者

たちとも可能性について話し合いをし、ここで彼らが農業をやる、漁業をやる、そういう将来についてやっぱり展望が開けるような事業ができないか、展開ができないか、行政としてどういう支援が必要なのか、そういうのもしっかりと話し合いをしていきたいというふうに思っております。

大戸地区の未利用地の13ヘクタール、デベロッパーのお話もいただきました。町としてもさまざま情報発信し、いろんな企業、デベロッパーからも問い合わせ等があります。どういう将来において、あそこの立地の中で可能性があるのか、あるいは事業として成り立つのか、そういうのもこれからもいろんなやっぱり問い合わせもあろうと思いますし、それぞれ一つひとつの事業者あるいは企業等について話し合いを進めながら展望が開けていければな、そういう取り組みをしていきたいというふうに思っております。

あとこれから企業立地が進む雇用の問題の中では、いろんな例えば今お話ありました新地高校の相馬地域の中では小高工業高校しかない。企業立地が進むこの地域にも、新地高校の専科の見直しをこれまでもさまざまありました。県のほうにも関係機関にもいろいろ話し合いもしてきました。でもそんな簡単に工業高校、人も設備も簡単にできるものではないということで、県のほうも当然心配もしてくれております。そういう中、新しい学科の再編だけではなくて、今最後にありました浜技専、テクノカレッジ、これの学科をもう少しふやしていこうとか、そういう関係団体のほうから県のほうにも要請もしておりますし、そういう可能性についても県のほうでもいろいろ考えてくれてはおります。この地域、相双地域全体の中の、今いろんな産業、革命を起こしていこうということでいろんな取り組みが行われておりますので、そういう全体の中で今後イノベーションコースト構想の中でもいろんな話し合いも進められておりますので、そういう可能性についても今後協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**目黒静雄議長**　これで３番、吉田博議員の一般質問を終わります。

○**目黒静雄議長**　続いて、５番、寺島浩文議員。

〔５番　寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○**５番寺島浩文議員**　おはようございます。受け付け順位２番、議席番号５番、寺島浩文でございます。今回は、２番バッターとして一般質問に入らせていただきます。

あの忌まわしい東日本大震災と原発事故から４年半が過ぎ、そして私が町議会議員となってから間もなく４年になります。思い返せばこの４年間は、東日本大震災からの復旧、復興対策がほとんどだったような気がします。一般質問もその復旧、復興対策を中心に、４年間一度も休まずに行ってきましたが、今回が１期目最後の一般質問となりました。今回は、以前にも何度か質問したものもありますが、今後の新地町の町づくり、そして町の進むべき方向性について質問させていただきます。それでは、通告に従いまして２つの件について質問させていただきます。

件名１、国の地方創生策、いわゆる地方版総合戦略策定についてお伺いいたします。質問１、昨年12月の国の地方創生施策、まち・ひと・しごと創生法の施行を受け、全国市町村は今年度中に地方版総合戦略を作成するように要請されており、我が町でも現在取り組んでいるところだと思います。策定を要請されている内容は、さまざまあると思いますが、メーンは地方が直面する人口減少化において、安定した雇用を創出し、地方に新しい人の流れをつくり、今後どのような町づくりを目指すのか示せということだと思います。そして、その戦略の精度、完成度の高さにより、自由度の高い交付金制度など財政支援策が盛り込まれているということですので、我々議会もこの地方版総合戦略の策定には非常に期待するところであります。

そこでお伺いしますが、策定はどのようなメンバーで進められているのでしょうか。内閣地方創生推進室の策定の手引によれば、幅広い年齢層から成る住民をはじめ、産、官、学、そして金、労、言、金融機関、労働団体、メディアなど広く関係者の意見が反映されることが重要ということです。そして、その手引の中には、戦略の策定については、議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要で、策定段階や効果検証の段階で充分審議が行われることが重要となっています。しかし、議会のほうではどのようなメンバーでどのように進められているのか、具体的内容は把握しておりません。そういったことから、どのようなメンバーでどのように取り組んでいるのか、またその内容と進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

質問２、地方版総合戦略策定の一番の目的は、地方の人口減少対策です。質問１で申し上げたように、安定した雇用の創出や地方への人の流れをつくるということが重要です。この人口減少対策、要するに我が町の人口増加策については、私も今まで何度も一般質問で行ってまいりましたが、有効な具体策は示されておりません。そういったことから地方版総合戦略の中に具体的な施策をどのように盛り込まれるのかをお伺いいたします。

件名２、交流人口拡大策はということでお伺いします。質問１、交流人口拡大への取り組みは、地方版総合戦略の中にも組み込まれていると思いますが、あえて別の件名としてお伺いしたいと思います。現在新地町には、一番の観光地となっている鹿狼山や早期復活が望まれる釣師浜海水浴場や釣り公園など、海の観光資源があります。そして、現在進められている復興事業、新地駅周辺市街地復興整備事業や釣師防災緑地整備事業により、ホテル、温浴施設、イベントを行える施設など、さまざまな施設整備計画が進められております。当然新地町の人口だけでは、その施設の利用者目標を達成することはできませんので、町外から多くの人に新地町へ足を運んでいただかなくてはいけません。しかし、観光客をふやす、交流人口をふやすといっても簡単なことではないと思います。当然他の自治体などでも必死に考えていると思います。そこでお伺いしますが、我が町の独自の地域資源を生かし、どのようにして交流人口の拡大を図っていくのか、お伺いいたします。

質問２、質問１の交流人口拡大のためには、ホームページの情報発信は非常に重要であります。例えば新地町の情報を知りたいとき、一番の手段としてパソコンやスマホなどを持っている方は、

まず町のホームページを開くと思います。これは、他の市町村にしても同じだと思います。問題はその後です。ホームページを開いたときに引きつけられるようなインパクトがあれば、もっとよく見てみたいということで、町内の観光地や各施設の情報にも目を向けてもらえると思います。そういった意味でもホームページの果たす役割は非常に大きいと思います。町でも今年度の当初予算で、ホームページの更新のために432万3,000円の予算をとっております。私もどのようなホームページになるのか、大いに期待しているところであります。そこでお伺いいたしますが、ホームページをどのようなものに更新していくのか、また進捗状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

質問３、新地町のオリジナルマスコットキャラクター、いわゆるゆるキャラを制作し、新地町のＰＲ活動やイベント活動などで活用すべきではないかということについてお伺いいたします。この質問は、平成26年３月議会でも質問させていただきました。あれから１年半が過ぎ、ゆるキャラブームも下火になっているのではないかと思っておりましたが、各種雑誌、新聞、テレビなどでもまだまだ露出が多く、県内でも自治体の公認キャラクターがふえてきております。前回お話ししたように、そのキャラクターによっては数百億の経済効果が生み出されております。そこまでいくのは難しいかもしれませんが、やり方次第では大きな経済効果をもたらすことは可能だと思います。後追いでも構わないと思います。あとは、差別化された愛されるキャラクターを生み出し、ＰＲの仕方次第では、新地町交流人口の大きな力になると思いますので、新地町のオリジナルマスコットキャラクターを生み出していくべきだと思います。前回の回答では、先進事例や効果について調査を行うという回答でした。そういったことから調査を行い、どのような結論が出たのか、お伺いいたします。

質問は、以上でございます。答弁よろしくお願いいたします。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長　５番、寺島浩文議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地方創生・地方版総合戦略策定についてお答えをいたします。現在町では、第５次新地町総合計画後期基本計画とあわせて、地方人口ビジョン、地方版総合戦略を策定中であります。策定に当たっては、幅広い年齢層の町民をはじめ、産、官、学、金、労、言などを含めた組織推進で審議、検討することなどが国から求められております。このようなことを踏まえて、新地町における推進組織は町総合計画審議会とし、この中で調査、審議することといたしました。

去る８月19日には、第１回目の会議を開催し、将来の人口推計や各種施策の前提となる現在の施策、事業の見直し状況の提示をいたしました。今後は、月１回程度の会議開催により、具体的な施策や事業の絞り込みを行い、今年中の策定を目指してまいります。なお、地方版総合戦略を調査、審議する町の総合計画審議会は、町の議会から３名、学識経験者６名、各種団体から６名の合計15名

の委員で構成しております。また、具体的な人口減少対策については、新地町は逆に人口増加の目標に向かって、若手子育て世代の移住、定住策を重点的に検討してまいります。

次に、交流人口拡大策についてお答えをいたします。津波と原発事故により、海の観光は壊滅的な被害を受け、海水浴場の再開が見通せない状況にあって、町の観光資源は鹿狼山を中心とした里と山での観光誘客を図っているところであります。このような中で、常磐自動車道の開通により、大都市圏との交通アクセスが改善されたことから、昨年度においては観光ガイドブックを全面改訂し、ふくしまデスティネーションキャンペーンでの全国へ向けた情報発信に積極的に努めてきたところであります。今年も９月の22日、23日に、来週ですね。東京国際フォーラムで開催されます「町イチ！村イチ！2015」など、各種物産展などに出展し、町をＰＲしながら交流人口の拡大に取り組んでおります。

また、新地駅周辺や釣師防災緑地においても、賑わいをつくり出し、既存の観光資源とを連携させ、地域の特色を生かした新地の復興の姿として情報発信するなど、交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、ホームページでの情報発信についてお答えいたします。町のホームページは、行政情報をはじめ観光やイベントなど、さまざまな情報を発信できる有益なツールであります。今回の更新では、より見やすく、興味が持てるホームページにするために、観光、食事、お土産などを一体でＰＲできるつくりにしていきたいと考えております。また、いつでもどこでも閲覧できるように、スマートフォンに対応した情報提供もあわせて行ってまいります。進捗状況につきましては、現在仕様書等を作成中であり、準備が整い次第発注していきたいと、このように考えております。

最後に、新地町オリジナルマスコットキャラクターの制作、活用についてお答えいたします。近年、全国的にゆるキャラあるいはご当地キャラが地域活性の新たな可能性として注目を集めております。全国では、2,000を超えるゆるキャラがあるとも言われており、熊本県のくまモンや彦根市のひこにゃんは全国的にも有名なゆるキャラとして、自治体の知名度のアップ、商業や観光分野などで地域の活性化に大きな効果をもたらしていると言われております。しかしながら、2,000以上存在するゆるキャラの中で、地域振興の一助となり成功している例はほんの一握りであり、ほとんどのゆるキャラは脚光を浴びることもなく、姿を消しております。

成功事例を検証してみますと、しっかりとした体制、コンセプトのもとで、高度で綿密な戦略によって活動展開をしております。具体的には、ＳＮＳなどインターネットの活用や知名度を上げるための各種メディア戦略、ストーリー性を取り入れたＰＲキャンペーン、地道で継続した地域イベントへの参加などです。一方、見た目の奇抜さや特技だけで存在しているゆるキャラは、記憶に残りやすい反面、飽きられやすく、一時のブームの中で活動を終えていることが多いようであります。また、計画性や継続性が見通せないものも早期に活動を停止しているようであります。ゆるキャラは、より多くの人に認知され、親近感や好意を抱いてもらわなければなりません。その上で、全国

のユーザーやファンが当地に足を運び、具体的な経済効果につながる存在であることが求められております。観光ＰＲや地域の活性化、経済効果という本来の意義、役割から考えると、ほとんどのゆるキャラは成功していないと言えます。成功のためには、多くの時間と労力、資金が必要となります。このようなことから、新地町においては政策課題とは捉えておりませんので、ゆるキャラの制作は考えておりません。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　ここで暫時休憩いたします。

午前１１時０２分　　休　憩

午前１１時１５分　　再　開

○**目黒靜雄議長**　再開をします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

５番、寺島浩文議員に発言の続きを許します。

５番、寺島浩文議員。

○**５番寺島浩文議員**　それでは、再質問させていただきます。

地方版総合戦略の策定についてお伺いいたします。先ほどの答弁で、総合計画審議会の中で15名で、その中で総合戦略を策定するということでした。当然この総合計画と共通する部分もかなりあるとは思うのですが、総合計画は人口減少対策、人口減少を克復する、これが特化した部分だと思います。その点、石破茂地方創生担当大臣などもインタビューで言っていますけれども、行政指導になってしまって、ありきたりな政策ではいけないと、市町村で本気で競争してもらうと、独自の施策の策定を期待すると言っております。その中心となる人口減少対策、この辺あとは差別化できるようなものが本当にできるのかどうか、その辺の取り組みというか、意気込みのようなものを再度お聞かせ願えればと思います。

それと、先ほどの答弁にはちょっと出てこなかったのですけれども、これは地方創生、地方に人口を移動させるというのが、これは国のほうの既成の事実となっているようですけれども、高齢者の地方移住というのがあるというふうに聞いております。この地方移住政策、国では検討しているということでありまして、現在当然首都圏では団塊の世代が後期高齢者を迎えて深刻な介護医療施設不足が指摘されているという2025年問題があります。そういったことから日本創政会には、医療や介護サービスが安価で施設に余裕のある地方への高齢者移住を提言しております。確かに高齢化が進む地方においても、その高齢者自体がもう少なくなっていく傾向にある中で、高齢者の地方移住が進めば、医療や介護などの高齢者向けサービス産業の雇用がふえていくというメリットもあります。

しかし、デメリットも大きいと思います。高齢者は、地方自治体の国民健康保険や介護保険に加

入してしまうことになってしまいます。日本は、高齢者の保険料負担は少ないものですから、自治体の負担がふえていくということが出てきます。ただ、国がその移住高齢者がふえた分の負担を自治体に支援するという施策があるという情報もあります。いずれにしても高齢者の地方移住は、本当に現実的なことだと思います。このことを町としてはどう考えて、どのように対処していくつもりなのでしょうか。介護施設などを新設して受け入れていくのか、あるいはまた介護施設の新設を許可しなければ高齢者は受け入れないと考えるのか、その辺も含めお聞かせ願えればと思います。

あと人口減少対策、人口増加策、移住定住策を考えていくというご答弁がありました。人口減少対策、人口増加策、これは全国の自治体、さまざま本当に取り組んでおります。しかし、なかなかやっぱりいい施策はないようであります。そこで、１つご提案なのですけれども、やはり空き家最近ふえていますが、空き家を利用したお試し居住型体験宿泊を推進してみてはどうでしょうか。私も全国の自治体の取り組みを調べてみましたが、これが一番現実的だと思います。やはり短期間でも移住候補として考えられる町に数日間から数週間宿泊し、町のことまたは地域の人、人間を知ってもらうのが一番いいのではないかと思います。ただ、先ほどお話ししたように、この施策に取り組んでいる自治体も多いので、中身はちょっと一ひねりする必要があると思います。町内も空き家がふえてきており、その空き家の利活用にもつながりますので、ぜひ検討するべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

件名２、交流人口拡大策はということで、先ほどガイドブックの作成、デスティネーションキャンペーンでの情報発信等いろいろ回答がございました。交流人口拡大は、情報発信は当然必要ですけれども、こちらからやはり動いていく必要もあるのではないかと思います。新地町には、鹿狼山、釣師浜海水浴場など、そういった観光地はありますけれども、飛び抜けて有名な観光地、そして豊富な観光資源、そういったものを持ち合わせていない自治体であります。そういったことから着地型観光、そういったものを推進していくべきではないかと思います。皆さんもある程度ご存じだと思いますが、着地型観光は旅行代理店は関与せずに、地元の人間が企画した観光プログラムに現地集合、現地解散で参加者を受け入れ、地域を楽しみながら地域の人との交流を深めることができるというものであります。現在は、有名な観光地や商業的な観光資源に価値を感じる方も少なくなってきているということを言われております。地方の伝統に根差した人や風習、食文化に価値観を感じる人が多いということです。それに参加者は経費が安く済みますし、受け入れる側は地域資源を発掘し、宿泊施設や飲食店などと連携し、新たな商品を生み出していくことになりますので、地域活性化にもつながっていくと思います。当然着地型観光を運営する組織の設立も必要になりますが、ぜひ取り組んでいくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

質問２、ホームページについてお伺いいたします。先ほど進捗状況等お伺いいたしました。今後の世の中を見ますと、本当に日本は超高齢化時代に入ります。ホームページを閲覧する方も、もう高齢化してきておりますし、先ほど話したような高齢者の地方移住にかかわってくる可能性もあり

ます。高齢者にとってホームページ、特にトップページの写真は、写真や文字が大きく、美しく、文字情報が余り多くないほうが各サイトに入り込みやすいということですし、また個性豊かで観光情報ページがおもしろいというものがよいというアンケート調査が出ているということです。交流人口の拡大、観光客層としても最も期待できる高齢者をターゲットにし、アピールしていくことが必要だと思います。そのようなホームページを目指していくべきだと思いますけれども、そのようなホームページになるのかどうか、また今後の策定について考え方をお伺いいたします。

最後に、ゆるキャラの件について再質問いたします。先ほどの回答では、制作する予定はないという回答でございました。しかし、前回質問したときには、正確な数はちょっと定かではありませんが、福島県内ではせいぜい十数体から20体ぐらいだったと思います。しかし、今年の６月現在のこの福島民報の保存版を見ますと、48体ございました。プラス県のマスコットキャラクターキビタン、これで49体あります。県内59市町村中、48の自治体にあるということです。これだけふえたということは、各自治体でゆるキャラに対して経済効果が見込めるという検証結果が出たということではないのでしょうか。それぞれの自治体、いろいろ検証方法は違うとは思いますけれども、新地町では先ほどは余り経済効果は見込めないということから、見合わせるというお話でしたが、具体的に詳細にどのくらいやったのかよくわかりませんが、その点どのような検証を行ったのか、再度お伺いしたいと思います。

そしてまた、やっぱりぜひ新地町でもオリジナルマスコットキャラクターの制作を検討するべきだと思います。そうでないと、県内のさまざまなイベントがございますけれども、ご当地キャラクター勢ぞろいなんていうときに、新地町ではもうまぜてもらえません。そういう状況になってしまうと、ちょっとＰＲ不足にもなるのではないかと思います。これは、そういったことになると本当に大きな新地町のアピールの場を失うことにもなりかねません。ゆるキャラの策定に当たっては、そんな多額の経費をかける必要はないと思います。大事なのは、マスコットキャラクター、いわゆるゆるキャラを制作するために、町民を巻き込んでみんなでつくり上げた愛されるキャラクターをつくり、活用し、盛り上げていけば、地域活性化にもつながりますので、ぜひ作成するべきではないかと思いますが、再度考えをお伺いいたします。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　地方版総合戦略の中で、人口をどうふやしていくかということで、先々を見ればこの人口が減っていく、そういう中で日本全国の自治体がふやすための方策を考えろと。町で。どこもやっぱり地域の活力を上げていきたい、そういう意味では、みんな思いを持って取り組みはしているのだと、そういう中、町もこの総合戦略版で言われるまでもなく、人口はふやしていきたいと。最初四、五年前、震災前あたりは、新地町の将来人口もずっと減っていきますというような、そういう人口の見直し等を行ってきました。震災があって、大変な犠牲も払いましたが、震災以降いろんな全国からの人たちが来て見ていただいて、そして震災後の新地町の可能性、震災復興、そうい

う中ではさまざま交通インフラをはじめ、港をはじめ、震災があったことによって大きな震災復興後の新地町の可能性というのが見えてきました。いつも言いますけれども、ＬＮＧが来る、できる、基地ができる、そのエネルギーを活用しようとする企業、関連企業も見込まれますし、今インターチェンジができ、新しい企業立地も進んでおります。また、町の人口も前にもお話ししましたけれども、昨年度からずっと毎年自然減で50名くらいずつ減ってきたのが、減少に歯どめがかかる。今は、毎月の広報を見ていただいても、町のホームページを見ていただいても、少しずつではありますけれども、回復基調にあるというのも確かな数字であります。今回10月の国勢調査が今行われておりますけれども、これが数字が出ればまたぐんと町の人口はふえてくると私は思っております。震災以降、町外から新地町に移住してお家を建てた方、100件以上も超えています。多くの人たちがでもまだ住民票は新地町に持ってきておりません。そういう中での今回の国勢調査をしていけば、確実にもっとふえていくというふうに思っておりますし、このごろの現象では若い人たちが専門学校あるいは学校を卒業して東京方面に就職しておったが、帰ってきたい、帰ってきているという若い人たちが、私が親たちから聞いた情報あるいは相談を受けた情報がもう１桁どころではないです。そういうＵターンの情報発信の効果も少しずつではありますけれども、あらわれてきているなと思っております。

来週全国町村会主催で行われます有楽町駅のすぐ隣の国際フォーラムで、町イチ！村イチ！のフォーラムが開かれます。私も県の代表として、県内でも十五、六のある町村が出展されますので、はっぴを着て行ってきますけれども、私が知っている状況での親戚とか友人とかに、こういうわけで開かれるのだけれども、東京にいる同級生たち、友達どう、時間あったら来てくれないと言ったら、来ます、行きます。議員皆さん方もみんなそれぞれ東京にいる同級生たち、仲間たち、組織つくっている人たちあるでしょう。そういう人たち、情報発信するからパンフレット送ってよこせというところもありまして、パンフレットも送ってやりました。そしたら、みんな声かけて、新地のブース行きます、福島県のブース行きますという反響が何件か返ってきております。ぜひ議員の皆さん方もこの情報、東京の友達、親戚の人たち発信していただきたいと思います。ぜひお願いしたいと思います。できれば皆さん方も足を運んでいただければなおうれしいですけれども、そのコーナーではもちろん県内の特産品のコーナーはもちろんなのですが、移住、定住、相談コーナーも設けています。どうですか。いや、ふるさとに行ってみたい、あるいは団塊の世代の人たちも一度ふるさとのほうも検討してみたい、そういう相談があるかどうかわかりませんけれども、そういう移住、定住のコーナーも設けて、そして都会にいる人たちにそういう情報、いろんな提供していきたいと思っています。あと結果は、報告させていただきますけれども、でも意外と反響はあるなと思って見ているのです。ですから、そういう情報発信というのは本当に大切だなと思っています。どんな反響があるのか、期待していただきたいと思います。

そういうのも含めて、町のほうの人口は、必ず私は近い将来１万人にしたい、そういう町長の思

いとして発信させていただいています。そんな町長、大ぼら吹いてなんて言われますけれども、決して私は8,000人の人口が１万人になるのは夢の数字ではないというふうに思っております。そういう環境、今５番議員から高齢者の移住、新地において高齢者をどうぞ都会から来てくださいという情報発信は、相当厳しいなと思います。町もいろんな福祉施設とか何か整っていますけれども、スタッフも足りなくてなかなか全ベッド数受け入れできないという状況があります。そういうさまざまな課題もありますけれども、そういう中ではそれよりももっと働き世代、子育て世代、そういう人たちを受け入れできる環境はどんどん整っていくというふうに思っておりますし、そうしていきたいと、政策の中でもそれはやっていきたいと思っております。新地でも定住しながら、働く場所ありますよ、子育てする環境は議員の皆さん方もご承知のとおり、ほかの自治体よりもまさるとも劣らないと思っています。そういうさまざまな環境は整ってきていると思いますし、そういうのを重点的に町としてもＰＲをし、定住人口をふやしていきたい、そういうふうに思っています。もちろんそのためにも、まず新地に来ていただいて、新地のいろんな自然環境あるいは産業等も見ていただいて、交流人口もふやしていきたい、その思いは強く持っています。さまざま常磐自動車道も全線供用開始になりました。福島への道路のほうも順調に進んでおります。そういういろんな状況を見ると、100万都市仙台あるいは福島、山形のほうも含めて、いわき、東京の方面も含めて、そういうアクセスはどんどんよくなってきておりますし、足を運んできていただいて、見ていただいて、そして住んでいただける、そういうＰＲ、いろいろＰＲ効果は、ＰＲの方法はいろいろあろうと思いますけれども、地道に新地に足を運んできていただいて、そのよさを実感していただけるような、それは取り組みはしていきたいと思います。

空き家の利活用の提案ありました。私もこれできればいいなと思っております。前にも議員の皆さん方とか行政区長さんたちに地域の空き家の情報を調べていただいて、そしてその持ち主さんの人たちから貸してもいいとか、売っても放してもいいんだよとか、そういう情報もいただいて、いろいろ町のホームページ等にもアップしたこともあるんです。一、二は、何件かは紹介はありましたけれども、でも基本的にその持ち主の人たち、ここには住んでいないのだけれども、先祖の思い出があるとか、あるいは荷物等がそういうのが入っているから一部を貸すわけにはいかない、あるいは売却するわけにはいかないというのも結構多いのです。それが意外と思うように進んでいないというのがあるのですが、でもこれからやっぱり二地域居住とか、いろいろそういう移住定住、そういうものを考えていったとき、本当に持ち主の人たちもいつまでもこれをもちこたえていけるのかどうか、あるいはどこかで清算しなければいけない時期というのがあるのだと思いますので、そういうのをよりもっときめ細かに話し合いをした中で、いや、町が仲介してくれるのだったら貸してもいいよ、売ってもいいよ、そういうのが出てくるのではないかなというふうに思います。今東日本大震災のいろんなこういう移動、流動が進んでいるときでもありますし、そういう情報をもっと確かなものを集めながら考えていきたいなというふうに思っております。

着地型観光あるいは地元ブランド、ホームページ、ゆるキャラ、いろいろ幅広くいただきました。担当の課長のほうからも考え方あると思いますので、聞いてあげてください。

○目黒靜雄議長　泉田晴平企画振興課長。

○泉田晴平企画振興課長　それでは、寺島議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、人口減対策については町長が申し上げたとおりだと思っております。特に若者、この生産人口の皆さん方を移住、定住させて、町を元気にしたいというのが基本的な考え方というふうに思っておりますので、そのようなことに必要な施策、これをどうしていくのかということを今重点的に検討している段階でございます。

それから、着地型観光へのご提案がありました。新地町ご承知のとおり、小さな区域の中で限られた観光資源であるというふうに思っておりますが、決して引けをとるようなものではないと思っております。これは、やっぱり我々のほうでの資源の生かし方というか、こういうのがまだやっぱり足りないのではないかというふうに考えておりますので、ここは着地型観光も含めてというか、そういうのも一つの選択肢として、今後まずは先ほど町長申し上げたとおり、こちらから全国に発信をしていく、これは我々も出向いて、新地町はこういうところですということを積極的にＰＲをしていくと、まずはこういうことが大切かなと思っていますので、その中、一環として着地型観光が次にどう展開なされるのかというのは検討してまいりたいというふうに考えております。

あとは、ホームページ関係でございますけれども、ただいま仕様書等をまとめている段階でありますが、これは非常にやはり見にくいというか、なかなか興味を引くようなものにはなっていないという、そういうご指摘を多々意見いただいておりますので、先ほどの答弁で申し上げたとおり、まずは見やすい、興味が持てるというのがどういうものかというのをきちっと検証いたして、まずはトップ画面から興味を引くような、当然行政情報を発信するツールではありますけれども、やはり観光情報と外に向かっての発信ツールということで考えておりますので、高齢者に特化したようなものということではありませんけれども、それは町外の皆さん方、全国の皆さん方に興味を持ってもらえるような、そういうような観光情報等も一体となったものをつくり上げていきたいというふうに考えております。

最後に、ゆるキャラの関係でございますけれども、先ほど委員がおっしゃったとおり、県内ではほとんどの、今48体あるというのは承知をしております。ただ、先ほどの答弁で申し上げた、町長が申し上げたとおり、ゆるキャラの存在、意義というか役割というのは、やはり地域振興に役に立つ、そこから経済効果も含めまして受けられるものというのがその役割だと思っております。全国的に見た中で、それらの役割をきちっと果たしておる、効果を上げているというものは、ほとんど限られた数体ぐらいかなというふうに捉えております。その成功事例、先ほど町長の答弁ありましたとおりでありまして、なかなかゆるキャラという名称とはいかないで、やはり非常に成功事例、綿密に計算されて展開、活動をしているというようなことだというふうに私のほうでは捉えました。

費用面で申し上げますと、１体平均すると大体数十万円ぐらいのようですけれども、ただそれはやはりもちろんイベント等で活躍してもらうというのは第一になってきますが、そのイベントも年に数回の祭りとか、こういうことではやっぱり効果はほとんどないと思っております。ほとんどが眠っておるようなものになってはやっぱりだめだと思っておりますので、成功事例を見ますと１日数件のイベントにももう出ておるような、そういうような活動をしておる。当然それには、戦略的なものも含めて考えて行動しているということもありますので、なかなかこれを一つの小さな町村でそこまで持っていく、実際に効果を上げるというのは非常に厳しいというふうに考えております。成功事例、ほとんどが県単位で、それもその成功事例の中では、何のためにというキャラクターの制作の段階で、大体何周年記念のイベントを行うためのマスコットキャラクターですとか、そういうことで明確な目的をまず持った中で戦略等を考えて制作から始められているというところが多いようですので、なかなかほかのところがやっているから、ではうちもというふうなことはなかなか厳しいのかなというふうに考えておりますので、町のほうでは今のところ考えていないというような結論でございます。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　５番、寺島浩文議員。

○**５番寺島浩文議員**　それぞれご答弁をいただきました。件名１、２総括したような感じになりますけれども、再々質問させていただきます。

地方版総合戦略策定というのは、やはり人口減少対策、先ほど町長の話では、人口はふえているよというお話でした。やっぱりこれは、原発避難者がこちらに家を建ててとか、震災、原発で避難していた人が戻ってきた、一時的なところである程度とまるのではないかというふうに私は思います。だからふえているからといって、安心はできないのではないかなと思っております。自然減というのは、なかなか見込めないわけですから、やはりある程度移住者をふやすという施策も当然やっぱり考えていかなくてはいけないと思います。

まず、町長がお話ししたように、子育ての環境にしても住みやすさ、いろんなことを考えても、環境は整った町ではあると思います。先ほどのお話にもあったように、本当にそれを知っていただく情報発信、ホームページの重要さというのは先ほど申し上げたとおり。ホームページで、そこで興味をまず持ってもらうということが一番大前提、その次にやはり環境あるいは自然豊かとか、いろいろ住みやすさ、そういったものは新地に来ていただかないとやっぱりわからないと思います。新地に来て住んで、１週間でも２週間でもいいですし、数日でもいいのですけれども、まず見ていただくということが重要だと思います。これは、交流人口拡大という面でもダブってくる面だとは思うのですけれども、観光で来て見ていただくということも当然ありますし、まずは見ていただく、これが一番大前提と思います。これも町長お話ししたとおり空き家、これは本当に問題になっていますので、これを利活用したものということで、やはり居住体験型というものがひとつもう一度よ

く考えてみたらいいのではないかと思います。そこでもう一ひねりという、先ほどお話ししましたけれども、居住体験宿泊プラス交流人口拡大でもお話しした着地型観光という、この２つをもう組み合わせてしまったようなものを考えてもいいのではないでしょうか。町内の空き家を利用して、居住体験施設、そういったものを整備する、そして宿泊料金などは本当に非常に安くて構わないと思います。旅費も本当に真面目に見に来てくれるのであれば、多少負担してもいいかもしれません。そして、町内の観光とあわせて病院、各店舗直売所、企業、公共施設、全て見てもらうようなツアーなど、そういったものも検討してみてはどうでしょうか。交流人口の拡大、移住による人口増加を考えたときに、まず新地を本当によく見てもらう、知ってもらうことが重要ではないでしょうか。そういったことから、居住体験型宿泊、着地型観光を組み合わせた施策をご提案いたしますが、考えをお伺いいたします。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　そうですね。やっぱり新地に来ていただいて、見ていただいて、そして新地の自然とかやっぱり人も、あるいはさまざまな地域の伝統、文化、そういうものも充分体験していただく、そういう意味では先ほども話したように、いろんな交通インフラも整ったし、大都市からも１時間くらいの距離で来れるような状況になってきております。そういう人たちも１回だけではなくて、例えば先ほど３番議員の質問の中でもクラインガルテン、観光型の市民農園とか、そういうのを定期的に来ていただいて、そして新地のよさ、あるいは自然環境等のを見ていただいて、ああ、将来は新地に引っ越して住みたいな、こういうところで子育てしてみたいな、そういう情報を発信しながら来ていただいて、町のよさを知っていただく、ひいては定住人口につながっていく、そういう取り組みをしっかりと先を見て取り組んでいきたいと思っています。

○**目黒靜雄議長**　これで５番寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午前１１時５０分　　休　憩

午後　１時３０分　　再　開

○**目黒靜雄議長**　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○**目黒靜雄議長**　２番、八巻秀行議員。

〔２番　八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○**２番八巻秀行議員**　受け付け順位３位、議席番号２番、八巻秀行です。よろしくお願いを申し上げます。

さて、私どもの今定例会で、今期の最後の一般質問となります。実のある議会になることをご期

待申し上げて質問に入りたいと思います。加えて、今回の台風17号、18号による東日本豪雨によって被災された皆様方に心からお見舞い、お悔やみを申し上げる次第であります。そして、東日本大震災から４年６カ月が過ぎ、町の防災集団移転促進事業の住まい再建状況は、建築中を含めて94.9パーセントを超え、完成に近づいてきましたが、まだ残る５パーセントの方々の再建が進んでいない状況にございます。さらに、中島地区や自主再建の方々を含めますと、もっと再建が進んでいないわけであります。そして、町づくりの基幹事業であります新地駅周辺市街地復興整備事業、防災緑地事業等は、ＪＲの開業である平成29年３月に向けて今まさに本番であり、復興のつち音高く工事が進められておりますけれども、まだまだ道半ばの状況にございます。

一方で、相馬港４号埠頭のＬＮＧ基地には、６月の28から29日にかけまして、ミキサー車延べ2,300台超によってコンクリートの打設工事が行われ、世界最大級23万キロリットルのタンク建設に着手をし、４号埠頭では国土交通省、県による埋め立て護岸造成工事やしゅんせつ工事に着手をするなど、大きな工事が始まっていますことは、町の将来にとって大きなインパクトとなっております。こうした状況の中、復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい新地町の活気ある町づくりを目指して、一日も早い町の復旧、復興を願いながら、一般質問を申し上げたいと思います。

今回は、私件名１、新地駅周辺市街地復興整備事業の促進について、件名２、社会教育、生涯学習の充実についての２件についてお伺いをいたします。まず、件名１、新地駅周辺市街地復興整備事業の促進についてお伺いをいたします。１つは、中島地区個人住宅の再建についてお伺いをいたします。先月８月12日に駅周辺市街地復興土地区画整理事業の説明会が行われまして、住宅の再建のための事業の工程、建築行為の手続、上下水道等のインフラ整備の意向あるいは地区計画などについて協議をされたようであります。町の防災集団移転促進事業の住まい再建状況は、ほとんど完成に近づいてきましたけれども、中島地区は仮換地指定も終わってようやくここまで来たなというような感がございます。そして、いよいよ住宅建築工事、防災センター、交流センター等の平成29年度にかけてこういった工事が進められようとしております。市街地復興整備事業の工程表を見ますと、購入盛り土工はほぼ完了し、用排水路工、汚水排水路工、道路排水工が進み、これから区画道路工、各道路工が入ってくる計画となっております。そして、今議会の提案にもありますけれども、新地駅周辺市街地復興整備事業その３、道路及び施設整備等工事が入りますと、進捗率で88パーセント、総工費86億2,900万円の大規模な事業となるわけであります。こういう中で住宅建築を希望される方々は、今年度中にも着工できるような段取りと伺っておりますけれども、各造成工事の取り合いとか、いざ個人の住宅建築に取りかかり、安全を第一に中断するとか、工事ができなかったり、トラブル等のないように願うものでありますけれども、心配、支障などはないのでしょうか。そして、一刻も早い全力でもって被災者の住宅再建を果たすべきだと考えております。お伺いをいたします。

第２は、新しい町づくりに当たり、電線の地中化についてお伺いをいたします。新地駅周辺市街

地復興整備事業は、町の将来を左右する総工費138億4,400万の巨大なプロジェクトと認識をしております。まさに新地町の顔づくり、玄関づくりの事業でございます。こういう中で、今当地区にはまだ電線がほとんどありません。今となっては遅いのかもしれませんけれども、電線の地中化を図る考えはないのでしょうか。また、検討はされたのでしょうか。将来の新地町の玄関づくりでありますから、工事等に関する包括委託の清水建設等ＪＶとも充分協議をして、新しい町づくりの計画性をもって事業を進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

続いて３つ目は、文化交流施設、宿泊施設、温浴などの健康維持増進施設、複合型の商業施設、スマートアグリ生産プラント、エネルギー転換、省エネ基地などを計画しておりますけれども、私たちが説明を受けている町づくりの絵は、どれもイメージを図化しただけであって、実態は何も決まっていない状況であります。将来の施設設計図ではないと注意書きをしておりますけれども、町長として駅前づくりをどう描くのか、いまひとつわかりません。ＪＲ開通までには、何らかの形が見えるよう精力的に進めていただきたいのであります。６月議会でも質問ありましたけれども、回答は、計画が具体化した事業から順次整備をするとしております。また、大手デベロッパーなどと駅周辺の開発のコンセプトを説明しながら進めているとしております。さらに、積極的に復興交付金を入れる超目玉事業でありますし、今年度で復興集中期間が終了するとも言われておりますので、各事業についておくれをとらないよう、あと一歩前進した対応を願うものであります。そういう意味から、これら施設の現状の進みぐあい、あるいは設置場所であるとか規模であるとか予算であるとか、工程、スケジュール等についてお伺いをいたします。特にホテルについては、全国チェーンの全国ネットのチェーン店と前向きな協議をしているとしております。そして、民間で整備するものは民間で、公設のものは町で管理するとしておりますけれども、その後どのように進んでいるのでしょうか。また、温泉の試掘状況についても、今回発注をしておりますけれども、現在どのような状況なのか、お伺いします。さらに、地区外ではありますけれども、複合型の商業施設、スーパー、ホームセンター、ドラッグストア等の誘致も図らなければなりません。商業者の意向調査、出店計画の確認を行ったとしておりますけれども、どのように進んでいるのでしょうか。近未来の町づくりに向けて、早い対応を願うものです。お伺いをいたします。

続いて、件名２、社会教育、生涯学習の充実についてお伺いをいたします。第１は、昨年生涯学習課をなくしまして、社会教育冬の時代、不振の地となってございます。行政として、町民の社会教育、生涯学習をどのように考えているのか、お伺いをいたします。今文部科学省は、７つの局を持っています。その筆頭に、生涯学習局を据えて国民の社会教育、生涯学習の重要性をうたい、その振興を図っております。当町においては、平成６年教育委員会に生涯学習課を新設いたしまして、町民の社会教育、生涯学習を推進してきたところであります。こういう中で、当町は平成13年の10月、優良生涯学習市町村として、当時の遠山文部科学大臣から文部科学大臣賞を受賞し、その後天皇陛下の拝謁などの栄誉をいただいておりました。そして、新地町のこの優良生涯学習の事例を

他県まで自治体に紹介するなど、これまでの町のこうした誇りと努力もむなしく、昨年震災復興を盾に課をなくしまして、教育総務課に生涯学習係として縮小、移管をし、本庁舎の３階に係を置いておりました。町民にとっては、不信きわまりなく、当然利用も少なくなっておりました。さらに、事業内容を見ましても、各種文化、スポーツ団体による各種教育に重きを置き、自主性を持たせた活動を行ってはおりますけれども、行政としての町民の社会教育、生涯学習に本気で力を入れてほしいのであります。継続は力であります。人口減少、少子高齢化社会からの脱却、男女共同参画社会の構築など、新しい社会づくり、町づくりの課題はたくさんあるのであります。こうした課題を解消する手だてとして、生涯学習推進施策を立てて、町民の社会教育、生涯学習に努力をする姿勢が必要と思っております。どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

第２は、若者講座、青年講座、高齢者講座などのシリーズ物の創設で、講演会などを図りまして、地域教育力の向上を図る必要があると思います。前段にも申し上げましたとおり、町づくりは人づくりからであります。どうぞ以前も進めておりましたけれども、人生のそれぞれの領域、分野での新しい適切な教育開拓を望んでやみません。どのようにお考えなのか、お伺いをいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答をお願いいたします。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　２番、八巻秀行議員のご質問にお答えいたします。

１件目の新地駅周辺市街地復興整備事業の促進については私から、２つ目の社会教育、生涯学習の充実については教育長より答弁いたします。

まず、１つ目の中島地区個人住宅の再建に全力を挙げるべきではないかにお答えいたします。中島地区の被災者の再建等に対応すべく、新地駅周辺市街地復興整備事業により宅地造成の支援を行ってきているところでございます。今年度においては、仮換地指定を行い、去る８月12日にはインフラに係る宅地部の上下水道の取り出し部の位置や用途指定、地区計画などの説明会を開催してきたところであります。説明会においては、一般住宅の建設時期や居住開始可能時期も示しましたので、それぞれ住宅再建の具体的な検討に進んでおります。今議会において、道路や上下水道のインフラ整備に係る工事請負契約の議案を提出しておりますので、早急に着手する予定でおります。

２番目の新しい町づくりに当たり、電線の地中化を図る考えはないか、検討してきたのかの問いにお答えいたします。地区内の電線地中化においては、これまでも検討してまいりました。これまで国や東北電力などと無電柱化の協議をしてまいりました。協議においては、地中化に伴う財源においては、復興庁より復興交付金の対象とならないことや、国土交通省からは企業負担分が大きいこと、東北電力からは末端の電源取り出し部の地を定めるに当たり、それぞれの敷地において具体的な建築計画が定まっていることが条件であることなど、財源及び計画については難しい状況であると回答を得ております。このため、住宅ゾーンについては、できる限り電柱の本数が少なくなる

よう電柱計画を定めてきたところでありますが、駅周辺ゾーンについても各施設の配置や景観に配慮しながら、電柱計画を定めてまいりたいと、このように考えております。

３番目の駅周辺での施設整備関係についてお答えをいたします。新地駅周辺の整備については、各種施設整備の計画を立てているところでありますが、このうち町が整備する交流センターについては、その内容について復興庁と協議を進めているところであり、各課と連携しながら多目的ホールやアーカイブ施設などを検討しているところであります。宿泊施設や温浴施設、スマートアグリ生産プラントなどは、それぞれの事業者と出店に係る協議を現在も重ねているところであります。また、天然ガス、パイプラインが地区に隣接されて整備されることから、この天然ガスを駅周辺エリアへ引き込み、コージェネレーションシステムによって駅周辺の施設へ熱や電気を供給するためのエネルギーセンターの構築に向けた詳細な調査、検討を進めているところであります。さらに、民間企業の進出については、駅周辺地区へ積極的に誘致を進めており、各施設の整備や運営に係る事業の手法についても具体的な検討を進めているところであります。平成29年春のＪＲ常磐線再開の時点において、町としても新駅周辺には建築物の姿があらわれる状況にしたいと考えておりますので、今後ともそれぞれ計画している事業者と密に協議を進めてまいります。

以上です。

○目黒靜雄議長　佐々木孝司教育長。

〔佐々木孝司教育長登壇〕

○佐々木孝司教育長　それでは、２番、八巻秀行議員の質問にお答え申し上げます。

１番につきましてですが、生涯学習の統合は平成26年２月に行った行政機構の見直しにおいて、学校教育、社会教育、生涯学習が三位一体となって、さらなる活動の推進を図るためのものであります。社会教育、生涯学習についての考え方は、これまでは行政が提供するものを町民が選び、参加する方法、そういったものが主流でした。しかし、21世紀は生涯学習の時代と言われるように、町民が自主的に活動し、行政が側面的に支援を行うことが望ましい姿であるというふうに考えております。現在社会教育としては、各公民館、勤労青少年ホームにおいて各種事業を開催しておりますが、この事業を足がかりとして、町民が学習サークルに参加したり、新しいサークルを立ち上げるなど、生涯学習の活動のエリアを広げるとともに、町民同士が交流することで復興を心から願っている地域の復興、その活性化につながると考えております。

２番についてお答えを申し上げます。以前少年教室、青年学級、婦人学級、高齢者学級など、年代や性別に対応する教室、学級を開催しておりました。しかし、町民のライフスタイルの変化とともに、学習するニーズは年々多様化しておりますので、各公民館、勤労青少年ホームを拠点に、時代のニーズと年代を問わない学習ニーズを視野に入れた魅力ある講座を毎年検討し、公民館教室等の社会教育や自主的学習等の生涯学習事業の活性化を目指すとともに、地域全体の教育力の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**目黒靜雄議長**　２番、八巻秀行議員。

○**２番八巻秀行議員**　ただいまそれぞれご回答をいただきました。２点についてお伺いしたいと思います。

１つは、中島地区の個人住宅の再建事業でありますけれども、今回の町長挨拶にもございましたけれども、来年の５月には地区内へ居住できるように進めたいとのことであります。各造成工事の進みぐあいとか、工事の取り合いとか、住宅建築の中断あるいは工事ができないなど、トラブル等のないようにお願いしたいものでありますけれども、この辺についてもう少し詳細にお答えをいただきたいなというふうに思います。そして、早い対応で住宅再建を果たしてまいりたいというふうに思います。

２つ目ですけれども、電線の地中化でありますが、ただいまご回答をいただきましたけれども、なかなか難しいようでございます。住宅地区については、できる限りの電柱の本数を減らすというような計画であります。駅前についても同じような回答でありますけれども、せめて駅前、駅東の町有地あるいは公共施設等でのこの計画の実施を、町の負担もふえてくるのだというふうに思いますけれども、138億円を超す事業でございます。新地町の顔づくり、玄関づくりの事業であります。ぜひ公共事業等については実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一つ、３つ目としてホテルについてでございますけれども、６月の回答を見てみますと、担当レベルで具体的な部屋数、それから建物の高さ、面積など協議中とのことでありますけれども、これらは今どのような状況なのでしょうか。新聞報道では、某ホテルは広野町に決定したとの報道ですけれども、その影響などはなければいいと思いますけれども、どうでしょうか。さらに、温浴施設を民間でということで進んでいると思います。今どのような状況なのか、お伺いをいたします。

また、交流センターについては、先ほどの回答では各課と連携しながら、多目的ホール、アーカイブ施設を検討しているということでありますけれども、席数であるとかアーカイブのテーマ、多分観海堂だと思いますけれども、もう少し具体的な説明をいただきたいと思います。

また、民間で整備するものは民間で、公設のものは町で管理するとしておりますけれども、例えばホテルに今回計画の温浴施設を委託するとか、そういう考えはないのでしょうか。また、エネルギーセンターの構築に向けて詳細な検討をしていると、今、回答をいただきましたけれども、場所であるとか、規模であるとか、これについてももう少し具体的なお話をいただきたいと思っております。

また、スーパー、ホームセンター等の誘致でございますが、今だからこそできるチャンスだろうと思います。せっかく商業者の意向調査、出店計画の確認を行っているところでありますので、この時期を失することのないように推進してほしいのであります。この辺について再度お伺いをいたします。

社会教育、生涯学習の充実についてお伺いをいたします。震災から５年目を迎えております。震災復興は、もちろん第一でございます。しかしながら、人づくりもまた大事です。ただいまの回答では、町民が自主的に活動して、行政が側面的に支援を行う、そういうふうな回答ありましたけれども、それはそれでよいと思います。それは、趣味とかサークル活動の世界であって、町の社会教育、生涯学習の姿勢、それから方針にはなっていないと思うのであります。行政の責務として、生涯学習推進計画の指針を立てるとともに、時代のニーズ、それから人生のそれぞれの領域、分野での文化的なことはのみならず、スポーツ分野等においてもそういった講座を立ち上げていただきたいと思うのであります。ぜひ来年度に向けて、組織の充実、拡大をいただきたく思います。

再度お伺いをいたします。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　駅周辺のさまざまな具体的な協議等については、担当課長よりそれぞれ答弁させていただきます。

○**目黒靜雄議長**　加藤伸二都市計画課長。

○**加藤伸二都市計画課長**　八巻議員の再質問にお答えします。

まず、中島地区の個人住宅の再建に全力を挙げるべきではないかというところの部分でございますが、確かに造成工事のほう、29年３月まで工期を見込んでいるところでございます。ご質問にあったとおり、先月12日にインフラ等に係る部分の説明会を地権者の方にしたところであります。来年５月には、居住ができるようにということで説明をしてきたところでありますので、工事期間が重複するというようなことになってくるところでございます。ただし、以前から地権者の方にはお話しさせていただいていたのですが、専住区という地区を設けるということで、基本的には造成工事の工事車両とは取り合いにならないような形にしたいというふうに考えておりますので、その辺のところは今後具体的な内容については、工事請負業者と調整のほうをしていきたいというふうに考えているところでございます。

２つ目の電線の地中化の部分でございます。先ほど町長から答弁があったように、なかなか財源的に、あるいは計画的にちょっと難しいという話を受けているところでございます。しかしながら、再質問にあったとおり、駅前の駅広に係る部分、こちらにつきましては、無電柱化になるように、いろいろと配電計画のほうを配慮しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、電柱１本でも少なくなるような形に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

３番目の文化交流施設、各種施設のそれぞれに係る部分でございますけれども、まず初めにホテルに係る部分でございます。６月の議会のほうで答弁のほうあったわけでございますが、今現在も事業者と協議をしているところでございます。事業者からちょっと要望のあった部分がございましたので、町の情報提供等を今しているところでございまして、継続中というような形になっているところでございます。

先ほどお話ありました、楢葉に係る出店の分の影響についてということでございましたけれども、こういった話については、町のほうとしてはそういったことを影響があるないという話は受けてはございません。

２つ目の交流センターの部分でございます。座席数とか、具体的な規模の話がございました。今考えているのは、300席程度ということで今計画のほうをしているわけでございますが、あと各課と連携しながらというところで、アーカイブ施設などというふうに答弁させていただいたわけでございますけれども、具体的なところまでまだ踏み込んでおりません。しかしながら、観海堂ですとか、あとは震災関係のアーカイブということで、今教育総務課あるいは企画振興課、都市計画課として合同会議を持っているところでございます。

３つ目の官民関係の部分での温浴施設の委託というような話がございました。これも大手デベロッパーを介しての話なのですけれども、実際の事業者とこちらまだ協議書をしているというような段階でありまして、今おっしゃられた委託というところも選択肢の中に入るのかもしれませんが、誘致に向けて協議のほうを継続して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

最後のエネルギーセンター、これの場所ですとか規模というような主旨だったわけでございますが、場所にしましては、具体的にはＪＲ常磐線の東側ということで考えているところでございます。規模とか具体的な内容につきましては、石油資源を主体としましたグリーンパートナーシップ事業というのがあるのですけれども、こちらで環境産業共生型のスマートタウン形成ということで調査事業に入りましたので、この事業で具体的な内容が見えてくるだろうというふうに思っているところでございます。

私のほうからは、以上でございます。

○目黒靜雄議長　佐々木孝司教育長。

○佐々木孝司教育長　それでは、生涯学習、社会教育についてお答え申し上げます。

生涯学習につきましては、現在公民館等で行われているサークル活動は31団体がございます。それぞれ募集しまして、自主的に活動を広げてございます。ＰＴＡであればインディアカ大会、そのほかスポーツ少年団、体育協会さん、文化協会さんと、それぞれがやはり自主的に、非常に積極的に取り組んでいるということは非常に喜ばしいことでございます。実際私のほうで、行政側でやっている公民館、勤労青少年ホーム等、各種教室の推移を佐藤課長も調べてございます。当然震災時は落ち込んだわけでございますが、その震災年度である平成22年度の数値は除きますと、26年度、27年度は全体の参加者人数は、増加しております。現在は平成21年度以前のような人数といいますか、そのあたりとほぼ同じ人数なので、それを超えるような社会教育の積極的な働きかけもやっていきたいと考えております。

それと、生涯学習推進計画でございますが、こういった震災の影響もございまして、途中は中断しておりましたが、各市町村の指摘されたとおり推進計画などを今閲覧して、今後どうしていくか

ということについて検討しているところでございます。

ありがとうございました。

○目黒靜雄議長　２番、八巻秀行議員。

○２番八巻秀行議員　それぞれご回答をいただきまして、ありがとうございます。

今１つ答弁漏れあったと思いますけれども、そのスーパーセンター、ホームセンターとの誘致について、これについてもう一度お伺いをしたいと思います。

そして、やはり電柱の地中化についてでありますが、駅周辺の町有地、公共用地への取り組み、ぜひ実現していただきたいというふうに思います。これは、要望にしておきたいというふうに思います。

そして、再々質問の一つですけれども、駅前に賑わいをつくるために商業施設等は欠かせません。賑わいのある駅前をつくりたいなというふうに思います。また、アグリ生産プラント、エネルギーセンターなども積極的に進めていただきたいと思います。大手のデベロッパーなどに開発のコンセプトを説明しながら、今進めているということでありますけれども、もう一つ事業関係、コンサルあたりからのノウハウを出してもらって、さらに復興の推進を図っていただきたいと思います。

それから、ホテルに温浴施設という、これも公設、民営の一つというふうに今課長からありましたけれども、ぜひそういったこともいいのではないかなというふうに思います。ぜひ検討の中で進めていただきたいと思います。

そして、そのスーパーセンター、スーパーホームセンター等の誘致でありますけれども、国道６号線から下の県道金山新地停車場線から南側の用地の確保でありますが、これも早急に進めて、やはり今の時期だからこそチャンスがあるのだろうというふうに思っています。こういう時期を失することのないように進めていただきたいと思うのであります。この辺について再々質問をさせていただきます。

２つ目ですけれども、社会教育、生涯学習のお話でありますが、今教育長さんからお話をいただいておりますけれども、公民館とか勤労青少年ホームでやっている事業はそれでいいのだと思います。私が今回取り上げているのは、行政の責務ということで、町民の社会教育をどういうふうな方向に進めるのだというようなことを聞いているわけです。来年度に向けまして、組織の充実を図りながら、また事業の内容等も見直しをいただいて、以前の体制をとっていただきますように再度この辺についてお伺いをして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

○加藤憲郎町長　ホームセンター等の再質問に対する答弁、漏れておりました。今回の駅前の土地区画整理事業、今回の震災復興を受けた駅前の土地区画整理事業、それにはスーパー、ホームセンターは計画の区域の中には含まれておりませんので、町は将来計画の中に駅前全体を整備していこう

という中で、これらもぜひ必要だということで計画をし、それぞれ今準備を進めているということであります。今議員がおっしゃった、あのエリアにぜひ設置したいということで、それぞれ地権者あるいはそれぞれ事業計画をしている関連のところといろいろ協議を進めておりますし、それを時期を失することのないように計画を進めていきたいというふうに思っておりますし、駅前においても賑わいのあるやっぱりお店とか、そういう飲食関係も含めて賑わいのあるエリアにしていきたいというふうに思っております。

それから、教育関係のほうで教育長から答弁させていただきました。議員にしてみれば、生涯学習課担当しておった、そういう思いは大変強くあるというのもわかってはおります。それは、大変充実させていただきましたし、大変な評価もしていただきました。でも今回さまざま震災後の組織計画の中で、教育委員会の中でそれを全部包括してやっていきましょうということであって、レベルを下げようとか、あるいは町民の社会教育、生涯学習教育を軽く見ていこうなんていう気持ちはさらさらございません。それぞれ議員が課長時代にしっかりと地盤を築いていただいて、それを盛り上げていただいたというのは私も大変評価しておりますし、それをもとに今それぞれの各団体、各サークルが意欲的に活動している、そういうふうに思っております。そういう中では、今後ともやっぱり行政から与えられて、町民の皆さん方のこれからの福祉あるいは社会、文化、生活の中で、行政から与えられて、それぞれ事業を行うのではなくて、自分たちのこれからの生き方をどんなふうに、やっぱり豊かに生きていこう、そういう思いの中でやっぱり行政はさまざまな政策を出しながら、あるいはそれぞれの各団体、各グループがどんなことをやりたいというものに対して、我々行政がどんなお手伝いをしていけるか、そういうことにかかってくると思っておりますので、これからも自主的にもっともっとやっぱり活発な公民館活動あるいは生涯学習教室が活発に栄えていく、そのお手伝いを行政側としてはしっかりしていきたいと考えております。

○**目黒靜雄議長**　これで２番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

○**目黒靜雄議長**　続いて、７番、八巻孝議員。

〔７番　八巻　孝議員登壇〕（拍手）

○**７番八巻　孝議員**　通告順位４番、議席７番の八巻孝でございます。間もなく子供から老人まで、全ての住民に一生変わらない12桁の番号が送付されてきます。また、法人につきましては、13桁の改編が行われます。私は、この番号法の施行によって、住民生活への安全性に大いに不安を感じることから、サイバー攻撃への対策などマイナンバー制度について町の考えを伺うものであります。また、マイナンバー制度の本当の目的の一つは、税収の確保と考えております。急速に膨らむ社会福祉事業の対策、特に心配されている2025年問題について、町の対策と方策についてお伺いをいたします。また、災害から４年が過ぎ、これまで被災住民への国、県、町の支援が行われてきました。多くの被災者は、新居に移り住み、自立をしております。いよいよ仮設住宅の廃止期限も定められ

ております。これでもう全て被災者の移住が完了をいたします。今、進められています移住について、災害公営住宅への入居条件の緩和をすべきだと考えますので、この辺についてもお伺いをいたしたいと思います。

最初に、住民の多くがまだ理解されていないまま、マイナンバー制度が知らず知らずのうちに導入が進んでおります。この制度については、来月から個人番号や法人番号の送付が行われます。将来税務署や税務課は、個人の所得や土地、建物の固定資産、資産の詳細をこの番号によって課税をします。あわせて個人や法人の銀行口座の番号も管理されることによって、人々が逃げ場のない監視社会となることが心配されてなりません。個人番号の漏えいやサイバー攻撃への対策を徹底して、決してマイナンバー制度を活用した住民の被害につながらないように、セキュリティーをしっかりしたものにしなければなりません。この制度、すなわち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行によって、住民の暮らしはどう変わっていくのか、さらには企業の実務はどう変わっていくのか、町の考えをお伺いするものであります。今後申請手続により、マイナンバーカードが発行されます。住民の多くは、俺には関係ないと言っておりますが、果たして今後の住民生活はどのように変わっていくのか、お伺いをいたします。また、この制度の施行により、セキュリティー対策費用など、町の26年度の決算においても安全対策費の対応が重くのしかかっております。今後もこの制度がある限り、サイバー攻撃から身を守るため、システムの改良費用を要することが間違いありません。企業にも罰則の強化やセキュリティー担当の育成及び新たな採用、さらには専用の部屋の設置など厳重な秘密漏えい対策が求められております。

次に、住民生活の利便性と心配される課題についてお伺いをいたします。今月の12日に、全国の自治体に対し、共同通信のアンケートのその結果が報じられました。マイナンバー制度の情報管理について、自治体の約60パーセントに不安があるとの回答の結果が出ております。この事態の不安であることの主な理由として、予算や専門職員への不足、日本年金機構の情報流出問題でセキュリティーの強化の課題など、大きな不安があるとなっております。今後自分や家族の銀行の口座番号とマイナンバー制度の個人番号が結びつけられます。いずれは、個人の資産の全ての詳細は、国や行政機関に知られることになります。そもそもマイナンバー構想の原点は、住民の金の流れを把握し、脱税を防ぎ、政府が言う住みよい公平な社会をつくることとしております。これまで何人もの個人だけのものであった個人情報の保護は、広く扱う行政側としては完璧でなければ当然なりません。まさに住民も、多くの自治体も、不安を抱えたままの制度であります。まさに徴兵制度につながるとして、その理由から廃案となった過去の国民総背番号制度の再来とも言えるのではないでしょうか。以上、このマイナンバー制度についてるるお考えをお伺い申し上げます。

続いて、2025年問題について、今後の医療予防についてお伺いをいたします。戦後70年が過ぎたわけであります。戦後生まれの団塊の世代の高齢化が進み、少子化の中で町の高齢化率を押し上げております。これまで社会を支えてきた団塊の世代が75歳になり、給付を受けることになるわけで

ありますが、町の現状は27年４月１日現在で人口7,997人、そのうち退職老後生活支援を受けている立場が3,072人、38.4パーセントであります。また、参考のために未成年者、教育、養育を受けている者が1,401人、17.5パーセント、さらには勤労する生産人口3,534人、44.1パーセントでございます。国の地方創生総合戦略の社会保障と税の一体改革の中で推計をしておりますが、その内容は2025年は団塊の世代が75歳に到達する年であることから、かつて経験のない負担が問題となっております。社会保障と税の一体改革では、年金は11.2パーセントから9.9パーセントに下落、一方医療費7.3パーセントから8.9パーセントへの上昇、さらには介護が1.8パーセントから3.2パーセントに倍増すると、後期高齢者医療は月5,400円から6,500円に、介護保険料は5,000円から8,200円に引き上げるという推計が出ております。現役時代の負担としては、消費税の引き上げと一般税の引き上げが予定されております。こういったことで、先ほど５番議員からありましたように、町の定住人口の増加の関係については、町長のご答弁で大体掌握しましたので、私からは申し上げませんが、町で今考えております、例えば東京一極集中の是正、さらには在宅医療の普及、そういったもののシルバー人材センターの活用、農業の活用とか、そういったものが予定されているのであれば、ご答弁をひとつお願いしたいと存じます。

続きまして、あの大震災から被災住民の避難生活から４年が過ぎました。応急仮設住宅は、570世帯に及ぶ中で、多くの被災者には新たな住居の確保が進んでおります。また、仮設住宅の廃止期限も決まる中で、既に112戸の移住がなされております。空き部屋となっていると聞いておりますが、被災者の自立は復興のあかしであります。これからも仮設住宅から恒久住宅への移住を促すことが大変大切であります。この震災で、町が用意した災害町営住宅は、愛宕で30世帯、駒ケ嶺原で６、大戸浜11、岡14、雁小屋27、作田東が６、作田西が９戸、合計103戸分であります。うち聞くところによりますと、13戸がこれから入居すると言っています。また、住宅の建設予定していない被災者のために、被災公営住宅活用の移住を進めるためにも、被災者に対する入居条件の緩和措置などを考慮すべきと考えております。例えば入居資格には、保証人２人必要とする制約がありますが、被災者の年齢や家族構成など日常に合わせて災害公営住宅としての建設の目的を考慮して、特別緩和措置を設けるなど一般町営住宅とは異なる運営を図られたいと思っております。このような町営住宅への入居要件の緩和措置についてのお考えをお伺いをいたします。

るるお尋ねをいたしましたが、よろしくご回答をお願い申し上げ、よろしくお願いします。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○加藤憲郎町長　７番、八巻孝議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度から、２つ目は2025年問題、３つ目は被災住宅の生活再建、３件についてご質問いただいております。それぞれご答弁申し上げます。

まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行について

お答えいたします。昨年５月に番号法が制定し、マイナンバー制度の導入が決定されました。来月10月５日からは、順次個人番号通知カードが送付されてまいります。番号利用の開始は、平成28年１月から国が、平成29年７月から地方公共団体が番号利用することになっております。番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人であるとの確認を行う基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、公平、公正な社会を実現させるための社会基盤と位置づけられております。この制度の導入で、税務面では申告漏れや二重の扶養控除の防止により正確な所得把握が可能となります。また、福祉面では異なる制度化における給付の適正化などで、税の負担や社会保障の公平化が図られ、よりきめ細かな福祉サービスを受けることができるものと見込んでおります。また、災害時では本人確認に大いに手間取り、支援がおくれたというケースからも、人の情報に対して大きな効果が出るものと考えております。企業の実務については、個人番号関係事務実施者として、税や社会保障の手続で従業員や扶養親族などの個人番号に関する書類に記載することとなります。具体的に税分野では、所得の源泉徴収票、報酬、料金、契約金、不動産の使用料等の支払い調書で、社会保障分野では雇用保険の資格取得、喪失届、健康保険や厚生年金の資格取得、喪失届などとなっております。

次に、利便性と心配される課題でありますが、これまで複数の機関や各種システムで存在する情報管理から、システムの統合窓口によるワンストップサービスで各種の未届けを防止できること、作業の迅速化、各種申請に係る税関係などの添付書類の削減などにより住民の利便性につながるものと考えております。また、個人番号カードは、本人確認としての公的身分証明書としても利用できることになっています。マイナンバー制度は、ソフト面ではより高いセキュリティーや、情報保護ルールの強化により運用されることになっていますが、サイバー攻撃を行う者やシステムへの不正侵入などによる情報漏えいが考えられます。また、個人情報はカードや書類の紛失による成り済ましによる不正利用など、さまざまな可能性が想定されますので、個人番号の取り扱いや管理の方法については、セキュリティーの強化と関係法令の厳格な運用により、不正防止対策に万全を期してまいりたいと考えております。

２つ目の2025年問題における介護、医療予防に対する町の対応についてお答えいたします。2025年は、団塊の世代が全て75歳を迎え、後期高齢者となり、介護、病気へのリスクが大きくなってまいります。これに伴い、医療、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障費の大幅な増加が懸念されております。町では、疾病予防として住民総合健診、生活習慣病対策、健康教育、健康相談、予防接種、そして介護予防として１次、２次介護予防事業、一般高齢者に対する介護予防事業を実施しております。これらの事業のさらなる充実を図るとともに、今後予測されます介護、医療の需要に対して、町では町民一人ひとりの健康づくりに対する取り組みが重要であると考えております。特に健康寿命と平均寿命の差に注目しており、男性で9.02歳、女性では12.4歳の差があります。日常生活に介護を必要とせず、自立した生活ができる期間を示す健康寿命を１年でも先に延ばすことに

より、介護医療に対する負担の軽減を図ることができるものと考えております。この健康寿命を１年でも先に延ばすため、現在実施しております介護、医療の予防事業の取り組みに加えて、町民一人ひとりに取り組んでいただくさまざまな健康づくりを提案していきたいと考えております。全ての町民が活動的な85歳を迎えられることを目指し、各種事業をさらに推進してまいります。

最後に、被災者に係る町営住宅の入居条件の緩和についてお答えいたします。東日本大震災により、それまで居住されていた住宅を滅失されてしまった方のうち、自主再建が難しい方については、復興交付金による災害公営住宅の整備を行っているところであります。この災害公営住宅については、防災集団移転促進事業地などに整備をし、既に供用を開始をしているところであり、一部住戸ではペットの同居も可能とするなど、入居要件の緩和を行っております。入居に当たっては、入居に関する説明会を開催し、入居の要件や引っ越し補助制度などについてご承知いただき、それぞれ被災者の相談に乗りながら入居を進めてきているところであります。しかし、今後は想定される入居要件に満たない事案について、近隣市町村の事例なども含め、それぞれの被災者の方が安心して入居ができるような取り組みを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　７番、八巻孝議員。

○**７番八巻　孝議員**　それぞれご答弁ございました。それでは、再度マイナンバー制度関係についてお尋ねをしたいと思います。

金融機関による個人入金、預け入れの際に、口座のマイナンバーの設定や診療履歴関係がこのたびの改正法で成立をしております。公的な機関によっては、病院診療窓口での提示や図書館などによる図書の借り入れ申し込みに対するマイナンバーの添付など、また今言われております買い物、金額の支払いの際にマイナンバーカードの個人番号の提示により、消費税引き上げ分２パーセントの年4,000円までの還付申請が検討されております。マイナンバーの用途拡大の今後の課題でありますが、番号制度のこのような拡大はどのように我が町ではお考えなのか、お伺いをいたします。

さて、マイナンバー制度の最大の問題は、さきに答弁にあったように、集中管理の特に危機管理の問題であります。これまで既に多額の経費と労力を費やして対応を図ってこられたと思いますが、しかし秘密漏えいや内部対策等、サイバー攻撃による外部からの侵入に対し、今後重要な危機管理をどう図っていくのか、あわせてお伺いをいたします。この運営に携わる実務や責任上で大変なのは、企業の情報を抱えた担当部署や各自治体の関係する担当部署であります。万が一の場合を想定した場合、業務委託先から役場、そして端末のどこで漏えいやサイバー攻撃をされたのか、多岐にわたる対策が求められていると思います。危機管理上、町の具体的な安全管理対策が重要であります。さらには、政府は個人情報の漏えいや不正に対する罰則が大変強化されたことにより抑止されていると言っておりますが、個人情報保護法との関係及び情報漏えい等の罰則の強化についてお考えをお答えをいただきたいと存じます。

よろしくお願いします。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　住民の暮らしの具体的な事例等、あるいは危機管理等についての再質問いただきました。町民課長より答弁をいたします。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、３点ほど再質問ございました。それぞれお答えしていきたいと思います。

まず初めに、施行後の番号制度の用途拡大はどうなるのかといった部分でございますが、番号法第３条第２項では、社会保障・税番号制度は、国民生活を支える社会的基盤を構築するものであり、国民生活へ影響が大きいことから、社会保障制度、税制、災害対策の分野で個人番号を利用するとされておりますが、９月３日に改正ナンバー法が成立し、平成30年から金融機関の預金口座や特定健診、予防接種の履歴にも活用するとして用途の拡大がなされました。番号制度は、将来的には幅広い行政分野での活用や、官と民の連携も念頭に置かれておりますが、番号法第９条では利用することができるもの及び利用することができる事務を明らかにしており、事務処理に必要な限度で個人番号を利用することができるとしております。このことから、町では平成29年７月から独自利用が可能となり、番号法９条による行政事務として最低限度の範囲で利用するとの考えから、住民基本台帳関係事務、税に関する事務、福祉に関する事務など11項目について国の第三者委員会である特定個人情報保護委員会に特定個人情報保護評価書と各項目ごとの評価書を提出し、承認をいただいておるところでございます。今後の利用については、国、県、そして各市町村の利用の動向を見ながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、２点目の危機管理はどう図るのかといった部分でございます。番号法では、特定個人情報を収集、保管することや特定個人情報ファイルの作成が禁止されております。また、特定個人情報保護委員会による監視、監督などの保護措置や情報の提供、照会は原則として情報提供ネットワークシステムを用いて行うことから、情報照会を行った記録が残され、自由に、無制限に情報収集することができないシステムとなっております。また、組織的な安全管理として、組織体制の整備を図ることも重要であることから、取り扱い状況の管理措置、事務取扱者の管理、教育などにより、物理的、技術的安全管理の強化で危機管理に対し最善の措置を講じ、運用していきたいと考えております。

続きまして、情報漏えいと罰則についてでございます。罰則については、マイナンバー管理上の罰則が強化されております。個人情報保護法による情報取り扱い事業者に対する罰則の適用は、主務大臣から是正、命令に違反した場合、虚偽報告を行った場合などに限られていますが、番号法では正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供、登用した人や人を欺くなど不正に個人番号を取得したとき、また民間企業で個人番号関係事務を委託、再委託を行う場合に対しても、懲役や罰金に

処せられる法提携による罰則の新設と強化が図られております。番号法における情報利用については、制度上の保護措置、システム上の保護措置、罰則規定を踏まえ、最新の情報を収集しながら、安全な運営管理を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**目黒靜雄議長**　７番、八巻孝議員。

○**７番八巻　孝議員**　細心の注意を払うということでございますが、危機管理関係については、番号制度の適用項目の拡大が進めば進むほど犯罪に利用されると考えます。町の考えは、今あったように、特定個人情報保護委員会が管理する情報提供ネットワークの活用、さらには組織的安全管理で取り扱い者に教育を行うということだと思うのですが、もちろんこのことが一番重要であると思います。しかし、早速今日の新聞を見ますと、10月から通知されるマイナンバー制度絡みで不審電話が各地で確認されていることから、県警本部で取り締まりを強化をするという記事が載っておりました。町におきましても、ただいまご答弁いただいたほかに、やはり住民に対して成り済ましやオレオレ詐欺の被害につながるようなことのないように、やはり啓発活動が必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、犯罪関係でございます。ただいまのご質問にございました成り済ましなどのカードの不正取得防止の対応でございますが、こちらに関しましても厳格な本人確認や公的書類などの提出で、二重、三重の確認を行うなどして対策を講じてまいりたいと思います。また、マイナンバー制度に対する住民の意識を高揚させるためにも、広報関係等において周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**目黒靜雄議長**　これで７番、八巻孝議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後　２時５５分　　休　憩

午後　３時０５分　　再　開

○**目黒靜雄議長**　再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

○**目黒靜雄議長**　11番、井上和文議員。

〔11番　井上和文議員登壇〕（拍手）

○**11番井上和文議員**　最後の質問になりました。大分時間があるようですが、簡潔にいくように努力をしたいと思います。

私の質問は、第２次復興計画が６月に策定をされ、平成29年度、平成30年の３月までの目標計画がまとめられたことから、計画の基本理念にあるように、震災からの経験を踏まえた安全、安心のもとで、全ての被災者、全ての町民が新たなきずなのもとで、笑顔で過ごすことができる町を目指し、心の復興、なりわいの復興を求めるあったかな町政推進の課題について、またそれを進める職員体制と人材育成、３つ目に原子力災害から町民の不安を払拭する除染の推進についてそれぞれご所見をお伺いするものでございます。

第１に、あったかな町政を目指すための課題と取り組みについてお伺いをいたします。大震災と原発事故から４年６カ月が経過をいたしました。全面積の５分の１に当たる約904町歩が津波で浸水をし、69人の犠牲者をはじめ地震被害も含めると630戸の家屋が全半壊、農地も約４割に当たる420町歩が浸水をいたしました。第１次の復興計画に基づき進められた防災集団移転事業は、157区画のうち３区画を残し、災害公営住宅は中島30戸を除き103戸のうち13戸を残すのみとなったということでございます。人口は、被災前の平成22年10月に8,224人から平成26年で現住人口調査では7,713人にまで減りましたが、人口流出に歯どめがかかっている傾向もあるようです。これからは、新たな住宅地におけるコミュニティーの育成や生活環境整備、特に仕事の復興、なりわいの復興が生活をしていく上の基本であり、若い世代にとっては定住の大きな条件となっております。大きな打撃を受けた農漁業、風評被害を受けた事業所の被災などがありましたが、なりわい再生の現状と課題についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、雇用確保と情報の提供についてお伺いをいたします。ＬＮＧプラントが平成30年より創業するということで、オペレーションを担当するエスケイ産業株式会社が技術系12人、事務系12人、算筆系18人で42名、北日本防災警備株式会社は施設警備10人、防災業務３人、ＬＮＧ支援業務２名など15名などの採用計画について説明がありました。南工業団地に進出した株式会社リードは、現在17名の雇用を将来は50人にしたいと言っているようでございます。震災後、県のきずなづくり応援事業での雇用創出もございますが、本格的な就労の場確保に向け、情報提供をきめ細かく対応し、若者世代の定住につなげたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

次に、町内全域でのタウンミーティングの取り組みについてお伺いをいたします。町民の意見、意向、聞き取りなどの町政懇談会は、かつては各地区でやっていた状況がありますが、開催方法を種々検討するということで、だんだん集約がなされ、26年度は改善センター１箇所、各団体のみという現状のようであります。防災集団移転事業や災害公営住宅事業を進める上で、町民との合意形成に重要な役割を果たしたのは、ワークショップの取り組みが大きかったと思います。車座になり、対話の形で双方向の意見交換が被災者の理解や納得につながったとも言えるでありましょう。町のさまざまな施策を進めるに当たり、ワークショップ形式の懇談会は今後ますます重要になってくるであろうと思われます。さまざまな声を町政に反映するためにも、町内全域のタウンミーティングの取り組みについてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、地域包括システムの課題と取り組みについてお伺いをいたします。地域包括ケアの原点とも言われております広島県御調町では、公立みつぎ病院内に健康管理センターを併設し、町の保健、医療、福祉部門を健康管理センターに移転、一体化を図り、地域包括ケアシステムを構築をいたしました。これにより、10年間で寝たきり高齢者が約３分の１に減少したとのことであります。これは、寝たきりが直ったのではなく、寝たきりをつくらないようにした結果であり、長期入院や重症者の減少、国保医療費のダウン、システムや保健、医療、福祉による経済効果、それらによる町の活性化、ほか市町村からの移住するケースの増加等の成果があったとのことでございます。公立みつぎ総合病院事業管理者の山口昇医師は、地域包括ケアシステムとは、あくまでコミュニティーづくりであり、地域のニーズに応えることでありますと言っておるわけであります。また、埼玉県小鹿野町の地域包括ケアシステムでは、平成４年から保健師を中心に、地域の中で予防活動や訪問活動を展開、介護が必要な高齢者や家族の状況を把握しており、平成10年に町立病院に併設した保健センター開設で、住民のニーズに対する迅速な対応や、予防からリハビリまで一貫した支援の提供、医療、福祉、保健が一体となって広い視点から検討したサービスの提供を行っているようでございます。

さて、新地町は８月末で高齢化率30.1パーセント、高齢者世帯数は111世帯、ひとり暮らしは131世帯、介護認定者は452人と高齢化が進んでおり、決算委員会でも明らかになりましたが、特老は200人の待機者がおり、うち80人が町内であり、そのうち要介護３以上が60人という報告がございました。関係機関の連携をさらに強化し、医療、介護予防、その日常生活について支援する地域包括ケアシステムの構築と取り組みについてお聞かせをいただきたいと思います。

次に、住みやすい町を目指すことについてお伺いをいたします。27年３月にまとめた総合計画後期基本計画のアンケート調査では、重要度が高く満足度が低い項目に農業、漁業、商工業の振興、道路交通ネットワーク、水と緑豊かの項目が挙げられております。また、40歳代、30歳代では、安全対策、子育て支援、学校教育も該当項目としたがっているのが特徴であります。町民の思いに寄り添い、満足度を高める施策を進め、歴史、文化、コミュニティーが花開き、ＪＲ復旧やしんちゃんＧＯ運行、さらには仙台圏に近いといった利便性の高さをアピールした、町民にあったかな町づくりを目指すべきかと考えておりますが、いかがでしょう。所見をお聞かせください。

大きな質問の２つ目は、人材育成についてお伺いをいたします。平成26年度決算は、歳入が210億5,000万円、歳出が192億6,000万円となり、27年度の当初予算も185億7,000万円と過去最大の規模となっていることから、27年度決算も大きく膨らむことが予想されております。これらを推進する職員体制は、１月末現在で正職員が115名、嘱託、再任用、臨時、臨時補助員、国、県、市町派遣、支援派遣等を合わせて250人体制で行っております。大震災復興基金、復興交付金基金は、今年度103億5,000万円強を取り崩して予算を組んでいますが、27年度末現在高見込みで54億8,000万円を残していることから、まだ数年事業規模の大きな執行状況が続くであろうと思われます。こういっ

た中で、職員の年度別状況を見ますと、行革推進法の流れ、人員削減、採用抑制もあり、昭和38年生まれから42年生まれ、退職年齢、平成35年から39年の５年間は４人しか正職員がいない状態があるようでございます。人材育成の現状と課題についてお聞かせをいただければと思います。

次に、臨時職員の処遇改善と今後の推移についてお伺いをいたします。現在全国の臨時、非常勤職員は、地方自治体で70万人、公立学校で20万人と推計されております。地方自治体で働く職員のうち、３人に１人が臨時または非常勤職員です。週当たりの勤務時間が正規職員の４分の３以上で、非常勤職員の７割が年間200万円以下という低賃金であります。臨時、非常勤職員は一般行政職のほか、教職員、保育士、学童保育の指導員、学校給食調理員、看護師、各種相談員、図書館職員など多くの分野で働いております。臨時、非常勤職員の待遇、処遇改善につきましては、2010年５月11日の市民総務委員会でも取り上げられました。日本共産党の塩川鉄也議員の質問に、臨時、非常勤職員の退職手当の支給について、小川大臣政務官は地方公務員の退職手当は各自治体の条例で定められているが、それを前提に国家公務員の非常勤職員の例が適用される場合には、１つは常勤の国家公務員と同様の勤務時間により勤務していること、２つにはその勤務時間内により勤務した日数が18日以上ある月が６カ月を超えていること、３つ目に引き続いて６カ月を超えるに至った日以降は、常勤の国家公務員と同様の勤務時間により勤務することが予定されていることの３要件が準用されているのではないかと推察していると答弁をいたしました。また、現場では必ずしも権利が保障されていないという指摘に対し、当時の原口大臣は退職手当を支給しないために勤務条件を逆算してつくるということは、法の主旨からするとやはり逆の反対だと思います。一人ひとりの権利をしっかりと守れるような形で運用が行われるように、総務省としてもしっかり助言していきたい。臨時、非常勤職員の任期の終了後、再度同一の職務内容の職に任用させること自体は排除されるものではない。また、雇いどめのトラブルを未然に防止するため、任用時の勤務条件の明示を徹底するというふうにしているところでございまして、ご指摘のように逆読みされないようしっかり助言していきたいと答弁をしたわけであります。

また、2010年７月４日、総務省自治行政局公務員部長による臨時、非常勤職員及び任期つき職員の任用等についての通知が出されたわけであります。これは、特別職非常勤については、一般職として任用するよう強調しておるようであります。また、手当は実態に即し、時間外手当や通勤費も支給できると明記、連休、産休、育児、介護休暇などについても整理するよう求めております。前段申し上げましたように、震災以降２人に１人が臨時、非正規の状況にある我が町にとって、これら臨時、非正規職員の処遇改善についてどのようにお考えでしょうか。また、今後の推移についても明らかにしていただきたいと思っております。

次に、健康管理と積極的な人材の要請についてお伺いをいたします。震災以降、定年退職前に職員が退職する事例が見受けられました。新地町全体にとっては、少なくない数に上ると思われます。それぞれの事情もあるかと思いますが、体の健康、心の健康というファクターが大きいのではない

かと思います。予算を見るまでもなく、復旧、復興で大変な激務の状況で、体、心ともゆとりをもつことが大変だろうと思いますが、だからこそ同僚意識、信頼など職場環境を重視しながら、若い人材を育てていくことが肝要だと思っております。かつて人事交流の取り組みなども議会で質問した経緯がありますけれども、現在職員定数も145人と増加をいたしましたが、健康管理と積極的な人材の養成についてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いしたいと思います。

大きな質問の３つ目は、除染の推進についてであります。今年３月に新地町除染計画第４番が策定をされました。これによると、①、長期的に追加被曝線量年間１ミリシーベルト以下にする、②、今後２年間で町民の日常生活環境における空間線量率を町内全域で0.23マイクロシーベルトパーアワー以下を目指すと目標にうたっております。さらに、23年12月から28年３月までの計画とし、23年、24年の２年間を重点期間とするとしております。今日まで保育所、小中学校、高校、公園、公共施設等に加え住宅除染も始まっておるわけでありますが、森林等の除染が大事ではないかと考えております。平成24年、25年、26年の新地町空間放射線量を比較してみますと、地上１メートルでありますが、約99パーセントの地点で線量率の低減が確認されたようであります。26年度では、0.21から0.3が292地点、0.11から0.2マイクロシーベルトが444地点と最も多く、0.1以下の193地点となっており、時間の経過とともに全般的に低くなっているようであります。現在行っている住宅除染とあわせ、森林除染についても対応し、町全体で線量の心配のない町ということで名実ともに打ち出せればと思っております。早急に取り組まれるべきかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、中間貯蔵施設運搬スケジュールについてお伺いをいたします。９月８日の新聞報道によりますと、知事と大熊、双葉の両町長は、苦渋の決断をして中間貯蔵施設の建設と汚染土壌などの搬入を受け入れ、３月からパイロット、いわゆる試験輸送が始まり、一定の進捗があるが、建設予定地の地権者2,365人のうち環境省と売買契約に至った地権者はたった７人のみであると８月15日現在の報道になっておったわけであります。一方、学校や庭先などで埋設する現場保管が県によると11万5,000箇所を超えたようであり、仮置き場からの輸送のスケジュールがどうなっているのかという声も多く寄せられているとのことであります。

一方、中間貯蔵施設の廃棄物を30年以内に県外で最終処分する法律が成立しておりますが、どこに持っていくのか全く見えていない状況もございます。本格輸送分の用地確保や施設建設の見通しも立っていないようですが、新地町の仮置き場はフレコンバッグ約6,000袋が入るようであります。既に1,900袋埋まっており、今後保育所、学校、新地高校、記念緑地等々のフレコンバッグを合わせると2,000から3,000袋となり、住宅除染がどのくらいの量になるかわかりませんが、このままではたちまち満杯となってくるわけであります。中間処分場の搬出スケジュールをどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○目黒靜雄議長　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　本日最後の質問者、井上議員のご質問にお答えしたいと思います。

あったか町政を目指して、そして人材育成について、除染の推進、３件についてそれぞれご答弁を申し上げます。まず、なりわい再生の現状と課題についてお答えします。東日本大震災により、本町の産業はこれまでにない大きな打撃を受けました。農業につきましては、被災を受けた農地の69.4パーセントに当たる191ヘクタールが復旧しておりますが、ＪＲ以東の農地については、入札不調や排水機場の修復工事などもあり、まだ未復旧となっております。今年度排水機場の復旧も完了しますので、ＪＲ東側の農地についても早急に努めてまいります。

水産業につきましても、漁業関連施設及び漁場環境の復旧が第一と考えております。壊滅的な被害を受けた釣師浜漁港は、県が復旧工事を進めております。漁場につきましても、県事業として海底の瓦れき撤去作業に取りかかっている状況です。福島第一原発事故により、いまだ本格操業に至っておりませんが、町では本格操業に向け漁具倉庫や荷さばき施設などの早期復旧に努めてまいります。

農業、水産業ともに原発事故による風評被害払拭のため、水稲における線量全袋検査や水産物のモニタリング調査などを行っております。今後も情報発信を行い、引き続き風評被害払拭に努めてまいります。

商業については、被災事業所は町内195事業所のうち、全壊流出が38、大規模半壊が15事業所と多くの事業所が被害を受けました。11の事業所は廃業となりましたが、42の事業所は仮設店舗や中小企業等グループ補助制度を活用して一定の再開を果たしております。しかしながら、本格再建がされていない事業者が多くいる中で、補助制度活用の要件も年々厳しくなってきております。商工業者のなりわい再生には、専門家による指導支援が大変重要です。早期再建と経営力強化に向けて、各種相談会やセミナーを開催するなど、細やかな支援に努めてまいります。

次に、雇用確保と情報の提供についてお答えいたします。東日本大震災以降、相馬港でのＬＮＧ基地建設計画や常磐自動車道新地インターチェンジ周辺での南工業団地整備など、新たな産業集積による雇用創出が期待できる状況が生まれてきております。町では、就業希望者に対してハローワーク相馬求人情報の掲示や町ホームページへの掲載などによる情報提供と就職相談業務を行うなど、就労支援に努めてまいりました。また、町内の立地企業などに対しては、定期的に訪問をして、雇用情勢の情報収集と雇用創出確保のお願いなどを行ってまいりました。引き続き丁寧な求人情報の提供と積極的に新地の企業誘致を進めるなど、就労の場の確保に努めてまいります。

次に、タウンミーティングの取り組みについてお答えをいたします。町では、町政に町民の声を生かすための広聴事業として、毎年町づくり懇談会を実施してきております。東日本大震災以降は、主に復興に関する内容について、直接町民の皆様からご意見やご提案などをいただき、可能な限り復興の町づくりに取り入れてまいりました。また、震災以前は各地区ごとに、あるいは団体ごとに

テーマを決めて懇談会を実施したこともありました。これも全て町民の皆様との直接対話を通して、町民主体の町づくりを実現するためのものであります。これからも町民の皆様方の声を大切にしながら、町民主体の町づくりの実現のため、継続して各種懇談会などを実施してまいります。

次に、ご質問の地域包括ケアシステムの課題と取り組みについてお答えいたします。町では、地域包括ケアシステムの構築のため、平成27年５月より町内の介護保険事業所等で組織する連絡協議会において、地域包括ケアシステムの課題となる地域ケア会議の充実、在宅医療と介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援サービスについて協議を行ってきております。また、町社会福祉協議会では、町内６地区におきまして高齢者を対象とした交流サロンを実施しております。この交流サロンは、要支援者通所介護サービスにかわる新たなサービスに向けた事業として実施しており、事業終了後に改めて課題等を整理し、サービス内容の検討をしてまいります。

課題としては、介護専門職員等の確保、交流サロン運営スタッフ等の育成、認知症に対する理解等があります。包括的に支援する地域づくりのためには、これらの課題とともに介護予防対策、生活習慣病予防対策、生きがい対策への取り組みが重要であり、さきの課題とともにこれらの事業をさらに前に進めてまいります。高齢者が要介護状態となっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、引き続き取り組んでまいります。

次に、豊かさと利便性の高さを持つ住みやすい町についてお答えいたします。新地町は、豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた地域文化に恵まれ、農業と漁業を基幹産業に美しい自然を守りながら自分たちの暮らしを向上させてきました。しかしながら、東日本大震災によりかけがえのない多くの命、住まい、そして美しいふるさとの姿が奪われました。1,000年に１度と言われる地震と津波被害を教訓として、命と暮らし最優先の災害に強い町をつくっていく必要があります。そのためには、人と人とのきずなを育みながら、地域のコミュニティーを再生、強化し、町民、事業者、行政の連携のもと、協働の町づくりを進めていくことが大切であります。これからも「やっぱり新地がいいね」、これを合い言葉に全ての町民が新たなきずなのもとで、笑顔で暮らせるコンパクトで利便性にすぐれた住みやすい町を目指してまいります。

２つ目の人材育成についてお答えいたします。人材育成の現状と課題につきましては、毎年財団法人ふくしま自治研修センターで行っているさまざまな研修に職員を受講させており、勤務年数や役職に合わせてスキルアップを図ってきております。また、財団法人全国市町村振興協会で運営する市町村職員中央研修会にも毎年派遣をしており、より専門性の高い知識や最優先の政策情報を学んできております。

臨時職員の処遇改善と今後の推移でありますが、当町におきましては９月１日現在、職員と同じ勤務体系で働く臨時職員につきましては、現在41名おります。また、その他勤務地に応じてさまざまな勤務体系により、多くの方にお手伝いいただいております。臨時職員の処遇につきましては、

新地町賃金支弁職員の雇用等管理規程及び労働基準法に沿って対応しております。今後は、職員の配置、各課の業務量などを把握し、職員の定員管理計画や再任用職員との調整を図りながら、適正に管理をしていきたいと考えます。また、行政サービスの質の確保と雇用安定の観点から、近隣市町村とも情報を共有しながら進めてまいりたいと考えております。

健康管理と積極的な人材の養成についてでありますが、雇用主として職員、臨時職員ともに健康診断を受けるよう義務づけをしております。職員については、毎年の健康診断とこれまで３年に１度の人間ドックを行っておりましたが、近年の職員の健康状態を鑑みて当分の間人間ドックを２年に１度とすることにしております。また、震災以降職員には大変苦労している状況でありますが、そんなときこそ基本に立ち返り、地域の皆様の期待に応えられる職員として、幅広い視野と住民感覚が養えるよう民間企業などとも連携しながら、職員の研修や交流を積極的に図ってまいりたいと考えております。

３つ目の除染の推進についてお答えいたします。森林の除染の方針につきましては、現時点において充分な地検がないなどから、さらに調査が必要だとして環境省による判断は先送りをしております。このため、町といたしましては環境省に対し、現在取り組んでいる除染状況の結果を提供してまいりたいと考えております。

次に、中間貯蔵施設運搬スケジュールでありますが、中間貯蔵施設は安全に集中的に貯蔵する施設として、大熊町、双葉町に整備することとなっております。現在中間貯蔵の整備は、大規模な施設であり、全地権者の同意が得られないなどから大幅におくれている状況にあります。これらを踏まえ、環境省は平成26年11月に中間貯蔵施設への土壌等の輸送に係る基本計画を策定し、本格的な輸送に先立ち、輸送手段の確認等を行うため、おおむね１年間で県内43市町村からそれぞれ1,000立方メートル程度の除去土壌等を輸送するパイロット輸送が平成27年３月13日から始まっております。パイロット輸送の搬出計画は、積み込み場から搬出先までの距離が近い場所、積雪等により運搬に大きな影響のあるところから搬出するとして、双葉地方や郡山市などが搬出輸送が終了し、今は会津地方で輸送準備を行っているところであります。当町としては、このパイロット輸送は年内着手に向けた要望をしてまいりたいと考えております。さらに、除染土の本格輸送計画は、いまだに示されていない状況から、一日も早く輸送が行われることを環境省、そして国に対し強く要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○**目黒靜雄議長**　11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　それぞれご答弁をいただきました。商工会あるいは農漁業、この再生、復興、これがやっぱり新地町経済にとっても大きいのだろうと思います。特に農業ご案内のように、数年前は１万3,000円が26年度6,900円、農協補助で8,000円ということになっているようですが、再開をしても収入がきちっと担保されるかという点で非常に厳しい状況もあるという現状がございま

す。あわせて風評被害で売れない。イチジク、ニラ等々あるわけでございますけれども、こういったことが本当に飯が食えるというような方向をやっぱりしっかりと町としても支援をしてやっていっていただきたいと思っております。

もう一つは、なりわい再生で特に大事なのが、やっぱり復興事業に関する財源の問題であります。今まで全額国負担ということでやっておったわけですが、これがどうも一部地元自治体みたいな、一部負担みたいな話もあります。これは、全額国負担を継続をして、来年度以降も一部負担を導入しないように国に強く働きかけていただきたいということと、やはり被災町民の生活、なりわいを再建するまで国が必要な支援を行うことも基本原則にしながら、各種の復興基金、これかなりボリュームありますが、ハードのみならずやはりソフト事業にも使える自由度の高いものにするように国に求めていただければと思うのです。いろんな課題、なりわい再生、現状に復旧戻せばもとの生活に戻るかと、こういう問題ではありません。原発等々で大変痛めつけられた、風評被害でも大変痛めつけられた、これがもとの生活実態に戻すためには、やっぱりさまざまなソフト的な支援も必要ではないかと思います。そのための財源についても、今こういった国の復興庁なり、いろんなところとの対応、町長もいろいろ県の補助等々でやっておったと思いますけれども、ぜひこれ事務レベルにとどまらず、町長先頭になって要請していただきたいと思います。この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

雇用確保のお話です。この間株式会社リードとかＬＮＧとか、いろんなこの間、新地町の方に明るいような雇用の情報が入ってきています。ただ、ちょっとお聞きしますのは、やはり企業の求める人材ということで、受けたけれども落ちたという話が１人や２人でないのです。かなりの数あるようであります。情報提供ということ、ハローワークに行きなさいだけでは余りにあれですから、やはりその辺の企業の求める人材というものはどういうものなのかということも含めて、現在までの地元関連企業あるいは新地町内企業、そして通勤マトリクスという資料がありますけれども、2010年で新地町が1,860人、相馬市で1,086人、南相馬市で259人、ほか仙台圏、仙南云々かんぬんで六百数十人ぐらい行っている、この通勤をしているという状況もありますので、そういった関連の会社情報、雇用情報というものもまとめて町の広報とか特別号とか、せっかく企業立地課というものができたわけでありますから、これをまとめてそういった仕事を求めている方々に提供する、若い人材を定着させる、定住させるという点でより親切なあったかいような対応をお願いしたいと思いますが、この辺についてご所見をいただければと思います。

さらに、雇用確保の問題で特に大事なのは、やっぱり正規雇用です。正職員。よく今全体で５割とか６割が非正規だみたいな一般民間の話も、公務員でさえ３割が非正規ですから、民間がそうなってしまうのかなと思いますが、やはり正規雇用ということを町としては原則として、やっぱり各企業に要請していただきたいと思います。東京なんかでは、１万5,000人でしたか正規雇用をふやそうということで、都独自で正職員にした、補助金を出したなんていう話も聞きましたけれども、

そこまでいかなくても各企業の状況をよく聞いて、町民に情報提供していただければと思います。

タウンミーティングの取り組みで、町政懇談会今後ともやりますということですが、だから私が言いたいのはやっぱりまとめて大きな会場でやると、やっぱりどうしても発言をしてくださいといっても手を挙げて発言するのは勇気が要る、限られた人数しかできないという問題があるのではなかろうかと思います。できることなれば、なるべく多くの役場職員も対応していただきながら、チューターなどになって少人数でいろんな町政の懇談、ワークショップ、そういったものをやってもらうということがやっぱり大事なのかと思っています。

タウンミーティング、そもそもイギリスが語源らしいですけれども、かつて小泉内閣が大臣などを使って全国でやった経緯もございました。新地町でありますから、そういった意味で各地区それぞれの地区、海側、山側、若い世代、お年寄り世代、いろいろ感想も持っているのだろうと思っています。総合計画のアンケートでも、1,000通出して半分もいかないような回答しかないので、もっと小まめな情報をやっぱり集める必要もあるのだろうと思っています。いろんな状況、ＬＮＧが来るとか、いろんな状況で忙しいこともありますけれども、やはり町民の意見を聞く、お話を聞くという対話の調整って非常に大事だと思います。その点について、小まめにやっていただくという点について、再答弁をお願いします。

地域包括ケアの問題で、いろいろ今ご答弁ありました。先ほどお話あった中で、前段も申し上げましたが、埼玉県の小鹿野町というところでは、人口が１万3,159人で、これは高齢化率が30.2パーセント、保健師が８人いると。新地の人口、例えば倍にしても新地２人ですか、今、３人いる、そういう意味で非常に体制の問題、これがちょっと違うなという問題もございます。職員体制をどうするかということも含めまして、特に新地的には公立病院がありますよね。なおかつ渡辺病院もできました。そういったこともきちっと連携をしながら、大事なことは高齢者世帯、介護世帯、いろんな世帯の状況をしっかり町としてつかんでいるかどうかということなのだろうと思います。

実は、先般ＮＨＫの番組がございました。漂流する高齢者、高齢者は漂流するというＮＨＫの「老人漂流社会」という番組で私ちょっと関心を持って見ていたのですけれども、やはり正職員と非正規職員がふえてきて、親の介護する中高年になったとき不安を抱えるという問題があるようでございます。今年の１月に岩手県のある町で、親子の遺体が発見されたという報道でした。高齢の母を抱えた息子さんが働いていたのですが、お母さんを介護しなければならぬということで戻ってきて、仕事に行けないぐらい大変だったので、施設にも入れないということでやめてしまったと。結局母親の年金で生活をして、息子さんが体調が悪くても医者に行けなかった。結果として亡くなる。母親が布団の中で呼んでも返事をしないので、はっていって凍死をして死んだというむごい話でありました。地域のつながりと申しますか、地域でなぜわからなかったのかというと、誰もそんなひどいとはわからなかったと、意外と田舎ですから、余りそういった困っているとかいう話をしていないということなのです。兄弟の人も嘆いておりましたけれども、全くそんなそぶりは見せなかった

ということがあるようであります。きちっと行政に相談をされれば、世帯分離をして生活保護該当して、きちっと対応するということになるわけですけれども、それがならないためにそういった問題が起きたということであります。

ひとり暮らしなんかだと、見守りとか行政のいろんな対応できますけれども、例えば息子さんがいるとか、家族がいるという場合は、息子が例えば働きに行って高齢者が１人ぽつんと家にいても、やはり家族がいるということで行政の目が届きにくい。地域としても、地域に何か訴えていただければいいのだけれども、地域としてもそうわからないというケースが結構あるのかなという思いもございます。そういった意味で、地域ケアシステムの中で、今までのいろいろ対応するひとり暮らし高齢者あるいは障害者、あとは介護世帯、そういったことのみならず、全体に寄り添うというんですか、町民に寄り添った対応、あったかい優しさを持った対応というのが今のシステム、もちろん体制を強化しなければそこまでいかないということもあるかと思いますが、その辺についての対応がこれからどんどん求められてくるのかなと、その一端ではないかと思いますので、この辺についての再答弁をいただければと思います。

最後に、あわせ持つ住みやすい町でございます。新地のいいところ、いろいろアンケートを待つまでもなく、今町長の答弁にもございました。里山、緑、そして自然、そしてまたいろんな企業、活動、こういったこともあるわけです。ひとつやっぱり重視したいなと私が思っておりますのは、やっぱり図書館、決算委員会でもちょっと局長に後でお話ししたのですが、やっぱり図書館をもっと充実できないかと。図書館の充実というのは、やっぱり気軽に行ける図書館であるか、あるいは資料費がきちっと豊富であるか、あるいは経験豊かな図書館員がそろっているか、この３つがやっぱり大事なのかなと思っております。今現在でもそれぞれ頑張っていただきまして、大変な努力をしていただいているのですが、やっぱり全国日本図書館協会というのが、毎年貸し出し密度上位の公立図書館の整備状況をまとめて公表しているのですが、人口なんかで１万人以下で、例えば8,890人で図書館の数は1.2、正規職員の職員数が2.6、うち司書が1.8、蔵書冊数が８万9,000冊、これが数字として出ているようであります。こういったものを目標に、やっぱりそれに近づけるような予算要求をしていただきたいと思います。というのは、図書館を中心としてやっぱり文化を発信する。新地の歴史、民俗資料館なんかないわけですから、そういったものを図書館を中心に発信するというようなことがやっぱり新地の地理的利便性、仙台に近いということも含めて発信しやすいのではないかと思います。

もう一つは、前段もいろんな観光の話、交流の話を聞きましたけれども、やっぱり観光協会をもっと強化したらどうかなと思います。いずれ駅前にビルができて、そこに観光協会なんかも入るのかなみたいな話もちょっとお聞きをしますが、こう言っては失礼ですけれども、現在どうも企画の補助みたいな理屈にも見えなくもない。新地町、鹿狼山だけが観光ではなくて、今後、釣り公園もやりながら、将来的にはＬＮＧもできてきて、いかに新地に定住人口をふやしていくか。やっぱり

観光協会というか、体制をしっかり補強して発信をしていくと、これがやっぱり大事なのだろうと思っています。独立するような形だとなおいいのでしょうけれども、この辺は全体のまた復興途上でありますから、考えていかなければなりませんけれども、今後そういったものを重視しながら、やっぱり施策につなげていってほしいと思います。この２つの問題についてお聞かせください。

人材の問題、人はどうやって育てるのか。人を育てるのは、やっぱり人なのです。人は、人によってやっぱり育てられる。やっぱり職員同士の連携と申しますか、仲間といいますか、あるいは先輩、後輩といいましょうか、こういう中でやっぱり人は育っていくのではないかなと思います。先般水道企業団で若い40代の職員が亡くなりました。もっと早く病院に行けばという同僚の話をよく聞きました。震災後の激務に追われて、なかなか病院にも行かなかったと。健康診断を受けて新地でも要精検何人いるかわかりませんけれども、しっかりと病院に行けるような、要精検の方はすぐ行けるようなやっぱり職場環境、仲間意識、こういったものもやっぱり大事なのだろうと思っています。そういった意味で、特にこれから心の健康の問題なんかもいろいろあるようですが、先輩職員が特に若い職員と対話をするとか、そういったような対話の調整という先ほどお話もしましたが、職員の内部でもいろいろ対話をしてほしいと思います。そういった積み重ねで、職員一人ひとりが町民に対しても笑顔や挨拶のできる、自然にできるような対応になってくるのではないかと思っておりますので、この辺についてお聞かせください。

臨時職員の問題と今後の推移、この財政状況を見ますと、やっぱり今後ともこういった臨時職員体制が続かざるを得ないのかな、250人体制と申しましょうか、こういった体制、250人から若干減るとも200人前後のやっぱり体制で今後推移するのかなという思いもございます。ただ、復興事業がいずれ終期を迎えると、こうなってくればだんだん整理をされてくるのだろうと思います。先ほど答弁でありましたが、それでも四十何人だかの臨時職員でしたかがいるということです。臨時職員がこの資料ですと50人いるということであります。臨時補助員も入れると94人いるということなのです。処遇改善の問題、退職金とかいろんな手当の問題とか、いろんな話もありますが、一番思うのはやはりこの半年とか１年、22条職員というのはそういった任期でということになりますので、やはり働いている方々はまた本当に雇ってもらえるのだろうかと、雇いどめになるのではないかみたいな不安があるのです。あとは同様に、何年もやっている方々もいるようであります。私は、この定数管理定員計画、さらにはバランスの問題も考えて見ますと、それぞれ専門的な部分については、やっぱり嘱託職員というのですか、これは定数に入りませんから、これをある程度町としてきちっと位置づけをして、臨時職員の問題、いろんな課題について対応されたらどうかなと思うのですが、この辺について答弁いただきたいと思います。さらには、処遇改善の今後の検討などもあればお聞かせいただきたいと思います。

除染の問題です。最後になりますが、先ほども申し上げましたように、フレコンバッグといいましたか、あれが学校とかいろいろありますが、これが３年から４年、４年から５年と言っていまし

たか、限度ではないかと言われております。結局今学校とか保育所に埋まっているのを持っていくと、あとは住宅除染でちょっと持っていくとたちまち満杯になってしまうと。あとほかで住宅除染で出たところ、どこ持っていくのだみたいな話になりますよね。これ終わってきますと、中間処分場がランディングしませんと、永久にそこに置くようになってくるのではないかという不安がございます。相馬では、この夏休みに学校はもう運んだのだけれども、新地はいつ運ぶのですかみたいな話がありました。そういったことも含めて、非常に危機的状況に私はあるのではないかと思っています。もしそのスケジュールがはっきりしなければ、やっぱり新しい……

○**目黒靜雄議長**　井上議員、残り30秒です。

○**11番井上和文議員**　新しい第２の仮置き場ということも検討しておきませんと、今後の町の除染計画進んでいかないのではないかと思いますが、この辺についてお聞かせいただきたいと思います。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　11秒残っていますけれども、いいですか。大変多くの件名に質問いただいて、今度細かい項目に対してのそれぞれ再質問いただき、大変時間も消化したなというふうにお話を伺っておりました。本当に一つひとつこれ全部再質問、時間あればまだ再々質問もあるのだろうなと思って、大変だなと思っていましたけれども、それぞれ質問いただいた項目について答弁していきたいと思います。

まず、あったか町政のなりわい。震災からもう４年半がたっています。国のほうも集中復興期間も５年だよと言われている、そういう中でまだまだやっぱりそれぞれのなりわいというのがそこまでいっていない、そういう状況の中で、復興の財源、一番やっぱり財源ですよね。それをどうサポート、支援していくのか、それは町としても当然、県の会長としても強く国のほうには要請していきたいというふうに思っています。それは、ハード面、ソフト面についても行っていきたいと思っています。

企業確保と情報の提供、企業の求める人材をやっぱり育成していかなければいけないというふうに思っておりますし、それは今の状況だけではなくて、さまざま情報もしっかり集めて、そしてまた情報も提供していきなさいというお話もいただきました。また、企業に対してやっぱりいい人材を提供する努力をしていく、あわせて正規社員としての雇用契約を結んでいただく、それは当然町としても若い人たちに戻ってきてほしいという中では強くお願いし、それだけまたいい人材を提供していく取り組みをしていきたいというふうに思っています。

タウンミーティング、町の防集団地がうまくいったなというのは、それぞれ復興関係の職員、あるいは応援に来ているいろいろな関係職員の皆さん方が仮設に出向いて、家族みんなでのタウンミーティングをやった、これがおやじが１人で決めてきたのだからということではなくて、家族みんなで決めたところだからというのが新地が一番スムーズに進んだ大きな要点だと、そういういい事例もあります。これからの町づくりもどんなタウンミーティングをやったら町民の皆さん方、いろ

んな各層の人たちが参加できやすい、意見を出しやすい、そういう取り組みを今後検討していければというふうに思っています。

介護予防医療関係、広島県の御調町の例とか埼玉県の例を出していただきました。要は、要介護、いろいろ介護を必要としている世帯、そういうのをしっかりと把握して、そしてサポートできる体制、情報を集めていかなければいけないなというふうに思っています。

図書館の充実、お話しいただきましたけれども、私は8,000人の事例のお話しいただきましたが、今、町は正規職員では司書１名ですけれども、臨時の中でも司書もいますし、そういう面では蔵書ももう７万超えて、あと司書もちゃんといる、そういう中ではいろんなレファレンスなんかにおいても新地の図書館の利用状況、利用しやすい環境づくりというものは、私は同レベルの中ではかなりいいところいっているなというふうに思っております。もちろんそれに安住することなく、これからも多くの町民の利用者の皆さん方の声を聞きながら、やはり蔵書の充実、そしていろいろ利用しやすいような、そういう運営をレファレンス業務にしても蔵書にしても貸し出しにしてもしっかりとより一層充実させていきたいというふうに思っています。

観光協会もお話しいただきました。これからもいろいろやっぱり新しい町づくりを進めていく中で、町のＰＲ情報をしっかりと来町される皆さん方に、あるいは関心を持っている皆さん方にしっかりと情報提供できるように取り組んでいきたいと思っております。

人材育成については、総務課長を今兼務させております副町長から答弁させていただきます。除染については、町民課長のほうからさせていただきます。

○**目黒靜雄議長**　佐藤清孝副町長。

○**佐藤清孝副町長**　人材育成の再質問についてお答えを申し上げます。

今の新地町のまず職員体制でありますけれども、一番最初にお話がございましたように、ここ10年、12年ぐらいは本当に１人、２人という職員が毎年退職というようなことで、これは行政改革大綱をつくった当時、震災前に、その当時、人員削減の影響だろうというふうに思っております。したがいまして、その年度別で見ますと全く一人もいない、そういう年度が何年間はあると、そういう状況にございます。そうした中での人材育成でございますけれども、今復興、大変な状況の中にあるわけでございます。そうした中でも、今度は復興計画の第２弾、それから新しく総合計画の後期計画、こういう新しい町づくりに突入していくわけでございますから、いかにこの人材を育成していくのかというのが大変重要だろうというふうに思っております。そうした中で、町としては自治研修センターとか中央の研修センターに職員をできるだけ派遣をして、研修をさせているということでございますけれども、これら実務研修でございますので、やはり自分の自己研さんといいますか、そういうものも必要なのだろうというふうに思っております。

そうした中、非常に大きな財政規模の中で、職員は大変な仕事量をこなしているわけでございます。議員ご指摘のように、定年を待たずに退職をする方もここ何年か出ております。そういう方に

ついては、本当にいち早くその組織の中で見つけ出すといいますか、組織の仲間の人たちがやっぱり声をいかにかけて、そういうひどくなる前にやっぱり見つけ出すというのが大事だろうというふうに思っております。町長の答弁の中で、健康診断をやっているし、今年からは２年に１度人間ドックをやっているというふうになりますが、それか体の問題でありまして、心まではなかなかわからないわけであります。したがいまして、町では公務災害補償基金協会、ここの委託を受けまして、３年間にわたってメンタルヘルスのケアを行っております。今年で３年目になりますけれども、今年は全職員、臨時職員も含めてストレスケアというアンケートを実施をしております。本来であれば一人ひとりわかるような形でやればよろしいのですが、なかなか難しい部分がございますので、その辺は新地町のやり方でやっておりますけれども、非常に厳しい状況の中で職員が苦労して仕事をしているというのがわかります。ですから、これをこの結果の状況をよく把握して、そしてやっぱり保健師とか、それから専門の方の先生、そういう方も協力をしていただいておりますので、そういう方にいち早くやっぱりカウンセラーをしていただいて、途中退職するようなことのないように、いち早く病院に行く必要があればそういう形で、職員が言ってもなかなか難しい部分がございますので、そういうカウンセラーの先生のほうに言っていただいて、そうした鬱といいますか、そういうことにならないような事前の対策を今とっているところでございます。一応27年度で終了しますけれども、これは法律でも27年の10月から義務化されます。これは、予算かかってもこうした部分については今後も継続をしていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、臨時職員ですが、今議員のほうから数字がいろいろ言われております。確かに臨時職員、今数字合わせて大変な数でございますけれども、これは定数で賄い切れない部分について臨時職員で対応しているわけでございます。職種で言えば保育士が一番多いわけでありまして、保育所とか、学校給食とか、それから図書館とかあります。特に女性の職場の中で、どうしても産休とか、それから育児休業とか、こういうのも入ってまいります。そうしますと、そうした方の補充をするために職員を雇わざるを得ないというような、そういうこともございまして、ここ数年ふえている傾向にあります。今後の対応をどうするのかということでございますけれども、提案ありました嘱託制度というのも一つの方法だというふうに考えておりますので、総務課としていろいろ検討してまいりたいというふうに思います。

なお、臨時職員の処遇、待遇については、数年前に、２年前だと思いますけれども、資格のある臨時職員については賃金を引き上げて格差をつけたり、それから労働基準法に基づく有給休暇の制度をとっておりますし、そうしたことも踏まえて適正に臨時職員の処遇、待遇を進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、もう一つはやっぱり人事交流とかのお話でございますけれども、やはり外部のそうした部分も活用しながら、人材育成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、私のほうからでございます。

まず初めに、仮置き場についてでございます。これまでに除染により発生した袋数でございますが、7,326袋で、内訳が現場保管が5,354袋、仮置き場保管が1,972袋となっております。全量仮置き場への搬入を考えた場合でございますが、パイロット輸送で1,000袋を搬出したと仮定いたしまして、4,960袋分が収容可能となります。本年度の住宅除染土、約1,000袋と見込みますと、やはり1,000袋分がオーバーしてしまいます。しかしながら、今後仮置き場への全量搬入に向けては、環境省や県と地盤の支持力並びにこれまでの検査データなど、関係書類をもとに協議を行って、全量仮置き場への輸送を検討していきたいと考えてございます。また、中間貯蔵施設関係等でございますが、中間貯蔵施設の地権者のうち環境省が連絡先を把握しているのは1,250人で、これまで950人に対して戸別訪問ができたとしております。一方で、相続関係で連絡先がわからない地権者数もふえている可能性があるとして、このため環境省職員40人体制から70人に増員してまいるといったことでございます。そのことを踏まえまして、町としてはできるだけ早く契約を結び、契約が済んだ土地から整備を行っていただき、本格輸送ができるように望んでおるものでございます。

以上でございます。

○**目黒靜雄議長**　11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　職員にも町民にも優しいあったかな町を目指していただきたいと思います。

最後になりましたが、議員各位、執行部各位、そして職員各位、皆さんに心から敬意と感謝を申し上げ、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○**目黒靜雄議長**　これで11番、井上和文議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○**目黒靜雄議長**　以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後　４時１７分　　散　会

第 6 回 定 例 町 議 会

（第　3　号）

平成２７年第６回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

平成２７年９月１７日（木曜日）午前１０時開議

第　１　選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について
第　２　議案第４７号　新地町総合計画条例の制定について
第　３　議案第４８号　新地町手数料条例の一部を改正する条例について
第　４　議案第４９号　新地町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
第　５　議案第５０号　新地町情報公開条例の一部を改正する条例について
第　６　議案第５１号　新地町町営住宅条例の一部を改正する条例について
第　７　議案第５２号　新地駅周辺市街地復興整備工事（その３）道路及び施設整備等請負契約について
第　８　議案第５３号　平成２７年度新地町一般会計補正予算（第２号）について
第　９　議案第５４号　平成２７年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について
第１０　議案第５５号　平成２７年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
第１１　議案第５６号　平成２７年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について
第１２　議案第５７号　平成２７年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
第１３　議案第５８号　平成２７年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について
第１４　議案第５９号　平成２７年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）について
第１５　議案第６０号　平成２６年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
第１６　議案第６１号　平成２６年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１７　議案第６２号　平成２６年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第１８　議案第６３号　平成２６年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第１９　議案第６４号　平成２６年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第２０　議案第６５号　平成２６年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
第２１　議案第６６号　平成２６年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第２２　議員派遣の件について
第２３　特別委員長報告
第２４　陳情審査委員長報告

第２５　議発第４号　新地町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第２６　閉会中の継続審査の申し出

出席議員（１３名）

１番	水	戸	洋	一	議員	２番	八	巻	秀	行	議員
３番	吉	田		博	議員	４番	三	宅	信	幸	議員
５番	寺	島	浩	文	議員	６番	遠	藤		満	議員
７番	八	巻		孝	議員	８番	加	藤	源	司	議員
９番	森		一	馬	議員	１０番	鈴	木		利	議員
１１番	井	上	和	文	議員	１２番	菊	地	正	文	議員
１３番	目	黒	靜	雄	議員						

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	加藤	憲	郎
副町長	佐藤	清	孝
教育長	佐々木	孝	司
復興推進課長	小野	好	生
企画振興課長	泉田	晴	平
税務課長	渡部	和	秋
町民課長	岡崎	利	光
健康福祉課長	荒	智	春
農林水産課長 兼農業委員会 事務局長	八巻		隆
建設課長	渡邊	祐	吉
都市計画課長	加藤	伸	二
教育総務課長	佐藤	茂	文
総務課長補佐	大堀	勝	文

職務のための議場出席者

事務局長	平間	正	光
書記	木幡	邦	枝
書記	高口	雄太	郎

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

○**目黒靜雄議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は13名であります。

なお、目黒荘一総務課長は入院中のため欠席届がありました。また、大堀勝文総務課長補佐が入室しておりますので、ご報告いたします。

◎選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について

○**目黒靜雄議長**　日程第１、選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙についてを議題とします。

10月23日をもって任期満了します選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

初めに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には岡田博さん、村上美保子さん、岡元金良さん、目黒弘子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました選挙管理委員には、岡田博さん、村上美保子さん、岡元金良さん、目黒弘子さんの４名の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には第１順位、渡部洋子さん、第２順位、鈴木重人さん、第３順位、目黒一雄さん、第４順位、寺島勝治さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第１順位、渡部洋子さん、第２順位、鈴木重人さん、第３順位、目黒一雄さん、第４順位、寺島勝治さん、以上の方が順位のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第２、議案第47号　新地町総合計画条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号　新地町総合計画条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第３、議案第48号　新地町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　ここからマイナンバー関係がございます。決算委員会、さらには昨日もいろいろ議論があったわけですが、改めて本会議の場でおただしをしたいと思います。

まず、今回の手数料、カードをなくした場合は発行手数料ですよということですが、このカードにつきまして、実際にはどのように使われるのかと。11業務というお話もありました。国民年金とか高額医療、被災者支援とか、いろんな生活保護なんかにもいくのでしょうか、さらには銀行関係、３日からの法案ができまして、どこまでこれが拡大するのかということもあろうかと思いますが、これについて明らかにしていただきたいと思います。

２つ目は、一般の方々はいろいろ説明されてもよくわからないということもございます。カードを使わなくても日常業務全く問題ないということの理解でよろしいのか、この辺の２つについてお聞かせいただきたいと思います。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、ただいまの質問でございますが、利用の状況に関しましては、以前にもご報告してありますとおり、町としては11項目といった部分でございます。そうした中で、カードの利用の部分でございますが、現在の利用用途といたしましては、まず住民カードと同様の取り扱いとなろうかと思います。また、何かの申請のたびにこのカードを出すといったシステムではございません。まず、一番このカードとしての利用としては、公的身分の確認を行うといった部分と、これまでにありますエルタックス、税申告ですが、そういった時点での突合性をとる部分で利用するといったものになります。また、住所の転入、転出時に関して、そのカードによってスムーズに手続ができるといった内容になってございます。

また、２点目のカードを持たなくてもよいのではないかといった部分でございますが、こちらの部分に関しましては個人の考え方によりますが、必ずしも持たなければならないといったものではございません。あくまでも申しましたとおり、本人が免許証、保険証関係等がなくなったといった場合の身分関係、公的身分関係の証明を行う部分で取り扱うといったものでございます。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　とするならば、住民の立場からすれば、カードがなくても身分証明書のかわりになるということぐらいの利点しかないのかということなのだろうと思います。一切町の行政サービス、カードを持とうが持たまいが変わりはないという認識でよろしいですね。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　ただいま議員申しましたとおりでございます。あくまでもカードを利用するのは行政側、国、県、町村でございます。こちらの番号でもって個人の情報といいますか、利用をさ

せていただくといったことでございますので、カードに関しましては本人の利用の状況に委ねるといったものでございます。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第48号　新地町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第４、議案第49号　新地町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　ここでもお聞きをしたいと思います。

前段答弁にございましたように、あくまでも行政側の利用しやすいような方向だというお話がありました。ここで問題になるのが、一般質問や決算委員会でもあったわけですが、情報が本当に漏れないのかと、２つ目には悪用されないのかと、この２つが一番の鍵なのだろうと思っております。今まで今回のマイナンバー法案のあれに特定個人情報保護評価ということが首長を先頭に町でもつくるということですが、これは内部でいろいろ検討しながら公表をするということにもなっているようであります。ただ、内部で決める、ただこれだけ非常にシビアな問題ですと、やはり第三者の客観的な評価というのも必要になってくるのではないかということを思うわけでありますが、この点はどうもないやに聞いております。この辺について、どのような体制でやろうとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一つは、やはり情報が漏れないか、ご案内のようにそれぞれ分散しますよと、年金は年金、こっちはこっち、こっちはこっちと分散しますから大丈夫だという話がありますが、機関ネットワーク、閉鎖的なネットワークと情報系ネットワークと役場でもあると思いますが、これをきちっと遮断をしながらやらなならんということも思います。ただ、どうしても情報を照会する場合に、そ

れを一度つないだりしてみますと、コピーというのですか、ファイルにコピーして残るみたいな問題があって、この辺の問題がどうなのかというのがひとつあるのだろうと思っております。

また、さらに日本で２つぐらいの中間の情報のサーバーをまとめていろいろ対応するということで、ここが攻撃をされる、脅威をされればたちまちに情報が漏れる。しかも、これからは銀行とか預金口座とかいろいろになってくれば、ほとんど名寄せが可能になって、情報が全部漏れるのではないかということがいろいろ言われております。職員の皆さんの取り扱いも非常に頭が痛いことだろうと思いますし、町民への啓発の問題、ここについても充分納得のいくような体制で説明をしなくてはならぬと思いますが、この辺について明らかにしていただきたいと思います。

○**目黒靜雄議長**　佐藤清孝副町長。

○**佐藤清孝副町長**　マイナンバー制度、まさに10月５日から始まるわけでございまして、日本年金機構の問題で大変不安というものが各自治体でもあるわけでございます。国のほうでは、こうした不安に対してセキュリティーの強化というようなことで、セキュリティー対策の指針といいますか、そういうものが打ち出されて既に自治体向けのそうした説明会も開催されております。そうした部分で、新地町にもセキュリティー対策、セキュリティーポリシーという、そういう部分、基本方針、対策方針を定めておりますので、そうした部分を見直しして強化をして、問題のないような、そういうような形にしていきたいというふうに思います。

なお、補足的には補佐のほうから説明を申し上げます。

○**目黒靜雄議長**　大堀勝文総務課長補佐。

○**大堀勝文総務課長補佐**　今ほど情報の点につきまして、情報セキュリティーポリシーにのっとってマイナンバー制度の運用に当たっていくということで、町長のほうからも申し上げましたが、情報は漏れないのか、悪用されないのかということだったのですけれども、こちらについては先ほど井上議員のほうからも話があったように、情報系と基幹系をしっかり分離した中で、初めて中間サーバーとの接続が国のほうでも最低限の要件だということで、今準備しております。

それから、システムからコピーしたデータが情報系に行ったことで、それがまた漏れるのではないかというようなお話があったと思います。基本個人番号と個人情報を結びついたものについては、閉鎖されたシステムの中で活用するものであって、便宜的に収集してはならないということになっていますので、不正に漏れたりしないような形でとり行っていくようになると思います。

中間サーバーの件についてですけれども、中間サーバーについては閉ざされた国のＬＧＷＡＮの中での運用になっていますので、攻撃によるものについては、簡単には破れないセキュリティーに強化した中で運用していくものと考えております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　11番、井上和文議員。

○**11番井上和文議員**　それぞれご答弁ございました。国なんかでもこの問題かなりいろいろ出ている

ようであります。いずれにしても大事なことは、情報をいかにきちっと漏れないように、あるいは悪用されないようにするかというのが一番のネックであって、ここでやっぱり年金問題で一番大きいのは、不正アクセスによって標的型攻撃というのですか、こういったことがされないような対応、されないということはないわけですから、やっぱりネットワークに対する、今既存のネットワーク、役場のをやっぱり点検をすべきだと私は思います。人的対策をどうするのか、電磁的記録媒体をどうするのか、それらのネットワークに対する対策をどうする、ネットワークに対する対策では、たとえ不正アクセスが来る場合には、それをきちっと遮断して警報が鳴るような、やっぱりそういったことも、私も余り詳しいこともわかりませんけれども、専門業者といろいろ検討しながら、万全の上にも万全を期さなくてはならぬという問題があります。これインターネット関係、本当にイタチごっこで、いろんなウイルスとか対策ソフトやっても、それを輪にかけるような問題があります。同時に今、今回税務関係、行政のほう非常に都合がいいみたいな話もありますけれども、個人の名前にいろんな銀行の資産とか名寄せがやる気になれば可能になる、中間サーバーに入ればとめようがないという問題もありますので、この辺についてしっかりと対策をとってもらいたいと思います。

これだけ再答弁を求めて終わります。

○**目黒靜雄議長**　佐藤清孝副町長。

○**佐藤清孝副町長**　先ほども申し上げましたとおり、新地町のセキュリティー対策の強化を図るために、この条例施行に従いまして、内部的に今あるセキュリティー対策の見直しを進めて安全を期してまいりたいというふうに考えております。

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第49号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号　新地町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第５、議案第50号　新地町情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第50号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第50号　新地町情報公開条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第６、議案第51号　新地町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第51号　新地町町営住宅条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎議案第５２号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第７、議案第52号　新地駅周辺市街地復興整備工事（その３）道路及び施設整備等請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第52号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第52号　新地駅周辺市街地復興整備工事（その３）道路及び施設整備等請負契約については原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第８、議案第53号　平成27年度新地町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

９番、森一馬議員。

○**９番森　一馬議員**　13ページになりますが、歳出の中で13番の委託料というのがございました。ここは、騒音調査の業務であります。この業務は何箇所ぐらい、どこをやるのか、まず高速道路なのだろうと思いますが、それをお尋ねしたいと思います。

それと、10ページの総務費の一般管理費の中で、委託料として人事評価制度支援業務の数字が200万円ほど出ていますが、この支援業務が現在どんなふうになっているのかも含めて、ここのところ若干の説明をいただきたいと、こんなふうに思います。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、私のほうからは予算書の13ページに伴います委託料騒音調査業務に関してご報告いたします。

まず、こちらの騒音調査業務でございますが、常磐自動車道に伴う騒音調査を考えております。その箇所等でございますが、現在町民課のほうに騒音に関してご連絡がある地区といたしまして、真弓地区、菅谷地区、赤柴地区を想定してございます。

以上でございます。

○**目黒靜雄議長**　大堀勝文総務課長補佐。

○**大堀勝文総務課長補佐**　評価制度支援業務についてですけれども、平成26年４月に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が可決されました。平成28年４月からの施行により、人事評価について明文化されることとなったものであります。人事評価制度は、人材育成を主目的

としており、町の人材育成基本方針に沿って構築することになります。今回、補正予算計上しました内容につきましては、人事評価実施規則と要領の策定、それから人事評価制度の説明会、これは評価する者、管理職と評価される者、職員に対する研修の実施です。それから、システムの構築で評価書の調書の作成やシステムの構築といったものが内容になっております。現在県内のほうでは、48の自治体がまだ未実施となって、28年４月の施行に向けて準備しているところと聞いております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　２番、八巻秀行議員。

○**２番八巻秀行議員**　13ページ、環境衛生災害復興事業費ですけれども、今回負担金として国代行処理業務の仮設焼却炉解体工事請負負担金が出ております。これは、町長にお伺いしたいのですけれども、24年にこの工事が完成いたしまして、そのときは4,950万円の負担を町がしているわけです。今回6,000万円です。新地町で１億円を出すわけですよね。そういう中で、大変もったいないお金だなというふうに思うのです。ぜひこの施設を利用して、後々使うとか、そういった議論というか、そういう検討はなされたのかどうか、そして相馬市あたりとの考えというか、どんな状況だったのか、その辺をひとつお伺いしたいと思います。

今全国各地で災害が発生しておりまして、つい最近も常総市あたりでは大変な被害が出ております。そういったところについても、だんだんまた災害のそういった施設をつくるとか、そういうことになってくるのだろうというふうに思いますけれども、そういうごみなんかをあの施設を当時全国から支援を受けて、新地町が現在あるわけです。そういうところで再利用とか、そういうことができないものなのか、大変もったいない施設だというふうに認識しておりますので、その辺をお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、16ページ、林業振興費でありますけれども、ふくしま森林再生事業整備事業、ここに9,700万円あるわけです。山は大変荒れております。やっと実施するということでありますけれども、ぜひ早い機会に山の手入れ、入札等を早くやっていただきたいと思います。これについて、課長のほうからお話いただければと思います。

あともう一つ、総合体育館費です。19ページ、野球場の工事請負が出ておりますけれども、3,000万円、その当初私たちも現地を見させてもらいました。なかなかどこが原因なのかわからない状況でいたようでありますけれども、どんな工事をするのか、大きさあたりとか、その工事とか、そういうところをちょっとお話しいただきたいと思います。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　最初に、国代行の焼却炉の解体工事ということでありますけれども、そもそも新地町単独につくるには大変なことなので、相馬市がつくる分に新地町の分も一緒に委託して焼却させてほしいということで国のほうにお願いをし、相馬市のほうの理解、議会の承認もいただいて今回

焼却させていただいたということです。負担金、それぞれ建設費あるいは解体の負担分の１億円というのは、町単費の持ち出しではありません。全て国負担のもとで、負担金としてはなっておりますけれども、全額国のほうの事業でやることになっております。解体するのに莫大な費用がかかるではないか、もっと有効な活用があるのではないかということでありますけれども、それは我々ももっと有効な活用の方法もあるのではないかというような、いろいろ意見交換もさせていただきましたけれども、国のほうではいろいろ放射能の絡み、そういうこともあって、ほかの利用には使えないというようなことで説明を受けておりますけれども、詳細は担当課長のほうから説明させていただきます。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　それでは、詳細の部分について私のほうからご報告申し上げます。

まず、負担金のほうが建設時より今回のほうが高いのではないかといった部分でございます。まず、こちら焼却炉建設に当たりましては、事業計画によりまして、新地町の処分量が２万2,244.7トン、相馬市が14万6,109.3トンという試算で13.21パーセントが新地町の負担といった形になっておりました。しかしながら、実際の焼却を行った実績でございますが、新地町が１万8,431トン、相馬市のほうが７万4,062トンということで、こちらの焼却負担部分が19.3パーセントと多くなったといったことで今回の負担額が多くなったといった部分でございます。また、焼却炉の有効利用といった部分でございますが、こちらは先ほど町長が申しましたとおり、放射能に関する部分で再利用はしないというような方向づけになっておりますので、今回の解体に至っているといったものでございます。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　八巻隆農林水産課長。

○**八巻　隆農林水産課長兼農業委員会事務局長**　ふくしま森林再生事業につきましては、現在森林整備が停滞しているという、そんな中で森林の機能を維持しながら森林の再生を図るというような事業でございます。今回補正させていただいた事業につきましても、早期発注ができるように町のほうも進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　佐藤茂文教育総務課長。

○**佐藤茂文教育総務課長**　八巻秀行議員の町民野球場の工事費の概要についてお答えします。

野球場のほうにつきましては、野球場バックネット裏、本部席のほう、こちらのほうが雨漏りするというようなことで今回の工事を発注するわけなのですが、本部席の上部につきましては観客席になっております。そこの構造としましては、コンクリートのブロックが組み合わさったものとなっておりまして、その継ぎ目の部分から雨漏りがしているというふうに見ております。なので、そちらのブロックを一度外しまして、もう一回防水処理をして組み直すというような工事内容になっ

ております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　２番八巻秀行議員。

○**２番八巻秀行議員**　今お話しいただきましたけれども、ひとつ災害廃棄物の解体工事ですけれども、放射能関係で再利用しないという国の方針だというお話でありました。しかしながら、そういった町がお金を出すのでないからいいというような、そういう発想ではなくて、やはりその国の金も我々の税金から出ているわけですよね。だから国全体の大きな財力といいますか、そういうことで、なかなか国だからということでいいのだというか、そんな考えでおってはだめなのではないかなと。やはりもったいない、町民一人ひとりの考えというのはそこだと思うのです。住民から見ると、何でもったいないこと、そんなふうにしてただ投げてしまうのだというようなことだろうと思いますので、国に対してそういう考えではなくて、再利用するような方向をぜひつないでいただきたいなと、要望していただきたいなというふうに思いますが、どうですか。

○**目黒靜雄議長**　岡崎利光町民課長。

○**岡崎利光町民課長**　ただいまのご意見でございますが、こちら災害廃棄物処理に関しまして、新地、相馬の国代行炉が初めての建設並びに除去といった形でございます。そういった実情の声もあるといった部分に関しまして、今後環境省なり国のほうにはお伝えしたいと思っております。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第53号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第53号　平成27年度新地町一般会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第９、議案第54号　平成27年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第54号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第54号　平成27年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号の質疑、討論、採決

○**目黒静雄議長**　日程第10、議案第55号　平成27年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第55号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第55号　平成27年度新地町介護保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５６号の質疑、討論、採決

○**目黒静雄議長**　日程第11、議案第56号　平成27年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第56号　平成27年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５７号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第12、議案第57号　平成27年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第57号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第57号　平成27年度新地町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５８号の質疑、討論、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第13、議案第58号　平成27年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第58号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第58号　平成27年度新地町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第５９号の質疑、討論、採決

○**目黒静雄議長**　日程第14、議案第59号　平成27年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第59号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第59号　平成27年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１０時４２分　　休　憩

午前１０時５５分　　再　開

○**目黒静雄議長**　再開をします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第６０号～議案第６６号の委員長報告、質疑、討論、採決

○**目黒静雄議長**　日程第15、議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について、日

程第16、議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての７件について、決算審査特別委員長に報告を求めます。

森一馬決算審査特別委員長。

〔森　一馬決算審査特別委員長登壇〕

○森　一馬決算審査特別委員長　それでは、朗読をもって決算審査の報告をいたしたいと思います。

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

決算審査特別委員長　森　　一　馬

平成26年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

□　審査意見

１．議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について

○歳入について

税収について、現年度課税の町民税は2,959万4,000円の増額となっているが、固定資産税は8,644万6,000円の減額となり、町税全体では前年度より5,658万円の減額となった。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、引き続き適確な課税客体の把握に努め、企業誘致など新たな財源確保を図られたい。

○歳出について

大震災による復旧・復興の大規模な予算執行であることから、各種事業の費用対効果を充分に

検証し、予算の目的に沿った事業の執行に努められたい。

（１）復旧・復興工事等においては、不用額や繰越額が多額になっていることから、職員体制の充実を図り、効率的で迅速な事業執行にあたられたい。

（２）新地駅周辺市街地復興整備事業は、町づくりを左右する重点事業であり、適確な事業執行を図られたい。

（３）マイナンバー制度については、セキュリティーの強化を図り個人情報の保護に万全を期されたい。

（４）農林水産業の再生と振興を図るため、各種事業に取り組みながら担い手育成に努められたい。

（５）総合計画の策定にあたっては、町が主体となり町民本位のものとされたい。

２．議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

国保給付費の伸びは16.1パーセントで、町民の健康づくりに努め医療費の抑制や税の軽減を図られたい。

３．議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護保険料の軽減を図り、地域に密着したきめ細かな介護サービスをより一層努められたい。

４．議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

福祉・医療の総合的な施策により後期高齢者の健康と生きがいの推進を図られたい。

５．議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

６．議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号・第65号については、環境保全対策の観点から、引き続き効率的・効果的な運営の事業推進に努められたい。

７．議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

立地企業の状況把握に努め、積極的な誘致に努められたい。

以上であります。よろしくお願いします。

○目黒靜雄議長　決算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒靜雄議長　これで質疑を終わります。

討論、採決は各議案ごとに行います。

初めに、議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒靜雄議長　これで討論を終わります。

これから議案第60号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするも

のであります。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第60号　平成26年度新地町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第61号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第61号　平成26年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第62号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第62号　平成26年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第63号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第63号　平成26年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第64号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第64号　平成26年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第65号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第65号　平成26年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

次に、議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから議案第66号についてを採決します。

お諮りします。この決算に対する決算審査特別委員長の報告は意見をつけて認定すべきとするものであります。

委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第66号　平成26年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり意見をつけて認定することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○**目黒靜雄議長**　日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり２件の議員派遣があります。

お諮りします。配付日程のとおり議員派遣を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、10月22日開催の福島県町村議会議員研修会及び11月４日開催の相馬地方市町村議会議員幹部職員合同研修会に議員を派遣することに決定しました。

◎特別委員長報告

○**目黒靜雄議長**　日程第23、特別委員長報告についてを議題とします。

初めに、新地町復興対策特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

菊地正文新地町復興対策特別委員長。

〔菊地正文新地町復興対策特別委員長登壇〕

○**菊地正文新地町復興対策特別委員長**　それでは、朗読をもって報告をさせていただきたいと思います。

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

新地町復興対策特別委員会委員長　　菊　地　正　文

新地町復興対策特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、１、調査事項、東日本大震災における復興に関すること。原子力災害に関すること。その他、東日本大震災における復興に関すること。

２、調査経過、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

３、調査結果、調査の結果につきましては、当特別委員会は、東日本大震災における復興に関すること並びに原子力災害に関すること等の調査を目的とし、平成23年12月16日に設置された。

震災から５年目を迎え、各種の復興事業が計画的に進められており、特に防災集団移転事業や災害公営住宅建設事業については総仕上げの時期を迎えている。そうした中、新地駅周辺市街地復興整理事業、防災緑地整備事業などについては、事業の長期化などが課題となっている。

復興は、公共インフラの再整備にとどまるものではなく、被災地において将来にわたって、持続可能な地域社会を構築するのが真の復興である。復興事業にあっては、国の支援は不可欠なものであるが、国は「被災地に重点配分する集中復興期間は平成27年度に終了する」としており、期間を要する復興事業の財源確保には更なる努力が必要である。

また、雇用環境は改善の兆しが見えているとはいえ、一時的な求人が多く、依然として厳しい状況が続いており、農林水産業、商工業そして観光などにおける風評被害の払拭や新たな産業振興が課題となっている。

以上のことから、今後も、被災地域の実態に応じ、地域再生のための諸施策や財源措置の必要性について要望活動も行いながら、継続的に復興の状況を調査し、施策に反映させて行くことが必要である。

以上であります。

○目黒静雄議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　これで質疑を終わります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　異議なしと認めます。

したがって、新地町復興対策特別委員会報告については委員長報告のとおり決定されました。

次に、新地発電所増設等整備促進特別委員会からの調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

鈴木利新地発電所増設等整備促進特別委員長。

〔鈴木　利新地発電所増設等整備促進特別委員長登壇〕

○鈴木　利新地発電所増設等整備促進特別委員長　それでは、朗読をもってご報告を申し上げます。

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

新地発電所増設等整備促進特別委員会委員長　　鈴　木　　利

新地発電所増設等整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、１、調査事項、新地発電所増設等整備促進の要請に関すること。新たなエネルギーの活用等による整備促進に関すること。その他、新地発電所増設等整備促進に関すること。

２、調査経過、調査経過については、記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

３、調査結果、当特別委員会は、新地発電所増設等整備促進の要請等を目的とし、平成23年12月16日に設置された。

新地発電所は、平成６年に１号機、平成７年に２号機が運開され、運転開始から20年以上にわたり、財政基盤の充実、道路整備・福祉向上・地域の活性化等の町づくりに大きく寄与してきた。平成23年３月11日発生の東日本大震災では、新地発電所も甚大な被害を受けたが、１号機、２号機とも震災後約９カ月で、それぞれ発電を再開し、平成27年３月には木質バイオマス燃焼設備が完成し、環境に配慮した電力の安定供給に日々努力している。

我が国の電力需要は、快適な生活水準の追求、高度情報化社会の進展により、産業・生活のあらゆる面で電気の役割は増している。その中で、東日本大震災と東京電力福島第１原発事故の影響で、全国の多くの原子力発電所が停止しており、その対応として老朽化している火力発電施設の暫定的な再稼働が行われている。

電力の安定供給を促進し、本町の町づくりと復興に資するためにも、新地発電３・４号機の早期増設に向けて、今後とも相馬共同火力発電株式会社をはじめ、東京電力・東北電力及び関係省庁に対し、火力発電所増設の早急かつ積極的な要請活動及び調査を続けていく必要がある。

なお、石炭火力発電所の安定運転には、石炭灰の安定処理が必要不可欠であり、復興事業の建設資材として石炭灰の有効利用を進めるとともに、新たな石炭灰処分場の検討も行っていく必要がある。

以上でございます。

○目黒静雄議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　これで質疑を終わります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、新地発電所増設等整備促進特別委員会報告については委員長の報告のとおり決定されました。

次に、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

加藤源司常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員長。

〔加藤源司常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員長登壇〕

○**加藤源司常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員長**　朗読をもってご報告申し上げます。

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　靜　雄　様

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会委員長　　加　藤　源　司

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記、１、調査事項、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること。その他、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進に関すること。

２、調査経過、別紙のとおりですが、記載のとおりでございます。

３、調査結果について、朗読でご報告申し上げます。

調査結果。当特別委員会は、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること等を目的とし、平成23年12月16日に設置された。

常磐自動車道については、平成26年12月６日に相馬ＩＣ―山元ＩＣ間及び浪江ＩＣ―南相馬ＩＣ間が開通し、同日、常磐自動車道新地インターチェンジでは開通式が行われ、いよいよ新地ＩＣからの高速交通の利用が始まった。そして、平成27年３月１日には、常磐富岡ＩＣ―浪江ＩＣ間が開通し、常磐自動車道は全線開通となった。

常磐自動車道の全線開通により、浜通り地域へのアクセスが大きく改善され、復旧・復興に向けた物流や人的交流の促進が図られている。また、災害時などの緊急を要する物資の運搬や、汚染廃棄物の中間貯蔵施設への輸送など、高速道路の利用は大幅に増加すると見込まれる。そうしたことから、４車線化に向けて関係機関等に対し要望活動等を行ってきた結果、国においては４車線化に向けた取り組みを進めるという報道（平成27年９月９日）があるが、今後も、４車線化の早期実現や周辺道路の整備も含め、継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

東北中央自動車道は、福島県浜通り地方と中通りから山形までを結ぶ広域的重要道路である。震災後、相馬福島道路は復興支援道路に位置づけられ、緊急整備が実施されている。本自動車道は、被災地と内陸部の連携強化、地域間交流や産業・文化の促進、緊急医療施設へのアクセス道路など、さまざまな機能が期待される道路である。今後も、早期の全線完成に向けて継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

なお、相馬福島道路（復興支援道路）各区間の開通目標は次のとおり。

相馬西道路、約６キロに関しては平成30年度、阿武隈東道路10.7キロに関しては28年度です。阿武隈東―阿武隈５キロに関しては平成29年度、霊山道路12キロは平成29年度、霊山―福島が12.2キロ、これは未発表でございます。

以上ございます。

○目黒静雄議長　これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　これで質疑を終わります。

委員長報告のとおり決定することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　異議なしと認めます。

したがって、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会報告については委員長の報告のとおり決定されました。

次に、議会活性化特別委員会から調査報告書の提出がありましたので、これを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

八巻孝議会活性化特別委員長。

〔八巻　孝議会活性化特別委員長登壇〕

○八巻　孝議会活性化特別委員長

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

議会活性化特別委員会委員長　　八　巻　　孝

朗読して報告をいたします。

議会活性化特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告をいたします。

記、１、調査事項、議会活動の充実・強化に関すること。議会の公開性や議会への住民参加に関すること。その他、活性化に向けた議会運営に関すること。

２、調査経過、別紙のとおりでございます。

３、調査結果、別紙のとおりでございます。

まず、調査経過につきましては、記載のとおりでございます。

続いて、調査の結果でございますが、地方分権時代にあって、今後の町議会の果たすべき役割と責任は重要なものとなっている。議会がその役割をはたしていくには、更なる議会の改革を行っていく必要がある。

そこで、特別委員会では、テーマを絞り各種調査資料による検討や、先進地事例の研修等を通じて、具体的な課題の整理などについて活発な討議を交わした。

そして第３回の特別委員会において、次の一般選挙から適用させるべく「議員定数」について平成27年３月定例会までに中間報告を行うとして、全委員の了承を得、第４回～第６回の各特別委員会では、議会活性化に向けた議員定数について議論した。町は復興半ばであるが、議会活性化に向け今後の常任委員会活動や特別委員会活動などで、いかにスピード感をもって確実に事業を進めていくか、また、討議性・専門性・町民性を重視し、議員活動の強化を図る議員定数について議論した。

その結果、議員定数は、最小の人員で効率的な取り組みを発揮できる「現定数から１人減した12人が適当である。」との結論に達し、本年第２回定例会において中間報告を行い、第４回定例会において議員発議により、次の一般選挙から適用させる議員定数は１人減の12人とする条例改正が行われた。

以上のとおり、当特別委員会の調査をとおして議会活動の充実・強化等について一定の成果を得た。

結びに、議会の活性化のためには、議員自らが資質の向上に努め、平素から身近な改善に絶えず取り組む姿勢を持つことが不可欠であることを申し添え、調査報告とする。

○**目黒靜雄議長**　これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会報告については委員長の報告のとおり決定されました。

◎陳情審査委員長報告

○**目黒靜雄議長**　日程第24、陳情審査委員長報告を議題とします。

平成27年陳情第２号　戦争につながる安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書についての陳情及び平成27年陳情第３号　安全関連法案を廃案にす

るよう国に求める意見書提出を求める陳情の２件について審査結果の報告を求めます。

森一馬総務文教常任委員長。

〔森　一馬総務文教常任委員長登壇〕

○森　一馬総務文教常任委員長　朗読をもってご報告いたします。

平成27年９月17日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

総務文教常任委員長　　森　　一　馬

陳情審査報告書

本委員会は、平成27年６月12日付託された陳情第２号及び平成27年９月７日付託された陳情第３号、この陳情が２号、３号、内容が同じでありますので、一括審査をいたしましたので、同じく一括報告をいたします。

結果、受理番号、件名は違いましたが、審査の結果、同じく審査しましたので、審査結果は反対多数により不採択ということでありました。

以上であります。よろしくお願いします。

○目黒静雄議長　委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○目黒静雄議長　これで質疑を終わります。

討論、採決は各陳情ごとに行います。

初めに、平成27年陳情第２号　戦争につながる安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書についての陳情の討論を行います。

11番、井上和文議員。

○11番井上和文議員　今、国会では、安全関連法案をめぐり非常に緊迫をしております。この間の国会審議を通じて、憲法違反、いわゆる違憲性が明瞭になってまいりました。15日の参議院の中央公聴会でも、憲法の番人とされる最高裁元判事、濱田邦夫氏が集団的自衛権行使を認める立法は違憲だと談じたわけでございます。また、これまで自民党の憲法改正にくみしていたという憲法学者の小林節慶應大学名誉教授も違憲性は明々白々に立証されたと強調しております。

中東・ホルムズ海峡の機雷掃海につきましても、安倍首相自身が現実の国際情勢に照らせば現実の問題として発生することを想定したものではないと認め、邦人輸送中の米軍艦船防護の問題でも日本人が乗っていない船を守ることもあり得ると述べております。もはや総理自身が述べていた論拠も崩れてきているわけであります。

15日の中央公聴会では、科学者の代表機関である日本学術会議の広渡元会長が安全保障関連法案に反対する学者の会のアピールが１万4,000人近い賛同が集まり、全国137大学で反対有志の会が結

成されていることを紹介しました。この間の各社の世論調査でもＮＨＫ、反対45パーセント、賛成19パーセント、産経新聞とＦＮＮ、反対59.9パーセント、賛成が32.4パーセント、朝日新聞、反対54パーセント、賛成が29パーセント、審議が尽くされたが11パーセント、尽くされていないが75パーセント、ＴＢＳでは説明不充分が83パーセントでございます。圧倒的多数の憲法学者あるいは歴代の内閣法制局長官、日本弁護士連合会などの専門家が戦争法案の違憲性を訴えております。

また、審議が進むにつれ、高校生、大学生などの若者をはじめ多くの国民もこの反対の声を挙げております。現行憲法の精神を原点とし、震災後の復興、そしてまた平和を守って、町政のさらなる発展に全力を尽くす立場として、この陳情は採択すべきであるということを申し上げて討論に参加をしたいと思います。

以上です。

○**目黒靜雄議長**　７番、八巻孝議員。

○**７番八巻　孝議員**　私は、平和と民主主義を守るため、憲法前文及び９条を堅持する思いでこの審査結果に反対することから討論に参加をいたします。

○**目黒靜雄議長**　12番、菊地正文議員。

○**12番菊地正文議員**　それでは、陳情第２号　戦争につながる安全保障関連の２法案の廃案を求める意見書についての陳情については、不採択に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

この案件は、総務委員会に付託され、陳情書の内容を２日間にわたって慎重に精査した結果、賛成多数で不採択と決して議長に報告をした案件であります。総務委員会としては、不採択であります。

なお、この平和安全法制の整備は、平成24年の衆議院総選挙、25年の参議院選挙、26年の衆議院総選挙において公約として掲げられてきたものであります。国の存立にかかわる安全保障政策については、どのような方針のもと、どのような政策をとり、どのように具現化していくかは、第一義的には内閣と国会の責任で取り進めていくものだと認識するものであります。国は、国会の審議の中で議論を尽くし、日本人の命と幸せな暮らしを守る責任を果たすものと信じ、議会の意見書提出については不採択に賛成いたします。

以上。

○**目黒靜雄議長**　これで討論を終わります。

これから平成27年陳情第２号について採決を行います。

この採決は起立の方法によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○**目黒靜雄議長**　起立少数です。

したがって、平成27年陳情第２号　戦争につながる安全保障関連２法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書についての陳情については、委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、平成27年陳情第３号　安全関連法案を廃案にするよう国に求める意見書提出を求める陳情について討論を行います。

11番、井上和文議員。

○11番井上和文議員　これも同様の理由で採択をすべきだということを申し上げます。

前段の賛成討論の中で、国会で審議を尽くして議論されるべきだというお話もございました。前段申し上げましたように、審議が尽くされていないという世論の声が圧倒的でございます。同時に、今年の長崎平和宣言では、この法案の問題で戦後70年、70年前に心に刻んだ誓いが日本国憲法の平和の理念が今揺らいでいるのではないかという不安と懸念が広がっているとの認識を世界へ発した状況もございます。もっと平和というものを認識しながら、この法案きちっと廃案にして、平和というものをやはり戦後70年改めてそれぞれが感じていくべきだということを申し上げたいと思います。

この陳情は、採択をすべきだと申し上げまして、討論に参加したいと思います。

○目黒靜雄議長　12番、菊地正文議員。

○12番菊地正文議員　陳情３号につきましては、陳情２号と同じようなこれは陳情書であります。不採択に対して賛成の立場で発言をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、今この重大な国を守ると、その部分について国が責任を持って議論をしながら結論を出そうとやっているさなかにあります。議会としての意見書、この間もなく答えが出るような時期的な問題もあり、意見書を出すこと自体が余り意味がないのでないかと、そういう判断もします。とにかく国が責任を持って日本人の命と幸せな暮らしを守る責任を果たすものと信じて、議会の意見書提出については不採択に賛成いたします。

以上であります。

○目黒靜雄議長　これで討論を終わります。

これから平成27年陳情第３号について採決を行います。

この採決は起立の方法によって行います。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

お諮りします。この陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○目黒靜雄議長　起立少数です。

したがって、平成27年陳情第３号　安全関連法案を廃案にするよう国に求める意見書提出を求める陳情については、委員長の報告のとおり不採択にすることに決定しました。

◎議発第４号の上程、説明、質疑、採決

○**目黒靜雄議長**　日程第25、議発第４号　新地町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

森一馬議会運営委員会委員長。

〔森　一馬議会運営委員長登壇〕

○**森　一馬議会運営委員長**　朗読をもって報告をいたします。

議発第４号

新地町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成27年９月17日提出

新地町議会議長　目　黒　靜　雄　様

提出者	新地町議会議員	森　一　馬
賛成者	〃	加　藤　源　司
〃	〃	菊　地　正　文
〃	〃	井　上　和　文
〃	〃	八　巻　　孝

新地町議会委員会条例の一部を改正する条例

新地町議会委員会条例（昭和52年新地町条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「７人」を「６人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙以後初めて招集される議会から適用する。

改正理由

新地町議会議員定数条例の改正により13人の議員定数が、次の一般選挙から12人となるにあたり、総務文教常任委員会の定数を７人から６人とし、次の一般選挙以後初めて招集される議会から適用するため、所要の改正を行うものである。

以上であります。

○**目黒靜雄議長**　提出者の説明が終わりました。

これから議発第４号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**目黒靜雄議長**　これで質疑を終わります。

これから議発第４号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、議発第４号　新地町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○**目黒静雄議長**　日程第26、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

初めに、総務文教常任委員長から平成25年陳情第２号　木崎地区災害避難道路及び施設の整備については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。本案は総務文教常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、平成25年陳情第２号　木崎地区災害避難道路及び施設の整備については総務文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員長から平成27年請願第１号　米価暴落対策の意見書を求める請願及び平成27年請願第２号　ＴＰＰ交渉に関する請願の２件については、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。本案は産業厚生常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**目黒静雄議長**　異議なしと認めます。

したがって、平成27年請願第１号　米価暴落対策の意見書を求める請願及び平成27年請願第２号ＴＰＰ交渉に関する請願の２件は産業厚生常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○**目黒静雄議長**　以上で提案されました議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　閉会に当たり一言御礼のご挨拶を申し上げます。

９月７日に開会されました今定例会、本日まで11日間にわたり慎重な審議をいただき、提出しました全ての議案を可決いただきましたことに対し、心から感謝と御礼を申し上げます。特に本議会は、平成26年度の決算認定について特別委員会を設けていただき、慎重に審査をいただきました。平成26年度は、平常時の５倍近くの一般会計の決算額となりました。東日本大震災からの復興を進める本町において、欠くことのできない大きな事業規模となりましたが、これも議会の皆様の力強いご支援と職員の頑張り、そして町民皆様方のご協力のたまものと思っております。震災から４年半を経過し、我が町の復興もほかよりも大分進んではおりますが、まだまだ道半ば、復興における課題もあります。

議員各位にとっては、任期最後の定例会となりましたが、この４年間のご支援に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き復興を進めていく町の力になっていただきますよう、それぞれ11月に行われます一般選挙において再選されますようご期待を申し上げ、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**目黒靜雄議長**　以上で本日の日程は全部終了しましたが、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

９月７日から本日までの11日間にわたり慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、心より厚く御礼を申し上げます。つきましては、各議案、特別委員長報告、各委員からの意見、要望が充分尊重され、町政運営に反映されますことを強く望むところであります。

本定例会は、任期４年間の最後の定例会になりましたが、この間皆様方のご協力によりまして円滑な議会運営ができましたことに対し、議長として改めて厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、我々議員の任期は11月19日をもって満了となるわけであります。でもまだまだ行事予定は入っておりますが、選挙の投票日が11月15日に決定しております。ぜひ当選の栄を得られ、この議場で顔を合わせられますようご健闘をお祈り申し上げる次第であります。

また、町長はじめ職員各位におかれましては、震災からの復旧、復興事業にご尽力いただいていることに感謝を申し上げます。今後ともご健勝で町民の福祉向上に邁進されますようお願いを申し上げます。

以上で平成27年第６回新地町定例会を閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

午前１１時５２分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２７年　　月　　日

議　　長　　目　　黒　　靜　　雄

署　名　議　員　　寺　　島　　浩　　文

署　名　議　員　　遠　　藤　　満

参　考　資　料

新地町議会 収 27.9.03 受

議長	局長	職員

平成２７年９月３日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

総務文教常任委員長　森　　一　馬

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１．調査月日及び調査事項
　７月　２日　○防災行政について
　８月１０日　○食育と文化財について

２．調査経過
　町長、副町長、教育長、総務課長、教育総務課長及び関係職員の出席を求め、現地調査並びに各調査事項の資料提出及び説明を受け審査を行った。

３．調査結果
○防災行政について
　建設中であった富倉地区と大戸浜地区のコミュニティセンター（集会場）が完成したので現地調査をし、担当の職員から説明を受けた。
　原子力災害対策については、県と綿密な連携を深め万全をつくされたい。

○地域防災計画について
　１．高潮・津波災害、２．建築物災害、３．防火設備等の整備、４．水害予防、５．地すべり等災害予防、６．火災予防、７．要配慮者対策、８．防災訓練、以上の項目の詳細については、常に、町内外を始め、町内各地区の状況実態を区長や地区長と密に情報共有

ら取り組まれたい。特に、広域消防や町消防団との連携行動マニュアルも併せて、きめ細かな訓練をすべきと思われる。また、町職員初動マニュアルの早期作成と、それに伴う定期的な訓練も必要と思われるので、しっかりと取り組まれたい。

防災センターが完成すれば、防災関係の各種資機材や備蓄品などの保管・管理の面は充実してくると思われるが、新地分署への配置人数の削減により、情報伝達や災害時の防災無線放送が間に合わないという事態が生じることは問題である。相馬地方広域消防管理者会で、問題内容を良く理解された上で解決されたい。

例として、救急車の出動中に火災発生等があった場合、防災無線による放送や、消防車が出動できない状態となるので、早期の消火活動に大きな影響が出ると思われる。早急な対策を講じられたい。

○食育と文化財について

１．食育について

文部科学省は、平成２７年度スーパー食育事業として、北海道から鹿児島県まで２９の都道府県から、それぞれの市町村代表校の指定をした。新地町は、小中学校あわせて４校すべてが指定を受けた。

新地町の食育がめざすものは、５つのテーマに分類され、「食とスポーツ」「食と健康」「食文化」「食と学力」「地産地消」となっている。福島県教育委員会の食育の指針としても、「食べる力」「感謝の心」「郷土愛」を育むことを目標に掲げている。地域の新鮮な食材を使った料理を、正しい知識と理解で食事することは、町民が元気で過ごす町づくりにつながり、疾病の一次予防に重点を置いた町の健康づくりにもつながるため、あらゆる手法を考慮し、早期の成果が見られるよう取り組まれたい。同時に、ＩＣＴ教育も含め学力、スポーツ、体力の増進にも一層努力されたい。

２．文化財について

新地町は、福島県指定の重要無形文化財「福田十二神楽」があるが、駒ヶ嶺高田地区にも神楽があり、藤崎の「般若経６００巻」など次世代に引き継いでいくことが大切である。これらの保存継承については、関係地区住民の協力を頂きながら維持・管理をされたい。また、縄文時代からの「三貫地貝塚」や「新地貝塚」、そして「逆さいちょう」、「観海堂」などは、町の観光行政としても基盤であり宝である。海・

ちょう」、「観海堂」などは、町の観光行政としても基盤であり宝である。海・里・山はもとより、文化財保護継続のため、後生にしっかり引き継がれるように努められたい。また、貝塚からの出土品を常設展示できるように新地駅周辺市街地復興整備事業の中で取り組まれるよう努力されたい。

新地町議会 収 27.9.03 受

議長	局長	職員

平成２７年９月３日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

産業厚生常任委員長　加　藤　源　司

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１．調査月日及び調査事項

６月２５日　○水稲作付け状況及び漁業施設の整備状況について

８月　７日　○新地駅周辺被災市街地復興土地区画整備事業の進捗状況について

２．調査経過

町長、副町長、農林水産課長、都市計画課長、他関係職員の出席を求め、現地調査及び各調査事項の資料の提出並びに説明を受け審査を行った。

３．調査結果

○水稲作付け状況及び漁業施設の整備状況について

１．水稲の作付け状況について

今年の営農計画による水稲の作付状況は、主食用産米の作付け目標面積５３５ haに対して、コシヒカリの割合が５２．２％、残りはひとめぼれ、天のつぶ、ミルキークイーン、こがねもち、合わせて４８４．６ haであり、主食用産米作付け目標面積の９９％となっている。また、飼料米については、コシヒカリ１．２ ha、ひとめぼれ６．０ ha、天のつぶ６４．１ ha、ふくひびき２４．５ ha、その他１．８ haで合計面積９７．５ haの作付けである。

主食用作付けが減り、飼料用米の作付けが増えているが、全体的には国内６０万トンの飼料用米の予定に対して３０万トン強の作付けに止まっている。さらには、主食用米の在庫数が２４０万トンを超えていることから、米価の下落が予想されている。

これまで国は、作況指数やＴＰＰの問題から価格の下落対策として、収入減少影響緩和対策としての「ならし対策」や「移行円滑化対策」などを行っているが、これらは主に、認定された農業経営者や経営体に対する支援策であり、支援対象は極めて限られている。 町においても、稲作経営の安定は極めて危機的状況にあり、アンテナショップの活用による産米の販路拡大や、種籾の助成など町独自の支援策を早急に図られたい。

また、町の将来の農業については、現在８９名の認定農業者がいるが、高年齢層となっており、若者の農業離れが進んでいる状況である。平成２６年度から中間管理機構を通した中で、土地の貸し借りが行われており、今後、農業を衰退させないためにも足腰の強い組織経営体としての集落営農、法人化といった組織形態の強化を図られたい。

２．漁業施設の整備について

町が事業主体で行う復興交付金対象の水産業共同利用施設整備事業は、現在４棟２６区画の漁具倉庫建設のための地盤整備を行っている。共同利用施設、荷さばき場については、水産庁、復興庁と協議しながら設計を進めている。また、復興交付金事業の水産業共同利用施設整備事業（水産加工流通復興タイプ）については、震災により被害を受けた加工業者の再建を支援する。町の基幹産業である水産業の復興、新たに水産加工施設を整備する民間事業者を支援することにより、水産物の安定的な販売や水産加工品の付加価値化を図り、地域雇用の促進、特産品の開発による販売促進をめざす。施設整備地として、漁港背後地やその周辺で敷地面積約５，０００㎡、建設面積約２，５００㎡を想定し事業者の公募を行う。

国内鮮魚流通の発祥が釣師の漁師たちである。津波・放射能などの震災により操業が停滞しているが、早急に操業可能な環境の整備が求められる。

また、水産業共同利用施設としての水産加工施設の導入により、地場水揚げ水産物による加工品が多く開発され、鮮魚と合わせて町の特産品となるよう取り組まれたい。さらに、加工施設の年間を通した操業により、地元採用による雇用の拡大にも努められたい。

○新地駅周辺被災市街地復興土地区画整備事業の進捗状況について

現在、造成工事は８割かた終了し、役場北側の砂子田川対岸地区の地盤改良工事が終われば、随時、盛土工事を進めて行く工程となる。

新地駅については、ホームがほぼ完成に近づき、軌道の部分については検査を行いながら部分的にＪＲに引き渡しをしている。また、地盤が計画高に上がってきたので下水道工事等を進めていく予定となっている。

石油資源開発（株）の社員寮の建設は、ＰＣ工法で５０戸を予定し、来年の１０月頃の竣工を目標としているため、建設予定地の周辺一帯もこの時期にあわせた進め方をしていく。また、防災センターの詳細設計が完了したの

で１０月上旬頃に発注し、来年の夏頃の完成を目標に、現在、見積関係を積算中である。住宅関係については、福島県区画整理協会の指導のもとに仮杭を設置、誤差のない範囲で施工し宅地として引き渡す計画である。なお、保留地の価格については、不動産鑑定士から意見書をもらい、評価委員会を開催して決定していく予定である。

現在、新地駅の工事はＪＲ側で進めており、交流センターの設計は町が進めているが敷地の造成設計や配置などまだ不確定な部分が多く、各施設間の連携を視野に早急に取り組まれたい。駅前開発での各施設のうち、温浴施設やホテル、商業者支援施設等については、復興交付金の対象外のため民間資本など別の財源を探している。基本は、民設・民営であり、町が直接作れるものは津波復興整備事業の対象となる交流センターのみである。今後の事業費ということでは、基本が民設・民営の事業なので、町では把握できないのが実態である。

今回、駅前開発に進出する企業等に対し、町としての優遇策・支援策をその都度の検討ではなくて、町の企業誘致要綱を定めて公正な対応をすべきである。今、当町で求めるものは、雇用の創出であり、近未来の定住人口の増加をめざす政策に取り組まれたい。

平成２７年９月１７日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

決算審査特別委員長　森　　一　馬

平成２６年度新地町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査報告書

議案第６０号　平成２６年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第６１号　平成２６年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６２号　平成２６年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６３号　平成２６年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６４号　平成２６年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６５号　平成２６年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第６６号　平成２６年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

本特別委員会に付託を受けた上記の議案は、審査した結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第７７条の規定により報告します。

記

□　審査意見

１．議案第６０号　平成２６年度新地町一般会計歳入歳出決算認定について
○歳入について
税収について、現年度課税の町民税は２９，５９４千円の増額となっているが、固定資産税は８６，４４６千円の減額となり、町税全体では前年度より５６，５８０千円の減額となった。
町税は、町財政の根幹をなすものであり、引き続き適確な課税客体の把握に努め、企業誘致など新たな財源確保を図られたい。

○歳出について

大震災による復旧・復興の大規模な予算執行であることから、各種事業の費用対効果を十分に検証し、予算の目的に沿った事業の執行に努められたい。

（１）復旧・復興工事等においては、不用額や繰越額が多額になっていることから、職員体制の充実を図り、効率的で迅速な事業執行にあたられたい。

（２）新地駅周辺市街地復興整備事業は、町づくりを左右する重点事業であり、適確な事業執行を図られたい。

（３）マイナンバー制度については、セキュリティーの強化を図り個人情報の保護に万全を期されたい。

（４）農林水産業の再生と振興を図るため、各種事業に取り組みながら担い手育成に努められたい。

（５）総合計画の策定にあたっては、町が主体となり町民本位のものとされたい。

２．議案第６１号　平成２６年度新地町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

国保給付費の伸びは１６．１％で、町民の健康づくりに努め医療費の抑制や税の軽減を図られたい。

３．議案第６２号　平成２６年度新地町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

介護保険料の軽減を図り、地域に密着したきめ細かな介護サービスをより一層努められたい。

４．議案第６３号　平成２６年度新地町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

福祉・医療の総合的な施策により、後期高齢者の健康と生きがいの推進を図られたい。

５．議案第６４号　平成２６年度新地町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

６．議案第６５号　平成２６年度新地町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第６４号・第６５号については、環境保全対策の観点から、引き続き効率的・効果的な運営の事業推進に努められたい。

７．議案第６６号　平成２６年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

立地企業の状況把握に努め、積極的な誘致に努められたい。

平成２７年９月１７日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

新地町復興対策特別委員会
委員長　菊　地　正　文

新地町復興対策特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　調査事項　　東日本大震災における復興に関すること
原子力災害に関すること
その他、東日本大震災における復興に関すること

２　調査経過　　別紙のとおり

３　調査結果　　別紙のとおり

○ 調　査　経　過

・平成２３年１２月２１日　復興計画について
・平成２４年　１月１２日　防災集団移転計画、農地災害の復旧、土地利用計画について
・平成２４年　２月１０日　新地町復興計画、復興交付金、福島第一原子力発電所事故の現状と課題、補償問題について
・平成２４年　２月２７日　新地町復興計画について
・平成２４年　５月１８日　農地の復旧、除染関係、防災集団移転関係について
・平成２４年　７月１９日　復興整備計画（案）について
・平成２４年　８月２０日　防災集団移転促進事業の買取計画及び進捗状況、自力再建支援事業の状況、被災高齢者共同住宅整備事業の進捗状況、復興交付金、ＪＲの復興計画、中島地区の都市再生区画整理事業及び津波拠点地域復興市街地整備事業の計画について
・平成２４年１０月２４日　防災集団移転促進事業、ＪＲの進捗状況、農地災害復旧工事について
・平成２４年１１月１９日　被災高齢者住宅、愛宕東地区災害公営住宅、都市再生事業について
・平成２５年　２月１２日　防災集団移転促進事業の進捗状況、被災市街地復興土地区画整理事業及び津波復興拠点整備事業について
・平成２５年　５月２３日　防災集団移転促進事業現地調査、災害公営住宅等の現地調査
・平成２５年　６月１８日　災害公営住宅のスケジュール、大戸浜富倉（避難道路）について
・平成２５年　８月２１日　新地駅周辺被災市街地復興土地区画整備事業、災害公営住宅の建設、防災集団移転団地の進捗状況について
・平成２５年１１月１８・１９日　視察研修
ＬＮＧ基地の概要及びＬＮＧ基地に伴う関連企業について現況調査
・平成２５年１２月２１日　災害町営住宅及び防災集団移転団地の現況調査
・平成２６年　２月１０日　新地駅周辺被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転団地、防災緑地、防災情報システムについて

・平成２６年　４月２３日　防災集団移転団地の土地引き渡し、防災集団移転団地の土地価格、防災集団移転団地連絡道路の整備状況、災害公営住宅の進捗状況、住宅除染について
・平成２６年　７月２９日　防災緑地公園、県道取り付け道路、復興取り付け道路、災害公営住宅等について
・平成２６年１１月２１日　復興事業計画と今後の行程について
・平成２７年　２月　９日　復興事業に伴う駅前整備の状況について
・平成２７年　５月１９日　新新地駅前事業及び区域内の県事業の進捗状況、防災緑地公園の進捗状況について
・平成２７年　８月１０日　埒浜防災緑地及び磯山展望緑地の整備、県道新地停車場釣師線及び中島赤柴線の整備、橋梁整備等について

○　調　査　結　果

当特別委員会は、東日本大震災における復興に関すること並びに原子力災害に関すること等の調査を目的とし、平成２３年１２月１６日に設置された。

震災から５年目を迎え、各種の復興事業が計画的に進められており、特に防災集団移転事業や災害公営住宅建設事業については総仕上げの時期を迎えている。そうした中、新地駅周辺市街地復興整理事業、防災緑地整備事業などについては、事業の長期化などが課題となっている。

復興は、公共インフラの再整備にとどまるものではなく、被災地において将来にわたって、持続可能な地域社会を構築するのが真の復興である。復興事業にあっては、国の支援は不可欠なものであるが、国は「被災地に重点配分する集中復興期間は平成２７年度に終了する」としており、期間を要する復興事業の財源確保には更なる努力が必要である。

また、雇用環境は改善の兆しが見えているとはいえ、一時的な求人が多く、依然として厳しい状況が続いており、農林水産業、商工業そして観光などにおける風評被害の払拭や新たな産業振興が課題となっている。

以上のことから、今後も、被災地域の実態に応じ、地域再生のための諸施策や財源措置の必要性について要望活動も行いながら、継続的に復興の状況を調査し、施策に反映させて行くことが必要である。

平成２７年９月１７日

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

新地発電所増設等整備促進特別委員会
委員長　　鈴　木　　利

新地町議会特別委員長之印

新地発電所増設等整備促進特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　調査事項　　新地発電所増設等整備促進の要請に関すること
新たなエネルギーの活用等による整備促進に関すること
その他、新地発電所増設等整備促進に関すること

２　調査経過　　別紙のとおり

３　調査結果　　別紙のとおり

○ 調　査　経　過

・平成２４年　１月１２日　今後の活動計画について
・平成２４年　６月１８日　今後の調査及び活動方針について
　・新地発電所の３・４号機の増設は、まちづくりに欠かせない。増設に必要な環境・条件はそろっており、火力発電所の３・４号機の増設を強く要請して行くことを確認。
・平成２４年　７月１９日　相馬共同火力新地発電所視察研修
　・発電所から発生する石炭灰を、有効な資源として復旧・復興事業に活用利用できるよう町も検討していく。
・平成２４年１０月２４日　新地発電所の状況について
　・東日本大震災により新地発電所は甚大な被害を受けたが、平成２３年１２月７日に２号機ボイラー点火、１２月２６日に１号機ボイラー点火、平成２４年３月２０日に１００万キロワット発電。
・平成２５年　７月２６日　今後の活動方針について
　・国のエネルギー施策が、脱原発のため、絶対的に電気エネルギーが不足する。新地発電所の増設に必要な環境・条件はそろっており、火力発電所の３・４号機の増設を強く要請して行くことを確認。
・平成２５年１０月２８日　新地発電所の現状と課題について、石炭灰の有効活用について
　・新地発電所の平成２４年度発電実績は１６０億５，８５０万ｋｗｈで、運転開始以来最大発電量を記録、その要因は、両電力会社からの増出力要請。また、地球温暖化対策と低炭素社会へ寄与するためバイオマス燃焼設備の建設に着手。さらに復旧・復興のための埋め立て資源として、石炭灰を有効利用できないか検討中。
・平成２５年１１月２６日　新地発電所３・４号機増設方針
　・新地発電所３・４号機は、東北電力と東京電力がそれぞれ分け、３号機は東京電力が開発するとの報告あり。（ただし、東北電力の４号機の開発を進めることは現段階では難しい。）
・平成２５年１２月　３日　東京電力（株）への要請活動
・平成２６年１０月２１日　相馬共同火力新地発電所視察研修
・平成２７年　８月　７日　今後の活動方針について

○調　査　結　果

当特別委員会は、新地発電所増設等整備促進の要請等を目的とし、平成２３年１２月１６日に設置された。

新地発電所は、平成６年に１号機、平成７年に２号機が運開され、運転開始から２０年以上にわたり、財政基盤の充実、道路整備・福祉向上・地域の活性化等の町づくりに大きく寄与してきた。平成２３年３月１１日発生の東日本大震災では、新地発電所も甚大な被害を受けたが、１号機、２号機とも震災後約９カ月で、それぞれ発電を再開し、平成２７年３月には木質バイオマス燃焼設備が完成し、環境に配慮した電力の安定供給に日々努力している。

我が国の電力需要は、快適な生活水準の追求、高度情報化社会の進展により、産業・生活のあらゆる面で電気の役割は増している。その中で、東日本大震災と東京電力福島第１原発事故の影響で、全国の多くの原子力発電所が停止しており、その対応として老朽化している火力発電施設の暫定的な再稼働が行われている。

電力の安定供給を促進し、本町のまちづくりと復興に資するためにも、新地発電３・４号機の早期増設に向けて、今後とも相馬共同火力発電株式会社をはじめ、東京電力・東北電力及び関係省庁に対し、火力発電所増設の早急かつ積極的な要請活動及び調査を続けていく必要がある。

なお、石炭火力発電所の安定運転には、石炭灰の安定処理が必要不可欠であり、復興事業の建設資材としての石炭灰の有効利用を進めるとともに、新たな石炭灰処分場の検討も行っていく必要がある。

平成２７年９月１７日

新地町議会議長　目　黒　靜　雄　様

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備
促進特別委員会委員長　加　藤　源　司

常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進特別委員会
調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　調査事項　　常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること
その他、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進に関すること

２　調査経過　　別紙のとおり

３　調査結果　　別紙のとおり

○ 調　査　経　過

・平成２４年　２月１０日　今後の活動計画について
・平成２４年　３月１２日　常磐自動車道の設計変更及び調整池について
・平成２４年　８月２０日　常磐自動車道の進捗状況（現地調査）
　・常磐自動車道の用地取得率は９９％、埋蔵文化財調査の進捗率５０％。相馬～新地間の８．５㎞のうち新地分１．８㎞は、水路ボックスの一部を除いてほぼ完成。新地～山元間はカルバート工が１７箇所あり現在急ピッチ工事中。
　・東北中央自動車道については、早期完成を目指し鋭意努力しているとのこと。
・平成２５年　２月２６日　東北中央自動車道の進捗状況(現地調査)
・平成２５年　７月２６日　今後の活動について
・平成２５年１０月１７日　常磐自動車道の進捗状況（現地調査）
　・常磐自動車道の開通目標は次のとおり。
　　相　馬ＩＣ～山元ＩＣ（23.3㎞）　平成２６年度末
　　南相馬ＩＣ～浪江ＩＣ（18.4㎞）　平成２６年度内
　　浪　江ＩＣ～常磐富岡ＩＣ　　他の共用区間から大きく遅れない時期
・平成２６年　４月２３日　常磐自動車道新地インター周辺の現地進捗状況について
　・常磐自動車道は、震災が原因の通行止めが解消。安倍首相は「原発事故で大きな被害を受けた福島県浜通り地方を南北に貫く常磐自動車道の完成は、復興の起爆剤になるはず」として、平成２７年３月としていた仙台－浪江間の開通予定を２６年中に前倒す考えを明らかに。
・平成２６年１１月　５日　常磐自動車道の進捗状況、東北中央自動車の事業状況について
　・常磐自動車道相馬ＩＣ―山元ＩＣ間及び浪江ＩＣ―南相馬ＩＣ間の進捗率は９９．９パーセント、１２月６日に開通見込み。東北中央自動車道の相馬－福島間は、霊山－福島間が平成２６年９月に着手したことで全区間が工事着手となった。
・平成２７年　８月　７日　東北中央自動車道の進捗状況（現地調査）

○調　査　結　果

当特別委員会は、常磐自動車道及び東北中央自動車道整備促進の要請に関すること等を目的とし、平成２３年１２月１６日に設置された。

常磐自動車道については、平成２６年１２月６日に相馬ＩＣ―山元ＩＣ間及び浪江ＩＣ―南相馬ＩＣ間が開通し、同日、常磐自動車道新地インターチェンジでは開通式が行われ、いよいよ新地ＩＣからの高速交通の利用が始まった。そして、平成２７年３月１日には、常磐富岡ＩＣ―浪江ＩＣ間が開通し、常磐自動車道は全線開通となった。

常磐自動車道の全線開通により、浜通り地域へのアクセスが大きく改善され、復旧・復興に向けた物流や人的交流の促進が図られている。また、災害時などの緊急を要する物資の運搬や、除染廃棄物の中間貯蔵施設への輸送など、高速道路の利用は大幅に増加すると見込まれる。そうしたことから、４車線化に向けて関係機関等に対し要望活動等を行ってきた結果、国においては４車線化に向けた取り組みを進めるという報道(平成２７年９月９日)があるが、今後も、４車線化の早期実現や周辺道路の整備も含め、継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

東北中央自動車道は、福島県浜通り地方と中通りから山形までを結ぶ広域的重要道路である。震災後、相馬福島道路は復興支援道路に位置づけられ、緊急整備が実施されている。本自動車道は、被災地と内陸部の連携強化、地域間交流や産業・文化の促進、救急医療施設へのアクセス道路など、様々な機能が期待される道路である。今後も、早期の全線完成に向けて継続的に調査や要望活動を行う必要がある。

なお、相馬福島道路（復興支援道路）各区間の開通目標は次のとおり。

相馬西道路(6.0 km)	平成 30 年度
阿武隈東道路(10.7 km)	平成 28 年度
阿武隈東－阿武隈(5.0 km)	平成 29 年度
霊山道路(12.0 km)	平成 29 年度
霊山－福島(12.2 km)	未発表

平成２７年９月１７日

新地町議会議長　目黒　靜雄　様

議会活性化特別委員会
委員長　八　巻　　孝

議会活性化特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託の調査事件について、会議規則第７７条の規定により下記のとおり報告します。

記

１　調査事項　　議会活動の充実・強化に関すること
議会の公開性や議会への住民参加に関すること
その他、活性化に向けた議会運営に関すること

２　調査経過　　別紙のとおり

３　調査結果　　別紙のとおり

○　調　査　経　過

・平成２６年　３月１９日	委員１２名をもって設置 （委員長　八巻　孝、副委員長　遠藤 満）
・平成２６年　５月２３日	第１回特別委員会（設置の趣旨、調査項目の検討）
・平成２６年　７月２２日	第２回特別委員会　議員研修（先進自治体に学ぶ議会改革）
・平成２６年　７月２３日	第２回特別委員会　議員研修（議員報酬等の在り方について） ※上記研修は２班に分かれての研修
・平成２６年１０月２１日	第３回特別委員会（研修報告、議員定数について、報酬について、議会活性化の取組について、活性化に向けた本年度の実施について）
・平成２６年１１月２８日	第４回特別委員会（議員定数について、報酬について、議会基本条例について）
・平成２７年　１月３０日	第５回特別委員会（議員定数について、今後のスケジュール）
・平成２７年　２月　９日	第６回特別委員会（議会機能と定数）
・平成２７年　３月２０日	平成２７年第２回定例会（活動経過を中間報告）
・平成２７年　６月　９日	第７回特別委員会（新地町議会議員の定数について）

○ 調 査 結 果

地方分権時代にあって、今後の町議会の果たすべき役割と責任は重要なものとなっている。議会がその役割をはたしていくには、更なる議会の改革を行っていく必要がある。

そこで、特別委員会では、テーマを絞り各種調査資料による検討や、先進地事例の研修等を通して、具体的な課題の整理などについて活発な討議を交わした。

そして第３回の特別委員会において、次の一般選挙から適用させるべく「議員定数」について平成２７年３月定例会までに中間報告を行うとして、全委員の了承を得、第４回～第６回の各特別委員会では、議会活性化に向けた議員定数について議論した。町は復興半ばであるが、議会活性化に向け今後の常任委員会活動や特別委員会活動などで、いかにスピード感をもって確実に事業を推進するか、また、討議性・専門性・町民性を重視し、議員活動の強化を図る議員定数について議論した。

その結果、議員定数は、最少の人員で効率的なとりくみを発揮できる「現定数から１人減した１２人が適当である。」との結論に達し、本年第２回定例会において中間報告を行い、第４回定例会において議員発議により、次の一般選挙から適用させる議員定数は１人減の１２人とする条例改正が行われた。

以上のとおり、当特別委員会の調査をとおして議会活動の充実・強化等について一定の成果を得た。

結びに、議会の活性化のためには、議員自らが資質の向上に努め、平素から身近な改善に絶えず取り組む姿勢を持つことがが不可欠であることを申し添え、調査報告とする。

議発第４号

新地町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び会議規則第１４条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成２７年９月１７日提出

新地町議会議長　目　黒　静　雄　様

提出者　新地町議会議員　森　　一馬

賛成者　新地町議会議員　加藤　源司

〃　　新地町議会議員　菊地　正文

〃　　新地町議会議員　井上　和文

〃　　新地町議会議員　八巻　　孝

新地町議会委員会条例の一部を改正する条例

新地町議会委員会条例(昭和５２年新地町条例第９号)の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「７人」を「６人」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙以後初めて招集される議会から適用する。

改正理由

新地町議会議員定数条例の改正により１３人の議員定数が、次の一般選挙から１２人となるにあたり、総務文教常任委員会の定数を７人から６人とし、次の一般選挙以後初めて招集される議会から適用するため、所要の改正を行うものである。